

箕面市新子どもプラン

次世代育成支援対策行動計画(後期計画)

平成22年(2010年)3月

箕面市

子育てを楽しむまち・箕面をめざして！

子どもは、地域の宝、地域の未来です。

箕面市は、これまで子育て支援策のなかで、子どもたちの心が育つ環境を整えること、子どもたちをしっかりと見て寄り添うことを大切にしてきました。

そして、子育て支援の歴史を支えてきたのが、多くの市民活動です。子育て中の市民のつながりや子育ての先輩とのつながりなど、さまざまなネットワークがつくられてきたなかで、市は、地域との協働のもと、施策を進めてきました。

ひと昔前、路地や空き地で子どもたちが遊び、うちの子もよその子もわけへだてなく声をかけていた時代がありました。社会と家族の姿が変化し、人間関係の距離が遠ざかるにつれて、改めて取り組むべき課題が浮き彫りになってきました。

子どもが自分のことを大切だと感じ、友達を好きになり、お互いを認め合いながら遊んだり、学んだりすること・・・この「つながる力」を、今、強く意識して育てることが必要です。

「家庭」と「保育所・幼稚園・学校」と「地域」が、それぞれの場で子どもたちと向き合って、子どもたちの「つながる力」を育てていかなければなりません。

そして、子どもたちの「つながる力」を育むためには、まず大人同士がお互いに支え合い、力を合わせていかなければなりません。

この思いを、「箕面市子育て応援宣言」に詰め込みました。

市民が子育てに夢を持ち、子どもが元気に暮らすことができるまちづくりをともに手を携えて進めたいと考えています。どうぞ、皆様、「子育てを楽しむまち・箕面」をめざし、お力添えをお願いいたします。

平成22年（2010年）3月

箕面市長 倉田哲郎

●●● 箕面市子育て応援宣言 ●●●

未来にはばたく子どもたち
わたしたちは、子どもたちの「^{ちから}力」をしっかり伸ばしたいと考えます。

学力 ...ひとりひとりの成長にあわせ、学ぶ力を養います

体力 ...体を動かすのが大好きな子どもを育てます



^{ちから}**つながる力** を大切にします

自分も好き、友だちも好き。
そして、自分の意見を表現でき、友だちのことも認めることができる。
そういう力が、「^{ちから}つながる力」です。

^{ちから}つながる力を育てましょう

それぞれの家庭で

子どもの育みの原点となるのは家庭です。
子どもたちが、大事にされていると感じられる温かいかわりを
じっくりと繰り返しましょう。
子どもたちの心は満たされ、人とつながる勇気を蓄えます。

保育所、幼稚園、 学校で

しっかり遊んで、きちんと叱られて
友だちの大切さと守るべきルールを学ぶことが
子どもたちには大切です。
家庭と園や学校が気持ちをひとつに、子どもたちと向き合しましょう。

身近な地域で

たとえば、道ばたで転んで泣いたとき
いつも声をかけてくれるご近所さんに、助けてもらったこと。
そんな体験を、地域の子どもたちにたくさんさせてあげてください。
困ったときに、きちんと誰かに相談できる力が育ちます。

大人たちもつながりましょう

まちのあちこちで

子どもたちの^{ちから}つながる力を育てるためには
大人たち自身がゆるやかに支え合うこと
そのつながりを日々実感できていることが大切です。
子どもたちを真ん中に、地域の輪をつくっていきましょう。

－目次－

第1章 計画策定の概要	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画対象	2
4. 計画期間	2
第2章 子どもをとりまく現状と課題	3
1. 次世代育成支援に関する事業の取り組み状況	3
2. 次世代育成支援に関する主要課題	8
第3章 計画の基本理念と施策の基本方向	12
1. 計画の基本理念	12
2. 施策体系図	14
第4章 施策の展開	15
1. 施策の基本方向と主な取り組み	15
2. 重点的に取り組む項目	37
3. 計画に係る目標指標	41
第5章 計画の推進体制	42
1. 推進体制の整備	42
2. 実施状況の継続的な点検	43
3. 計画の周知	43
資料編	45
1. 子どもをとりまく現状	45
2. 施策の内容と所管部署等	82
参考資料	95
1. 箕面市新子どもプランの策定経過	95
2. 箕面市子ども育成推進協議会への諮問	96
3. 箕面市子ども育成推進協議会からの答申	98
4. 子ども育成推進協議会条例	100
5. 委員名簿	102
6. 箕面市子ども条例	105

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

近年の急速な少子・高齢化は、生産年齢人口の減少という「構造変化」を伴い、経済活動にも大きな影響を与えることが憂慮されています。また、核家族化、地域コミュニティ意識の希薄化、経済状況の低迷等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子育て家庭の孤立による育児不安の増大、保護者の就労形態の多様化による保育ニーズの多様化等に留意した子育て支援が求められています。一方で、児童虐待や少年犯罪等の子どもの安全に関わる社会問題も顕在化しています。インターネットの普及等による有害環境の変化もふまえながら、子どもの安全を確保するとともに、子どもが自分の身を守ることができるような教育も必要となっています。

このような背景を受けて、国では、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援対策を推進してきました。しかし、少子化の流れは依然として変わらないことから、平成18年に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」をふまえ、少子化対策が抜本的に拡充、強化されました。また、平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を二本の柱とする新たな対策の必要性が指摘されました。

本市においても、平成17年3月、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「箕面市新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）」を策定し、「子どもが明るくのびのび育つまちづくり」、「子どもが輝くまちづくり」、「大人と子どもの協働によるまちづくり」、「安心して子育てができるまちづくり」の4点を基本理念に掲げ、総合的な「子ども施策」の積極的な展開を図ってきました。本市では、出生率は全国や大阪府と比べて低いものの、近年増加しており、将来推計においても18歳未満の人口は今後5年間、増加すると見込まれています。こうした中で、保育所の待機児童が増加しており、また家庭と地域の結びつきが弱まっている中で、育児不安も強まっています。このような課題をふまえ、「箕面市新子どもプラン（次世代育成支援対策行動計画）」を見直し、後期計画として、「箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画（後期計画）〕」を策定することとしました。

自然豊かで良好な住環境を有するこの“箕面”が、これから先も「元気で活気あるまち」であり続けるには、「子育てしやすさ日本一」のまちにするという目標を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若者や子育て世代を引きつける魅力あるまちづくりを進めていくことが重要となります。したがって、子どもを安心して生み育てるための支援策や子育てと生活・仕事が両立できる育児環境の整備、子どもたちの就学環境の整備、豊富な青少年活動の推進、子どもの安全安心の確保等、これまでの取り組みを発展継承しつつ、家庭教育の重要性を再認識し、新たな課題に対応し得る実効性と独自性のある施策を本計画に定め、展開していきます。

2. 計画の位置づけ

平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が公布され、市町村に同法第 8 条に基づく行動計画の策定が義務づけられました。行動計画の趣旨及び対象施策の範囲は「箕面市子どもプラン」と重なるものであったため、本市においては、「箕面市子どもプラン」に情勢の変化に対応した内容を修正・追加し、平成 17 年 3 月に「箕面市新子どもプラン」を策定し、「箕面市次世代育成支援対策行動計画」の前期計画として位置づけました。

本計画は、「箕面市次世代育成支援対策行動計画」の後期計画として、前期計画を引き継いで策定するものです。また、「第四次箕面市総合計画（みのおプラン 2010）」の基本構想で示された基本目標の下、子どもを取り巻く社会の動向や課題を整理し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、総合的な子育て支援策の方向性と具体的な施策を点検しながら策定したものであり、次期の「箕面市総合計画」への位置づけも行います。

このほか、本計画は、下記の関連条例及び計画等との整合を図りながら策定するものです。

- ・箕面市まちづくり理念条例
- ・箕面市市民参加条例
- ・箕面市非営利公益市民活動促進条例
- ・箕面市人権宣言
- ・箕面市青少年健全育成都市宣言
- ・箕面市人権施策基本方針
- ・箕面市人権教育基本方針
- ・箕面市人権保育基本方針
- ・健康みのお 2 1
- ・第 2 次箕面市障害者市民の長期計画（みのお 'N' プラン）
- ・第 4 期箕面市男女協働参画推進計画
- ・箕面市国際化推進計画
- ・箕面市スポーツ振興指針・振興計画
- ・箕面市子ども読書活動推進計画
- ・箕面市就労支援基本計画

3. 計画対象

本計画が対象とする子どもは、児童福祉法第 4 条、大阪府青少年健全育成条例第 3 条並びに箕面市子ども条例第 2 条に基づき、18 歳未満の者とします。

4. 計画期間

次世代育成支援対策計画（前期計画）については、次世代育成支援対策法に定められた平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間としていました。次世代育成支援対策計画（後期計画）については、平成 22 年度を初年度とし、平成 26 年度までの 5 年間で計画期間とします。

H13 年度	H14 年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
第四次箕面市総合計画										次期箕面市総合計画									
箕面市子どもプラン																			
										○次世代育成支援対策推進法（H15.7公布）									
										箕面市新子どもプラン									
										次世代育成支援対策行動計画 前期計画（5年計画）					次世代育成支援対策行動計画 後期計画（5年計画）				

第2章 子どもをとりまく現状と課題

1. 次世代育成支援に関する事業の取り組み状況

(1) 家庭における子育て環境の見直しと地域における子育て環境の整備

【家庭・地域における子育て・親育ちへの支援】

子育てに関する悩みやストレスを解消するため、相談支援や情報提供を行っています。また、身近な地域の拠点で子育てを支援するため、子育て支援センターの充実、子育てサロン・子育てサークルへの支援、保育所・幼稚園を活用した子育て支援等を進めています。さらに、家庭教育への支援として、子育てに関する講座の開催や乳幼児図書リストの活用を行っています。

【ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり】

「未来子ども基金」を創設し、未来を担う子どもたちが箕面のまちで健やかに成長するための事業を推進しています。

子育て期の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費、妊婦健診の公費助成の拡大等や就学・就園に関する経済的支援を行っています。また、子育てしやすい住居やまちの環境の充実のため、市営住宅の供給管理や道路・施設のバリアフリー化、良好な都市景観形成のための意識啓発、自然環境や文化財の保全・活用を進めています。さらに、子どもの安全を確保するため、防犯活動や不審者等の情報の収集・発信、危険箇所等の点検活動等を実施しています。

【子どもの健康づくり】

母子の健康づくりにおいては、妊婦への健康教室・健康相談、乳幼児の健康診断・健康相談、各学校における健康診断、予防接種、スポーツ教室を行っています。また、口腔内の健康づくりのため、乳幼児健診、保育所・幼稚園や小学校において歯科保健相談・指導等を進めています。小児医療体制としては、豊能広域こども急病センターにおいて、休日・夜間の応急的な診療を実施しています。さらに、食育の推進を図るため、食に関する学習機会や情報提供、栄養相談を行っています。また、保育所や小学校において食育を実践しています。

【発達上支援を必要とする子どもの支援】

第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）との整合を図りながら推進しています。障害がある等、発達上支援を必要とする子どもの支援として、保育所・幼稚園・小中学校における支援保育・教育や児童デイサービスの充実を進めています。また、発達上支援を必要とする子どもをもつ家庭への支援として、相談体制や障害福祉サービスの充実を進めています。さらに、箕面市支援保育・教育推進のためのハンドブックが作成され、0歳から18歳までを見通した支援体制等について整備を進めています。

【情報、相談体制の整備】

子育てや子どもに関する情報を、チラシ・情報紙・インターネットを通じて発信しています。また、子どもや子育てに関する悩みに対応する相談体制の充実を図るため、専用窓口の設置、専門職員の配置と職員の資質向上、関係機関や地域とのネットワークづくり等を進めています。虐待への対応にあたっては、相談体制の充実に加え、通告窓口の周知や早期発見・早期対応の体制づくりを推進しています。

【教育コミュニティの形成】

保育所・幼稚園・小中学校、家庭、地域の協働により、地域社会の中で子どもを育てる教育コミュニティを形成するため、三世代交流事業への支援、保育所・幼稚園・小中学校における子育て講座、子育てサロン、地域の青少年関係団体に対する支援を行っています。

【人権文化の推進】

人権を尊重する意識が日常生活に広く根付くよう、講演会や冊子等を通じた啓発活動、講座や学習会等を通じた学習機会の提供、人権文化センター事業の充実を進めています。

(2) 保育サービスの量的・質的充実

【就学前保育・教育の充実】

保育所や幼稚園における保育・教育の充実を図るため、各園の交流や研修会、研究活動を行っています。また、保育所・幼稚園・小中学校の連携を進めるため、合同の研修会や研究会、協働で取り組む活動を進めています。障害がある等、発達上支援を必要とする子どもに対しては、障害児保育の手引きに基づいた支援保育、共生保育・教育（障害の有無にかかわらず、共に遊び共に学ぶ保育・教育）、研修や情報交換を通じた保育者の資質向上、医療・福祉・教育の関係機関の連携に取り組んでいます。

【多様な保育ニーズへの対応】

保育サービスとして、通常保育のほか、一時保育、延長保育、病後児保育、休日保育、簡易保育施設、幼稚園の長時間保育の実施や、市民で子育てを助け合うファミリーサポート制度での、早朝、夜間、宿泊、休日における受け入れの実施等、多様な保育ニーズに対応しています。学童期の子育て支援としては、学童保育、自由な遊び場開放事業を実施しています。このほか、保護者の疾病、出産等社会的事由により、緊急一時的に家庭での養育が困難な場合に、児童福祉施設等で子どもを保護・養育するショートステイ事業を実施しています。

(3) 子育て世代に対する労働環境の整備

【男女協働参画への取り組み】

男女が子育てや家庭づくり等を協働して行い、あらゆる分野で共に参画できるよう、男女協働参画社会の形成に向けた啓発や学習機会の提供、女性相談を行っています。

【子育てと仕事の両立支援】

職業生活と家庭生活との両立を図り、安心して子育てができるよう、相談支援・情報提供・講座実施を通じた子育て世代に対する就労支援を行っています。また、子育て世代が働きやすい労働環境を整備するため、育児休業制度や働き方の見直しに関する企業等への啓発を行っています。

(4) 子どもの遊び場づくり

【子どもの居場所、活動拠点の整備・充実】

子どもが自由に利用できる居場所・活動拠点として、フリースペースの確保や施設の一部開放、公共施設の利用促進を図っています。また、その居場所・活動拠点における職員の子どもに接するスキルを向上するため、研修・講座を行っています。

【子どもの自由な遊び場づくり】

子どもが自由に遊べる場所を確保するため、保育所・幼稚園の園庭・プール、市立小学校の体育館・運動場・教室を地域に開放しています。また、公園や親水空間の整備について、地域の特性を活かし市民と協働で行い、市民による公園等の維持管理活動を支援するとともに、子育てサークル等への情報提供により輪を広げる機会をつくっています。

また、子どもたちが自然に親しみ、安心して遊べるよう保育所・幼稚園の園庭や小中学校の校庭、地域の公園の芝生化を進めています。

(5) 子どもの文化的・社会的活動の支援

【子どもの自然体験・文化・スポーツ活動の推進】

子どもたちに様々な体験や遊びの機会を提供するため、自然体験・文化芸術・スポーツ等に関する講座や教室、イベントを開催するほか、文化活動については発表の機会を提供しています。また、これらの子ども向けのイベントに関する情報提供を実施しています。さらに、地域における文化・スポーツクラブ活動や子どもたちの自主的な活動を、場所の提供やサポーターの派遣等を通じて支援しています。

【子どもの社会体験・活動の推進】

子どもの社会体験・活動の機会を提供するため、職場体験学習、福祉体験学習、ボランティア教育、国際感覚を身につけるための講座、安全学習、環境学習等を推進しています。また、子どもに関する地域のボランティア活動に対し、研修や助成金を通じて支援を行っているほか、ボランティアを知ってもらうための啓発や子どもが参加できる活動の情報提供も実施しています。

【子どもの社会参加の促進】

子どもの広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育成するため、地域の活動や行事等において、子どもが自分の意見を主張し、大人と共に役割を担う機会を提供しています。また、発達上支援を必要とする子どもの将来の自立生活に向けた準備を支援するため、学習や体験の機会の提供や相談支援を実施しています。

【青少年団体、青少年関係団体の活動支援】

子どもに関わる活動や子どもの自主的な活動への支援として、場所の提供、補助金の交付、指導員の派遣等を行っています。また、子どもに様々な知識や活動を指導できる地域の人材を確保するため、養成講座や人材バンク制度の周知を進めています。

【子どもの読書活動の推進】

子どもの豊かな心を育成するため、「箕面市子ども読書活動推進計画」に基づき、本の紹介冊子等の配布、健診時等における読み聞かせの実施、行事の開催、学校における読書環境の整備を進めています。

(6) 教育の充実と開かれた学校づくり

【学校教育の充実】

子どもたちに「豊かな育ち」と「確かな学び」を実現するため、義務教育9年間を一体としてとらえる小中一貫教育を推進しています。

学校教育においては、確かな学力と豊かな人間性の育成、健康・体力の向上を、箕面市教育実施方針に明確に位置づけ、自ら学び考える力や基礎基本の確実な定着のため、地域人材を活用した体験学習や習熟度別少人数指導を実施しています。

また、教科や学校行事では、各学校が創意工夫し、様々な体験のできる魅力ある教育活動を展開するとともに、情報活用能力の育成をねらいとして、ICT環境の整備や教職員に対する研修等を行っています。さらに、市内全中学校のすべての普通教室にエアコンを設置する等、学校施設の学習環境の向上に努めています。

【地域に開かれた学校づくり】

様々な人との出会いを通して、子どもたちに豊かな学びを実現するため、地域の人々から学ぶ授業や地域に出かけて学ぶ授業を行っています。また、学校運営の透明性を高め、地域に根ざした学校運営を推進するため、学校自己診断を実施したり、学校協議会を開催したりする等、開かれた学校づくりを推進しています。

【心の教育の充実】

学習指導要領の理念である「生きる力」の一つとして、豊かな心の育成があります。学校や家庭、地域において取り組むことが必要です。学校においては、道徳の時間を要として、教科や学校行事、総合的な学習の時間との関連を図りながら、全教育活動を通して心の教育を進めています。

【人権教育の推進】

人権教育を推進するため、広報・啓発活動のほか、学校では人権教育カリキュラムに基づく人権教育や体験学習等を通じた人間関係づくりを進めています。また、海外から来日もしくは帰国した児童生徒や保護者に対し、日本語指導者や通訳の派遣を行っています。障害のある子どもの教育体制の充実に向けては、共生保育・教育（障害の有無にかかわらず、共に遊び共に学ぶ保育・教育）、施設の改修や登下校の送迎等を行っています。

【次代の親の育成】

次代の親を育てるという観点での思春期への支援として、思春期相談、性教育、喫煙・薬物等に関する教育を行っています。また、男女共生教育や子育てや家庭の大切さについての教育も進めています。

(7) 健全育成と自立支援

【自立への支援】

学校教育では、将来に対し目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう、進路指導やキャリア教育を実施しています。また、学習や進路に不安を抱える青少年と保護者に対しては学習・進路相談を行っています。若年者を含む就労困難者等については、職業情報の提供や能力開発講座の開催等を通じて就労支援を行っています。なお、平成21年7月に社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり等を目的とした「子ども・若者育成支援推進法」が公布されたことにより、今後、法施行後に定められる「国の大綱」に沿って、市においても取り組みを進めていくこととなります。

【問題行動の予防と早期発見・早期対応】

青少年の非行を防止するため、啓発活動や相談支援、相談窓口の周知活動を行っています。また、問題行動の早期発見・早期対応のため、補導活動や、学校・子ども家庭センター・少年サポートセンター・警察等の関係機関の連携による連絡調整を実施しています。さらに、虐待や被害を受けた子どもの支援として、学校や教育センター、青少年指導センターにおいて相談支援を行っています。

【非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進】

犯罪や非行のない社会の実現に向け、「社会を明るくする運動」等の市民運動を推進しています。また、子どもの安全を確保するため、危険箇所・問題箇所点検活動や地域の人々による巡回活動、こども110番の設置を行っています。一方で、子どもが自分自身で暴力やいじめから身を守ることができるよう、市民との協働事業としてCAPプログラムを実施しています。

(8) 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

【地域における生涯学習・交流の促進】

子どもが地域の様々な人々とのふれあいの中で社会性を身につけ、伝承文化に触れながら、考え方や生き方を学ぶことができるよう、地域における生涯学習・世代間交流活動・地域伝統行事を行っています。また、生涯学習では、包括協定締結の大学等関係機関と連携した事業を実施しています。

【地域福祉活動における多世代交流の促進】

地域における福祉教育活動においても、多世代交流を行っています。これにより、ボランティアと子どもの距離が縮まり、地域全体で子どもを育てる意識につながっています。

2. 次世代育成支援に関する主要課題

(1) 家庭における子育ての見直しと地域における子育て環境の整備

アンケート調査によると、子育てに関する相談相手は、家族や隣人・友人、就学前保護者では育児書・育児雑誌・インターネットで情報を集めている人が多く、専門的な支援が必要であることが分かります。子育て支援センターの利用状況を見ても、来所組数が年々増加しています。

育児不安は、場合によっては虐待につながることもあるため、これを解消することは児童虐待の予防にもつながります。子育てのストレスから子どもにきつくあたってしまうことを悩んでいる就学前保護者もいます。そのような保護者に対しては、現在実施している、地域における相談支援や子育ての仲間づくりのできる機会の提供を拡充し、育児不安の解消にさらに取り組んでいく必要があります。

子どもとの外出機会での課題を見ると、歩道の段差や交通機関、建物がベビーカーの移動に配慮されていないことが多く指摘されています。公共施設はもとより、民間事業者との連携を深めながら、駅等の公共交通機関や商業施設等でのバリアフリー化をより一層推進していくことが求められます。こうしたきめ細かな情報提供・相談対応や基盤整備等は、子育てしやすいまちとなる重要な要素となります。

子どもの食生活の実態を見ると、朝食の欠食や孤食が一部の子どもで見られています。また、食育に関する事業の利用度は利用意向に比べて低いことから、利用したい人が利用に至っていないことが推察されます。幼い頃から正しい食習慣を身につけることは健康づくりの基本となることから、子どもの発達段階に応じた食育を推進するとともに、食育に関する事業の広報に努めていく必要があります。

発達上支援を必要とする子どもに対しては、保育や教育、福祉サービスを通じた支援を行っていますが、個に応じた支援を子どもの成長段階において切れ目なく実施していくため、乳幼児から成人までを通じた個別の支援計画策定や福祉・教育・医療の連携を進めていく必要があります。

(2) 保育サービスの量的・質的充実

保育所の児童数を見ると、保育児童数、待機児童数ともに増加傾向にあります。しかし、市立幼稚園は、定員割れの状態が続いており、園児数も減少傾向にあります。一方で、アンケート調査によると、保育サービスを利用したい理由として、「就労している」「就労予定がある」の次に「子どもの教育」をあげる保護者が多くなっており、子どもを預ける先を考える際に、質の高い教育の提供を重視していることが分かります。こうしたニーズに応えるため、幼稚園と保育所の職員の交流促進による就学前保育・教育の充実や、保育所・幼稚園・小中学校の連携の全市的な展開による学校段階間の円滑な接続を図っていく必要があります。

保育サービスの基盤整備については、箕面森町、彩都、小野原西の新市街地形成に伴い、全体的にサービス基盤の拡充を図る必要があります。また、増加している保育所の待機児童を解消するため、保育所の新規設置や定員増を進めることが求められています。園児数が減少している市立幼稚園については、待機児童の解消や地域の身近な場所での育児不安の解消といった本市の子育て課題をふまえ、私立幼稚園との役割の整理や今後のあり方について検討していく必要があります。

(3) 子育て世代に対する労働環境の整備

本市における女性の労働力率は、大阪府や全国と比べて低く、30歳以上で特に低いことから、出産や子育てを機に離職する人が多いと推測されます。就労希望がありながら働いていない母親の働いていない理由としては、「働きながら子育てできる適当な仕事がない」が多くなっています。経済不況等による家計への影響も大きく、また就労への意欲の高まりがみられることから、今後、就労を希望する女性が増えてくることが予想されます。

子育てと仕事の両立支援を進めるためには、保育サービスの提供による子育て支援に加え、保護者に対する情報提供等の就労支援や企業等への労働環境の整備、ワークライフバランス等に関する啓発が重要となります。保護者に対しては、現在、実施している相談対応・情報提供・講座実施を通じた就労支援、またパートナー等、家族の理解と協力を働きかけていくこと等をより一層推進していく必要があります。企業等に対しては、リーフレット等により情報提供を行っていますが、認知度が低く、より効果的な啓発方法を検討することが求められます。

(4) 子どもの遊び場づくり

アンケート調査によると、公共施設で子どもに利用させてみたいサービスや企画として、スポーツや読書、遊具を使った遊びを自由にできる機会へのニーズが高くなっています。また、子どもの遊び場に対して、「雨の日に遊べる場所がない」「遊具などの種類が充実していない」という感想が多くなっています。

現在、実施している、フリースペースの確保や公共施設の利用促進、学校施設の一部開放は、子どもの居場所となっており、子ども間や子育て世帯と地域間の関係づくりにつながっています。今後は、これらの拠点について、子どもの遊び場としての安全確保・様々な企画・ボランティア等地域の支援を取り入れる等の質の向上を図るとともに、不登校等、様々な課題を抱える子どもの居場所にもなるよう展開していく必要があります。

また、文部科学省が行っている「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年頃から現在まで低下傾向が続いています。子どもの運動不足の対策として、空き地や広場といった子どもたちの手軽な遊び場を確保していく必要があります。

(5) 子どもの文化的・社会的活動の支援

アンケート調査によると、子育てに対して、楽しさと同じくらい、もしくはそれ以上に辛さを感じている小学生保護者の多くが、子どもの教育に関することで悩んでいます。一方で、子どもが参加する地域活動としては、お祭りや地域運動会等、地域に根ざした活動が最も多く6割を占め、自然体験・文化芸術・スポーツ等の活動は4割未満となっています。また、参加したことがない人の理由としては、興味・関心がないということよりも、情報不足や知り合いがいないこと、時間帯が合わないことの方が多くなっています。

子どもたちの教育に対し、家庭や学校だけでなく地域も関わることは、子どもの地域への愛着や地域との顔見知りの関係づくり、コミュニティの大切さについての理解等の促進につながります。現在、子どもたちに対し様々な活動機会を提供する中で、これらの効果が見られていることから、今後は、就労者をはじめ生活様式が多様化している中で、幅広い市民の事業への参加を促進するため、広報活動や開催形態に工夫が必要になります。特に、子どもが自発的に活動することは、広い視野や自己表現力の育成につながることから、そのような機会を提供することが求められています。また、地域資源（活動・人材）との連携を強化しつつ、新たな資源を掘り起こしていくことで、質面らしい活動を展開していくことも重要です。

(6) 教育の充実と開かれた学校づくり

学校教育では、確かな学力の定着と向上、豊かな心の育成、健康・体力の向上を推進していますが、保護者の教育の質に対するニーズに応えるため、教育内容の充実を図ることが必要です。指導方法の工夫や教職員の資質向上を図るとともに、地域資源の確保や学習内容とのマッチングを進めることで各学校の創意工夫をより推進し、地域性を活かした特色ある学校づくりに取り組んでいく必要があります。

不登校児童生徒数は、小学校で3%、中学校で18%となっており、学校に通っている17歳の6%が学校生活を楽しくないと感じています。小・中・17歳で、何でも話せる友だちがいないという子どもが1~2割となっています。また、子どもによる非行や犯罪が社会問題化していることもあり、心の教育が重要となっています。現在、学校では心の教育の充実に向け、道徳教育の充実や専門職員・ボランティアの活用、関係機関との連携を進めていますが、子どもの実情にあった支援や家庭への働きかけができるよう、これらの支援体制を強化していくことが求められます。

アンケート調査によると、赤ちゃんを抱っこしたり、あやしたりすることがほとんどないという子どもが、小・中・17歳で5.5~7.5割となっており、年齢が上がるにつれて高い割合となっています。現在、次代の親を育てるという観点での支援として、思春期相談、性教育、喫煙・薬物等に関する教育等を行っていますが、子育て体験等を通じて、家庭や男女の協力による子育ての大切さについての教育も進めていく必要があります。

(7) 健全育成と自立支援

アンケート調査によると、中学生の5割、17歳の7割が「将来のこと」について悩んでいます。子どもたちにとって進路は重要な選択であるものの、勤労観や職業観が育たないまま進路選択の時期を迎えてしまう子どもがいることも事実です。子どもたちが将来に対し目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう進路指導やキャリア教育を実施していますが、キャリア教育を小中一貫で実施し、先進的な取り組みを拡大することで充実を図っていく必要があります。

アンケート調査によると、小学生の34%が危ない目やこわい目にあった経験があり、その内容としては、「不審者に声をかけられた」「車やバイクにはねられそうになった」が多くなっています。現在、子どもの安全を確保するための取り組みとして、地域による巡回活動やこども110番の設置・動くこども110番事業を行っていますが、地域における見守り体制を強化するため、これらの事業への協力者の拡大や、子どもに対する事業の周知を図ることが必要であり、また、子どもが自分で身を守ることができるよう教育することも求められています。

アンケート調査によると、平日の放課後にしていることとして、「パソコンでインターネット(ネットゲームなど)をする」の割合が前回調査よりも高くなっており、「携帯電話でメールなどをする」は小学生で1割弱、中学生では3割弱となっています。インターネットの普及に伴い、子どもたちが有害情報に接する機会が増えており、インターネット上のいじめも問題となっています。子どもたちを有害情報から守るためには、実態把握やフィルタリングの普及促進も重要ですが、子どもたちが情報社会を生きぬき、健全に成長することができるよう、正しい判断や望ましい態度を育てるための教育を、学校・家庭・地域において推進していくことも必要となります。

(8) 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

現在、子どもが地域の様々な人々とふれあう機会として、地域の生涯学習・世代間交流・地域伝統行事を実施しています。このような取り組みは、地域が大切にしてきた生活文化を受け継ぐ機会となり、また、子どもの社会性を育み、地域を理解することによる誇りや愛着の形成にもつながっていきます。地域の大人にとっては、子どもとふれあう機会を得て、生きがいや楽しみを見いだすことも期待できます。子どものいる世帯で核家族化が進んでいることから、日常的に世代間交流ができるよう、これらの事業に対する幅広い世代からの参加促進に努めることが必要です。また、学習した成果を地域活動等で発揮できるよう、人材と地域での活動の場をつなぐ機能の充実が求められています。活動を支える人と子どもの交流の中で、地域全体で子どもを育てる意識の醸成が図られていることから、今後も交流を深めていくことが重要です。

第3章 計画の基本理念と施策の基本方向

1. 計画の基本理念

子どもが、自らが創造的な子ども文化を育み、次代を担う人として明るく健やかに成長することは、すべての市民の願いです。

子どもは、人と人との関わりの中で切磋琢磨することで、主体的に判断し行動する「生きる力」と、自分を認めながら他人も認め、他人を思いやる心や感動する心等、豊かな人間性を身につけます。

学校教育の果たす役割の重要性はもちろんですが、子どもが生まれて初めて関わる社会である家庭における教育や、地域の人々とのふれあいが、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

また、本市でも少子化は確実に進んでいます。結婚や出産は個人の価値観や自己決定権の問題ですが、社会的・経済的に支援が必要な家庭に対する積極的な支援体制の整備等、子育てに夢と希望を感じる地域社会づくりは重要な課題です。

子どもをめぐる社会状況の変化に伴い、明らかになった課題を解決するには、市民と市がそれぞれ共通の理念の下に連携し合い、協働して互いの役割を果たし合うことが必要です。その際には、乳幼児期から青年期に至る子どもの生活のすべての領域にわたって、総合的な視点で取り組むことが求められています。

箕面市に生まれ育つすべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、本計画は、前期計画である「箕面市新子どもプラン（箕面市次世代育成支援対策行動計画）」の基本理念を受け継ぎ、次に示す4つの基本理念の下に策定します。

<箕面市新子どもプランの基本理念>

～子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざして～

- 子どもが明るくのびのび育つまちづくり
- 子どもが輝くまちづくり
- 大人と子どもの協働によるまちづくり
- 安心して子育てができるまちづくり

(1) 子どもが明るくのびのび育つまちづくり

子どもが、国籍、出生、性別、障害の有無等によって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの個性とその能力がいかされ、個人が大切にされるまちづくりをめざします。

(2) 子どもが輝くまちづくり

子どもは、人と人とのふれあいをおし切磋琢磨しながら、他人を思いやる心や感動する心等、豊かな人間性が養われ、主体的に判断し、行動し、自らを律しつつその義務を果たし、たくましく生きることができるよう育っていきます。

子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重し、子どもが輝くまちづくりをめざします。

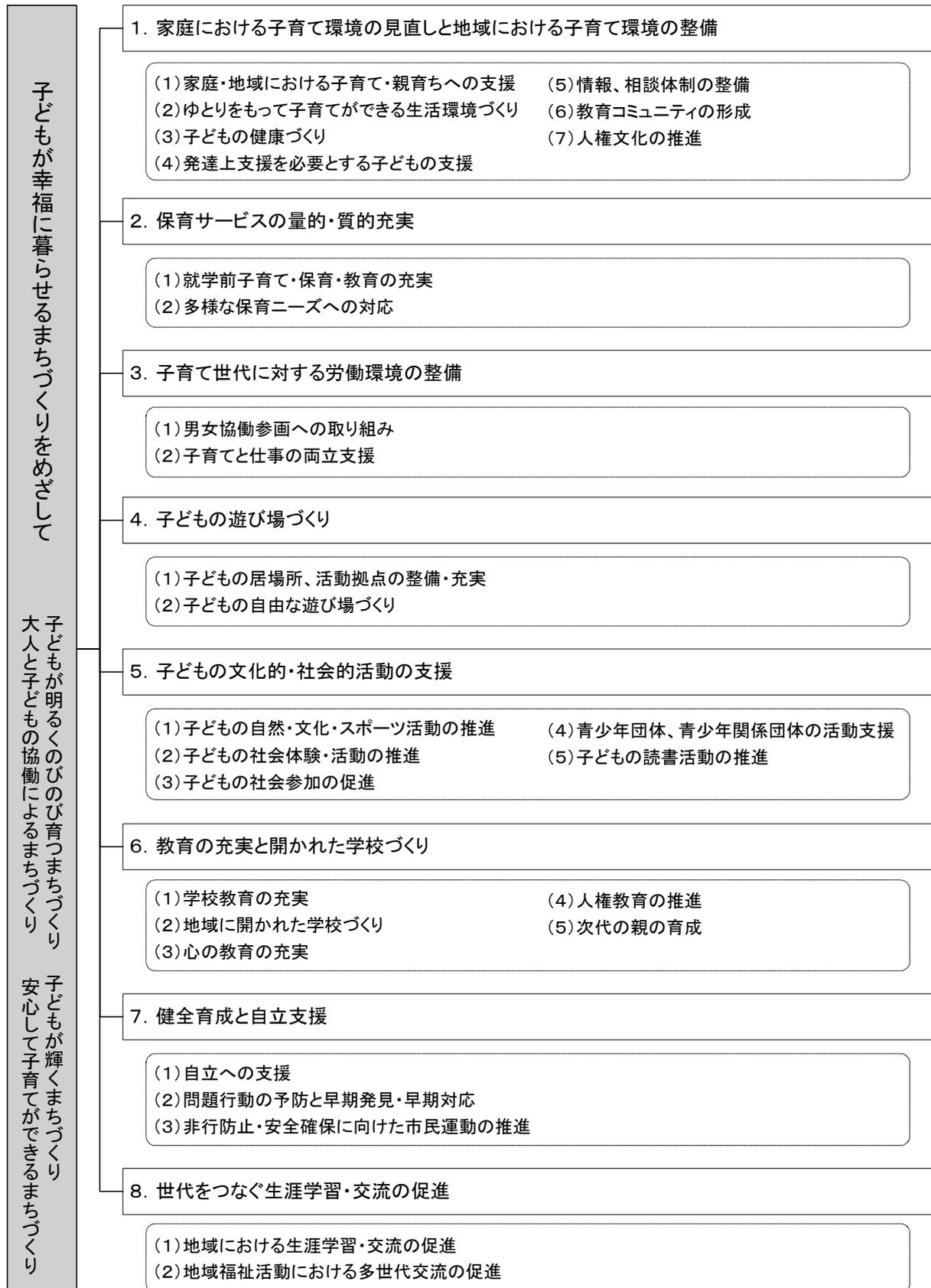
(3) 大人と子どもの協働によるまちづくり

大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚しながら、子どもの意見表明の機会を確保し、互いに教えあい学びあい、共に育つまちづくりをめざします。

(4) 安心して子育てができるまちづくり

子どもが心豊かに健やかに育つために、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅その他の幅広い分野において、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域がそれぞれの役割と責任を果たし、強く連携しながら、安心して子育てができるまちづくりをめざします。

2. 施策体系図



第4章 施策の展開

1. 施策の基本方向と主な取り組み

すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを実現するため、先に示した4つの基本理念に基づき、子どもが、自ら「生きる力」を身に付けることができるよう、保育所・幼稚園・小中学校、家庭、地域が連携するとともに、大人と子どもが互いに信頼し合える多様な人間関係づくりに努めていきます。また、箕面市のまち全体で、子どもがのびのびと育つことのできるまち、安心して子どもを育てることのできるまちをめざします。

これらを実現するために、「箕面市新子どもプラン（箕面市次世代育成支援対策行動計画）」における基本目標を受け継ぎ、以下の8項目を掲げ、施策を推進します。

(1) 家庭における子育て環境の見直しと地域における子育て環境の整備

家庭における教育は、子どもの成長において重要な役割を果たします。保護者が、子どもを受け止める包容性と社会のルール等を教える規範性の両面を持つことで、家庭のきずなは強くなっていくものですが、規範性の希薄化が指摘されていることから、家庭教育の重要性を啓発する取り組みを進めます。

保護者が悩むことの多い家庭教育では、社会からの支援も必要です。近年では、家庭と地域の結びつきが弱まっている中で、孤立感を感じる子育て家庭が増えていることから、子育て・親育ちを身近な地域で支援していくことが重要となっています。しかし、日頃から関係性のある支援先でないと、子育て家庭は、なかなか悩みを打ち明けたり、支援を受けたりすることに至りません。また、就労や社会参加等をしていない家庭で子育てをしている世帯は、仲間づくりや情報提供、相談支援を特に必要としています。“待つ支援”ではなく、日頃から広く様々な子育て資源を開放していくとともに、“出向く”支援を取り入れたサービスメニュー作りに力を入れていきます。そのほか、生活基盤や住環境、健康づくりに対する支援も行います。

都市化や核家族化が進行する中で、子育て家庭が不安や悩みを抱え込むことがないように、保育所・幼稚園・小中学校、家庭、地域の協働による、地域社会で子どもを育てる教育コミュニティづくりを進めていきます。

発達上支援を必要とする子どもに対しては、子どもがのびのびと育ち、保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かな支援を子どもの成長段階で途切れることなく実施していきます。

① 家庭・地域における子育て・親育ちへの支援

家庭教育に対する支援である「親支援プログラム」や「子育てに関わる講座の開催」等は、親としての意識啓発だけでなく保護者のつながりづくりの場としての機能も果たしていることから、参加を促進するための周知方法の工夫や関係機関との連携による開催を進めます。

子育て家庭と地域社会をつなぐため、「こんにちは赤ちゃん事業」等、早期に子育て家庭と関われる事業の充実に取り組みます。また、子育てに関する悩みやストレスを解消するため、家庭に対する情報提供と相談支援として「みのお子育てガイドブックの発行」や「子育てに関わる相談窓口の充実」等を進め、人員の確保や関係機関との連携により相談支援体制の充実に努めます。その他、身近な場所で育児不安を解消するため、「子育て支援センターの整備・充実」「子育てサロンの開催を支援」「子育てサークル活動の場の提供・活動支援」等による地域における子育て支援を行い、人員の確保や専門的な支援、新市街地における拠点整備を進めます。中でも、子育ての仲間づくりは、親の精神的な安定を図る効果とともに、家庭を子育てに関する情報やサービスにつなげる役割も期待できることから、積極的に実施していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
親支援プログラム	子ども支援課	親同士で子育ての悩みや関心のあることを話し合い、自分にあった子育ての仕方を一緒に学び合う等、子育て支援センターにおいて実施する参加型プログラムです。資格を持ったファシリテーター（進行・調整役）がサポートします。	関係部局と連携しながら、事業を実施します
子育てに関わる講座の開催	子ども支援課 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 学習センター・公民館担当 図書館	市役所・生涯学習センター・公民館・図書館等において、子育てに関わる講座を開催します。	関係部局・市民団体と連携しながら、事業を継続して実施します。
こんにちは赤ちゃん事業	健康増進課	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て情報の提供や専門職による支援を行うことで、育児不安を解消するとともに支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげていきます。	関係部局と連携しながら事業を継続して実施します。
みのお子育てガイドブックの発行	子ども支援課	子育てに関する福祉サービス等をまとめた、みのお子育てガイドブックを発行し、制度やサービスについて情報提供を行います。	関係部局と連携しながら内容の充実に努めます。
子育てに関わる相談窓口の充実	子ども支援課 教育センター	子育て支援センターと教育センター相談室で子育てに関わる相談を受け付けます。	職員のスキルアップや関係機関との連携を図る等、体制の充実に努めます。

子育て支援センターの整備・充実	子ども支援課	地域で孤立しがちな、就学前の児童を養育する家庭（特に在宅）を対象に育児教室をはじめ、子育てサークルの育成・支援、育児相談・指導、行事への参加、施設開放等の子育て支援を行います。	東部地域でのセンター型の開設や各地域におけるひろば型の開設について検討します。また、開設まで、各地域への出張を継続します。
子育てサロンの開催を支援	健康増進課 子ども支援課	民生委員・児童委員、主任児童委員や地区福祉会と連携し、身近な場所で子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換が行える子育てサロンを、全小学校区で開催できるよう支援します。	関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。
子育てサークル活動の場の提供・活動支援	子ども支援課 健康増進課	子育てサークル活動に活用できるよう掲示板を子育て支援センターに設置します。また、子育てサークルに対し、専門職員による出張育児相談・健康教室を実施します。	継続して実施します。
保育所・幼稚園を活用した子育て支援	幼児育成課	保育所・幼稚園で、育児・教育相談や子育ての情報提供を行います。	相談受付時間を見直し、園児保護者以外の方へのPRを積極的に行います。

② ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

子育ての安心感を確保する上で経済的負担の軽減は重要であることから、「子どもの医療費の公費助成」の充実に努めていきます。また、子育てしやすい住居やまちの環境面の充実に図るため、民間事業者との連携を強化しながら、「子育てバリアフリー施設への転換」を進めていきます。

子どもの安全確保は重要な課題であることから、「防犯活動の推進」「地域や関係機関との連携による安全の確保」により意識啓発や危険箇所の改善を実施します。今後は、地域における自主的な防犯活動を進めるため、その基盤となる地域コミュニティの活動状況に見られる地域差を改善していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
子どもの医療費の公費助成	介護・福祉医療課	6歳になる年度の末日までの子どもの通院医療費及び、12歳になる年度の末日までの子どもの入院医療費（入院時の食事代を含む）を助成します。	継続して実施します。
子育てバリアフリー施設への転換	建築住宅課	建築物におけるバリアフリー化を推進します。	民間事業者と連携しながらバリアフリー化を推進します。
防犯活動の推進	市民安全政策課 青少年育成担当 学校教育課 青少年指導センター	青色防犯パトロールを実施、市民安全メールの配信や全小中学校で防犯教室を開催します。	地域による自主的な防犯活動の推進を図ります。
地域や関係機関との連携による安全の確保	市民安全政策課 青少年育成担当 青少年指導センター	市民の防犯意識の啓発や安全なまちづくりのための活動を推進します。また、地域の危険箇所等の点検活動や、不審者情報の収集および関係機関への情報提供を行います。	関係機関との連携による注意喚起、未改善箇所の早期改善に努めます。

③ 子どもの健康づくり

「妊婦への健康教室・健康相談等の充実」「乳幼児健診・健康相談の充実」「保育所・幼稚園での口腔衛生の充実」「豊能広域こども急病センターの充実」等による、母子の健康づくりや口腔内の健康づくり、小児医療体制の充実は、子育て支援の基盤として重要であることから、より一層推進していきます。また、「食に関する学習機会や栄養相談の充実」「小学校での『食』に関する学習」等により、妊娠期から子どもの発達段階に応じた取り組みを充実するとともに、保育所・幼稚園・小中学校等、関係機関と連携しながら、食育に関する情報提供や啓発等、食育施策の推進を図ります。その中で、各職種の協力による食育の実践、地域への情報発信、モデル校の取り組みの他校への拡大を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
妊婦への健康教室・健康相談等の充実	健康増進課	妊婦栄養教室とパパママ教室「はじめてパパママになる日のために」を実施します。	継続して実施します。
乳幼児健診・健康相談の充実	健康増進課	地区の子育てサロン・育児サークル・幼稚園等への保健師・歯科衛生士の出務、相談支援を実施します。	専門的なスタッフによる相談支援を継続して実施します。
保育所・幼稚園での口腔衛生の充実	幼児育成課	歯科検診、歯科衛生士によるブラッシング指導を行います。	継続して実施します。

豊能広域こども急病センターの充実	健康増進課 市立病院	15歳未満の小児急病患者を対象に、日曜日、祝日等の休日や夜間の応急的な診療を実施します。また、箕面市立病院においては、豊能広域こども急病センターの後送病院として、週に4回（月・水・木・金曜）を担当します。	継続して実施します。
小学校での「食」に関する学習	学校教育課 食育推進課	箕面市内の各学校において、学級担任と学校栄養職員等との連携によるチームティーチング等で、食に関する指導を推進します。	栄養教諭実施モデル校研究成果を他校に広げていきます。

④ 発達上支援を必要とする子どもの支援

発達上支援を必要とする子どもの支援に関しては、第2次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）との整合を図りながら推進していきます。

障害がある等、発達上支援を必要とする子どもの療育・支援保育、支援教育の充実を図るため、「療育施設の充実」「障害児保育基本方針・障害児保育の手引きに基づく支援保育の充実」等において、個別ニーズへの対応や人員体制の強化を図ります。また、保育内容の連続性を担保するために、保育所・幼稚園・療育施設の連携を強化します。就学前には、学校等と引き継ぎを行い、安心して学校生活をスタートできるよう努めます。また、就学後は、学校等において適切な教育を受けられるよう、職員体制の強化や「共生保育・教育の推進」を図ります。また、医療的ケアを必要とする子どもを支援するため「医療・福祉・就学時の教育機関等との連携」を進めます。

発達上支援を必要とする子どもをもつ家庭への支援にあたっては、相談の充実のため、相談機関の周知、相談員の増員、関係機関との連携強化に努めます。

障害福祉サービスの利用については、支援を必要とする方が必要な支援を受けることができるよう障害福祉サービス供給基盤の整備に努めます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
療育施設の充実	障害福祉課	児童デイサービス事業の利用決定及び介護給付費の支給を行います。（「あいあい園」、「自閉症児支援センター青空（そら）」、「自閉症児療育センターwill（ウィル）（高槻市）」等）	継続して実施します。
障害児保育基本方針・障害児保育の手引きに基づく支援保育の充実	幼児育成課	市立及び民間保育所、市立幼稚園での障害児受け入れを行い、支援保育の充実を図ります。	関係機関との連携等を通じて、支援保育の充実を図ります。

⑤ 情報、相談体制の整備

「子育てや子どもに関する情報の収集・提供」「子育て支援センターからの情報紙の発行」等において、市民の自主的な活動も含めて情報発信できるよう、関係機関や市民と連携した情報収集に努めます。「方法や時間など相談体制の充実」に向けては、個別の課題に応じて、より確実に必要な支援に結びつけることができるよう、人員体制の強化、関係機関・地域とのネットワークの定着、学校の組織的対応力の向上を図ります。

虐待対応では、予防・早期発見・在宅支援・緊急対応までステージに応じた支援を定着させるため、「民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども家庭センター等関係機関、地域との連携強化」「早期発見・早期対応への取り組みの強化」等において、民生委員・児童委員、主任児童委員等、地域の力の活用や予防・早期発見・早期対応に関する啓発をより一層推進していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
子育てや子どもに関する情報の収集・提供	子ども支援課	子どもや子育てに関する情報を提供するため、カウンター等に各施設・事業等のちらしを配置します。	関係機関や市民と連携しながら情報収集に努めます。
子育て支援センターからの情報紙の発行	子ども支援課	みのお子育てガイドブックの発行、子育てマップみのおの配布、子育て支援センターへの掲示板設置を通じた情報提供を行います。	早期発行に努めます。
方法や時間など相談体制の充実	市民サービス政策課 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 学校教育課 教育センター 子ども家庭相談課 子ども支援課	電話、面接、訪問等による相談体制について、方法や時間を工夫することで体制の充実を図ります。	関係機関との連携強化や職員のスキルアップ等を通じて、継続して体制の充実を図ります。
民生委員・児童委員、主任児童委員、子ども家庭センター等関係機関、地域との連携強化	子ども家庭相談課 学校教育課	主任児童委員研修会への参加、子ども家庭センターとの協議等を実施します。 関係機関、地域からの通告や相談を受理し、地域の関係機関と連携しながら対応します。 民生委員・児童委員、主任児童委員、関係機関等とともに、家庭の見守りを実施します。	継続して連携を強化していきます。
早期発見・早期対応への取り組みの強化	子ども家庭相談課 学校教育課 教育センター	家庭・学校・地域に対し、虐待の予防・早期発見の重要性の啓発や通告制度の周知を行うほか、支援の必要な家庭や学校に対し訪問活動を行います。	啓発・周知を徹底し、虐待予防に努めます。

⑥ 教育コミュニティの形成

新市街地も含めた教育コミュニティの形成を進めるため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「子育てサロンの開催を支援」「子ども安全・健全育成地域活動推進交付金の交付を通じた地域教育活動の支援、充実」等をより一層推進していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	文化・市民活動促進課	市から委託しているコミュニティ振興事業やコミュニティセンターが開催する、子どもから高齢者までの世代間交流を目的とした事業へ支援を行います。	継続して実施します。
子育てサロンの開催を支援 (再掲)	健康増進課 子ども支援課	民生委員・児童委員、主任児童委員や地区福祉会と連携し、身近な場所で子育て中の親子が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域で仲間づくりと情報交換が行える子育てサロンを、全小学校区で開催できるよう支援します。	関係機関との連携を強化し、専門的な支援を継続します。

⑦ 人権文化の推進

人権に関する理解をより深めるため、「人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施」「啓発冊子の作成」「人権文化センターの充実」等を実施する中で、学校や関係機関との連携強化、集客の拡大、事業運営に対する市民ニーズの反映を図るほか、学んだことを活用できる場も検討していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施	人権教育課 人権国際課 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）	人権について、考え学ぶ機会として、講演会、フォーラム、パネル展示等を実施します。	継続して実施します。
啓発冊子の作成	人権教育課 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）	情報誌「はじけるこころ」を年3回発行します。	広報・啓発活動の充実に努めます。

(2) 保育サービスの量的・質的充実

基盤整備として、保育所をはじめとする保育サービスを量的に拡充することで、待機児童の解消に取り組めます。また、保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズの多様化にも対応していきます。

保育所や幼稚園における就学前保育・教育は、確かな学力や豊かな心、健やかな体の基礎を育む上で重要な役割を果たします。保育所と幼稚園の垣根をこえた保育・教育の充実を図るほか、障害の有無にかかわらず、共に遊び共に学ぶ保育・教育を実施します。さらに、保育所・幼稚園から小学校、中学校へと、子どもが安心してのびのびと成長できるよう、連携に基づいた保育・教育を進めていきます。

① 就学前子育て・保育・教育の充実

箕面のすべての乳幼児が、身近な大人に見守られ基本的信頼感を育むため、子育て・保育・教育の充実を図ります。

保育所や幼稚園における保育・教育では、幼稚園と保育所の情報交換や研修の共催、定期的な評価をふまえた保育内容の充実を図ります。保育所・幼稚園・小中学校の連携においては、「保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくりの検討」を通じて、保育所・幼稚園・小中学校の協働による取り組みを全市的に展開していきます。また、支援保育・支援教育の充実に向けては、「保育者の専門能力の向上」等のほか、私立幼稚園における支援教育に対する支援策を検討していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくりの検討	学校教育課	保育所・幼稚園・小中学校の教職員が「わくわくスタート（もうすぐ1年生だね）」に協働して取り組み、教職員の相互理解を図ります。	保育所・幼稚園・小中学校の教職員が協働で活動する時間の確保に努めます。
保育者の専門能力の向上	幼児育成課	研修や情報交換等を通じて、職員の専門能力の向上を図ります。	継続して実施します。

② 多様な保育ニーズへの対応

保育所の待機児童を解消するため、「保育所の定員増」を進めます。そのほか、多様な保育ニーズに応えるため、「一時保育の充実」「延長保育の充実」等を進めていきます。また、市立幼稚園については、保育所待機児童や育児不安の解消という本市の課題をふまえ、私立幼稚園との役割の整理や今後のあり方を検討していきます。学童期の子育て支援においては、「学童保育の充実」に向けた安全確保や「学童保育と自由な遊び場開放事業との連携」による一体的な運営を進めていきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
保育所の定員増	幼児育成課	保育所待機児童の解消に向け、定員増を図ります。（定員 1,325 人）	保育所新設等により定員増を進めます。
一時保育の充実	幼児育成課	保護者が冠婚葬祭、パート就労・傷病等で一時的に保育が必要となった場合に保育所で保育を行います。（3 箇所）	保育所定員増に合わせて充実します。
延長保育の充実	幼児育成課	一般の保育所の保育時間（午前 7 時から午後 7 時まで）に加えて、午後 7 時 30 分までの延長保育を行います。（3 箇所）	保育所定員増に合わせて充実します。
学童保育の充実	子ども支援課	共働き等、何らかの理由によって放課後家庭において保護者が監護することができない児童の保育を実施します。	安全確保等、質の向上に努めます。
学童保育と自由な遊び場開放事業との連携	子ども支援課	学童保育と自由な遊び場開放事業を同一法人へ委託し、同じ指導員による指導・見守りを実施します。	安全確保等、質の向上に努めます。

(3) 子育て世代に対する労働環境の整備

保護者にとっては、安心して子育てできることだけでなく、仕事や社会参加等と子育てのバランスを保つことも大切です。そこで、保護者が働きやすい労働環境を整備するため、企業等への啓発に取り組むとともに、子育て世代に対する就労支援を進めます。また、その基盤として、男女が協力して子育てや家庭づくりをするという意識が社会の中で醸成されるよう、男女協働参画社会の形成に向けた啓発を行います。

① 男女協働参画への取り組み

男女協働参画社会の形成に向けた啓発や学習機会として、「フォーラム、講座等の実施」「情報紙の発行」において、市民ニーズをふまえた効果的な情報提供、市民との協働による学習機会の提供に努めます。また、「女性相談（面接・電話）の実施」「母子相談」においては、事業の充実に向け、周知や相談枠の拡充を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
フォーラム、講座等の実施	男女協働参画課 生涯学習センター・公民館担当	男女協働参画社会形成に向けた啓発と学習機会の提供を行います。	市民の参加促進を図ります。
情報紙の発行	男女協働参画課	市民グループの企画、編集による情報紙を発行・配布します。 年 2 回（10 月・3 月）各 3,000 部	効果的な配布方法及び市民意識の反映方法を検討します。

② 子育てと仕事の両立支援

職業生活と家庭生活の両立を図るため、「就労に関する相談、助言、指導」「求人情報の提供」「就職準備講座等の実施」を通じた就労支援策の充実を図り、利用を促進します。また、労働環境の整備については、企業等に対する「育児休業制度の充実に向けての啓発」「働き方の見直しへの啓発」を進めていきますが、子育て中の就労者のための制度や公正な処遇等についての情報提供に対する認知度が低いため、効果的な情報提供手段を検討していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
就労に関する相談、助言、指導	商工観光課	地域就労支援事業における就労相談を行います。また、「みのおワーキングニュース」により各種制度等の情報提供を進めます。	相談業務の充実を図ります。
求人情報の提供	商工観光課	萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21）において、求人情報端末及び求人情報誌等による情報提供や箕面 1 日ハローワークを実施します。また、市役所及び関係施設においてハローワーク池田の最新求人情報を配布します。	箕面 1 日ハローワークへの参加促進に努めます。
就職準備講座等の実施	商工観光課	就職準備講座（就職支援パソコン講座、キャリア形成講座）を実施します。	講座への参加促進に努めます。
働き方の見直しへの啓発	商工観光課	みのおワーキングニュースによる各種制度等の情報提供やリーフレット等による窓口での情報提供を行います。	効果的な情報提供手段を検討します。

(4) 子どもの遊び場づくり

子どもは、自由にのびのびと遊ぶ中で、自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。しかし近年では、都市化等、環境の変化や情報化の進展により子どもの遊び場・遊び方が変化してきています。環境の変化をふまえ、子どもの成長や安全に配慮しながら、子どもの自主性や感性を育むことのできる遊び場を確保していきます。この中で質の向上を図るための公園再生計画の検討も進めていきます。また、本市の特徴である豊かな自然環境を活かした遊び場づくりも、市民との協働により進めていきます。

① 子どもの居場所、活動拠点の整備・充実

「フリースペースの確保」「施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放」等による、子どもの活動拠点の整備は、子ども間や子ども世帯と地域間の人間関係づくりの場として機能していることから、今後は遊びやすさや目的に応じた環境づくりを通じて事業の充実を図ります。また、不登校等、課題を抱える子どもにとっても居場所となるように工夫していきます。活動拠点

における「職員の専門的な資質向上に向けた研修の実施」は、他市や関係機関との交流や情報交換の場にもなり、子どもへの接し方や支援に対する認識が深まることから、この機能を維持していきます。また、近年では、子どもに関するボランティアが増加していることから、ボランティアのスキルアップも図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
フリースペースの確保	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 青少年育成担当 生涯学習センター・公民館担当	らいとびあ21、生涯学習センター、公民館等に、子どもが自由に利用できるスペースを確保します。	不登校等、課題を抱える子どもにとって居場所となるよう、検討を進めます。
施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 図書館	らいとびあ21等の一室を長期休暇中に開放します。	不登校等、課題を抱える子どもにとって居場所となるよう、検討を進めます。

② 子どもの自由な遊び場づくり

子どもが自由に遊べる場所を確保するため、「保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実」「自由な遊び場開放事業の充実」をより一層推進していきます。また、「地域ニーズにあった整備と協働による管理運営」では、市民が必要なスキルを取得しながら自主的に活動を展開できるよう、市民による公園等の維持管理活動に対し新たな支援の仕組みを検討していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実	幼児育成課	保育所・幼稚園の園庭とプールを一般の就学前児童に開放し、遊び場を提供します。	プール開放の頻度拡大を図ります。
自由な遊び場開放事業の充実	子ども支援課	独創性・主体性を育み、心の豊かな子どもを育くむため、異年齢の子どもたちが遊べる場所として、小学校の一部を自由な遊び場として開放します。	安全確保等、質の向上に努めます。

(5) 子どもの文化的・社会的活動の支援

子どもがのびのびと成長し、自らの可能性を広げることができるよう、豊かな自然や地域の歴史文化、異文化、地域の大人等、様々な体験や人との出会いやコミュニケーションを通じてつながる機会を確保していきます。自然体験、歴史文化、スポーツ、社会体験、読書体験等の様々な活動を進めるとともに、そのような活動を行う市民団体を支援していきます。また、そうした活動機会を大人から提供されるだけでなく、子ども自身が大人と共に役割を担うことのできる機会を地域の中でつくることで、広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育みます。

① 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進

子どもたちに様々な体験や遊びの機会を提供するため、「自然体験プログラムの提供」「教学の森青少年野外活動センターの充実」「芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施」「青少年文化祭の開催」等の自然体験・文化芸術・スポーツ等に関する講座・教室・イベントにおいて、運営体制の整備や広報の充実を図ります。また、課題を抱える子どもの居場所や子どもの自主運営力を高める機会としての役割も果たすよう、事業内容を検討していきます。

「地域スポーツクラブの育成」「ジュニアスポーツ教室の開催」等の地域における文化・スポーツクラブ活動や子どもたちの自主的な活動に対する支援により、地域コミュニティの創造、地域の教育力向上が図られています。また、学校施設で活動を展開することで開かれた学校づくりの効果も見られることから、支援する人員の確保、関係団体との連携強化を通じて支援の充実を図ります。これらの活動では、課題を抱える青少年が支援にあたることで地域社会へ参加する機会になっており、このような効果も発揮できるよう、一層事業を推進していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
自然体験プログラムの提供	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 青少年育成担当	教学の森野外活動センター等で自然体験プログラムを提供します。	継続して実施します。
教学の森青少年野外活動センターの充実	青少年育成担当	自然に親しみを感じられる野外活動、自然体験機会の充実を図ります。	継続して実施します。
芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施	人権文化部文化担当 人権国際課	鑑賞会や展示会の開催により、芸術を鑑賞する機会を提供し、異文化理解を促進します。	継続して実施します。
青少年文化祭の開催	青少年育成担当	市内各学校の文化クラブや、市内で文化活動をする社会教育団体等が一堂に集まり、日頃の活動の成果を発表します。	参加団体による自主的な運営へのシフトを図ります。

地域スポーツクラブの育成	桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 文化スポーツ課 学校教育課	総合型地域スポーツクラブの設立を啓発します。また、現在活動中のクラブに対し、その活動を支援し、育成を図ります。	継続して実施します。
ジュニアスポーツ教室の開催	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 文化スポーツ課	子どもを対象としたスポーツ大会・教室を開催します。	課題を抱えた子どもを含め、参加者の拡大を図ります。

② 子どもの社会体験・活動の推進

「国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催」「子どもが社会体験できる場や機会の提供」では、地域資源（活動・人材）の協力が重要です。そこで、意識共有や調整を行う体制整備を通じて連携を強化するとともに、連携する地域資源を掘り起こしていきます。また、子どもに関する地域のボランティア活動に対し、「ボランティアサークルの育成・活動支援」等により、ニーズに応じた支援を継続し、啓発活動や情報提供の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
国際理解、多文化共生等をテーマとした講座等の開催	人権国際課 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 生涯学習センター・公民館担当	子どもたちが国際感覚を身に付けるための、講座や展示会、学習会等を開催します。	ニーズをふまえた事業実施に努めます。
子どもが社会体験できる場や機会の提供	全部局	<ul style="list-style-type: none"> 多様な自然体験、社会体験を可能にする生活環境の形成を促進します。 子どもたちが自主的に活動できる場の確保、機会の提供を図ります。 市民の団体活動を支援し、子どもを対象とした各種イベントを地域の特性に合わせて展開します。 	関係機関との連携や人材発掘等を通じて、事業の充実を図ります。

③ 子どもの社会参加の促進

「ワークショップなどの開催」「青少年弁論大会の開催」等は、地域の活動や行事等において、子どもが自分の意見を主張し、大人と共に役割を担う機会となっていることから、参加を促進するとともに、子どもが自発的な活動を展開できる場を提供していきます。また、障害のある子どもに対する「バリアフリースポーツ教室」等による学習や体験の場の整備は、ニーズに応じて拡大することができるよう、スタッフを確保していきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
ワークショップなどの開催	青少年育成担当	こども会育成協議会主催のこども会フェスタにおいて、企画・運営に携わることも実行委員を募集します。	継続して実施します。
青少年弁論大会の開催	青少年育成担当	広い視野をもち、論理的な思考力と自己表現力を身につけた青少年を育成するため、弁論を通じた発表の機会を設けます。	参加者の拡大を図るため、呼びかけを工夫していきます。
バリアフリースポーツ教室	文化スポーツ課	障害のある子どもを対象にして、スポーツに親しむ機会を提供します。	人材の確保・育成を図ります。

④ 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

「青少年吹奏楽団活動への支援」「こども会活動の支援」「青少年を守る会活動の支援」等による、子どもに関わる活動や子どもの自主的な活動への支援の充実を図ります。また、子どもに様々な活動を指導できる地域の人材を確保するため、「リーダークラブ派遣事業の充実」や子ども活動サポーターの養成等において、研修の充実や継続的に参加できる活動の提示をしていきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
青少年吹奏楽団活動への支援	青少年育成担当	青少年吹奏楽団に対し、各種支援（練習場所の確保、楽器運搬の支援、楽器修繕・調整及び楽譜購入等）を行います。	より効果的な支援のあり方を検討します。
こども会活動の支援	青少年育成担当	こども会活動の発展に向けて、様々な支援を実施します。	組織率の低下を防ぐため、啓発に努めるとともに、新規設置も支援します。
青少年を守る会活動の支援	青少年育成担当	地域の青少年関係団体の包括組織である「青少年を守る会」の活動を支援します。	継続して実施します。
子どもの自主的な活動を企画段階から支援するリーダークラブ派遣事業の充実	青少年育成担当	こども会や子ども支援活動団体へクラブ員の派遣を行います。	クラブ員の人員を確保するとともに、資質向上を図ります。

⑤ 子どもの読書活動の推進

子どもの豊かな心を育成するため、「箕面市子ども読書活動推進計画」に基づき、「乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ」「『はじめてのおはなし会』『おはなし会』等の行事の実施」「学校と学校図書館における読書活動の推進」等をより一層推進する中で、関係機関と連携した家庭への啓発、子どもたちの図書館の利用を促すキャンペーン等の取り組みを進めます。

また、「箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業」により子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるための取り組みを進めます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ	学校教育課 健康増進課	児童向け読書紹介文「よんだ？ よむぞう！」を作成し配付します。また、子育てに関する講座等を通じて、絵本等の紹介や読み聞かせを実施します。	関係機関と連携して、絵本利用の効果を保護者に啓発します。
「はじめてのおはなし会」「おはなし会」等の行事の実施	図書館	本に親しんでもらうきっかけづくりや図書館を利用するきっかけづくりとして、行事を開催します。	施設への出張による実施を進め、施設職員との連携を図ります。
学校と学校図書館における読書活動の推進	学校教育課 図書館	読書習慣を確立するため、朝の読書、本の読み聞かせ、おすすめ本の紹介等を行います。また、学校と学校図書館で連携し、ブックリストの作成や講座を開催します。	事業の充実を図ります。
箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業	学校教育課	子どもの活字離れを防ぎ、読書意欲を高めるため、市内全校の子どもたちが本や主人公を選んで表彰します。	文部科学省や財団法人文字・活字文化推進機構等の協力を得て、箕面から全国に発信する催しとしていきます。

(6) 教育の充実と開かれた学校づくり

子どもたちに「豊かな育ち」と「確かな学び」を実現するため、義務教育9年間を一体としてとらえる小中一貫教育を一層推進します。子どもたちの主体的な学習活動を展開し、学習に対する興味・関心・意欲を喚起しながら、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図り、地域資源を活かした豊かな人間性と創造力を育む教育を推進します。また、情報化の推進や次代の親づくり等、子どもたちをとりまく環境の変化に対応するための教育の充実に努めます。

こうした教育を行う学校が保護者や地域から信頼され、連携して教育環境を整えることができるよう、家庭や地域が学校運営に参画する場や、トラブルの調整・解決を図る第三者機関の活用を進めていきます。また、一人ひとりの状況に応じた教育を進めるため、医師会や関係機関等との連携を深めていきます。

① 学校教育の充実

学校教育において、確かな学力と豊かな心の育成、健康・体力の向上を図るため、ゆとりある教育活動を展開し、「習熟度別少人数指導の実施」「自ら学び、自ら考える力の育成」や生徒指導担当者授業支援員の配置を通じて、一人ひとりに応じたきめ細かな教育の一層の充実を図ります。また、「特色ある教育課程の編成」における小中一貫教育の推進、「地域の人々と協働による体験学習の推進」を通じた地域に開かれた特色ある学校づくりを進め、地域資源と学校の学習内容のマッチングや地域人材の確保に努めます。特に、生活科や社会科、総合的な学習の時間を活用し、自分が生活する地域について学ぶテーマ“わがまちみのお”を推進するため、地域素材の発掘や地域の人材の確保に努めます。そして、情報活用能力の育成のため、ICT教育の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
習熟度別少人数指導の実施	学校教育課	確かな学力の定着を図るため、個に応じたきめ細かな指導を全校で実施します。	指導体制の充実に努めます。
自ら学び、自ら考える力の育成	学校教育課	総合的な学習や体験学習、選択授業等を通じて、自ら学び、自ら考える力を養います。	授業の工夫改善を進めるとともに、「わがまちみのお」のテーマ学習を展開します。
特色ある教育課程の編成	学校教育課	交付金により学校独自の取り組みを進めます。とりわけ、地域を含めて中学校区連携型小中一貫教育の推進に取り組みます。	小中一貫教育を推進します。

② 地域に開かれた学校づくり

地域資源を活かして豊かな人間性と創造力を育むため、「地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施」を進め、「地域に出かけて学ぶ機会の充実」を図ります。また、透明性が高く地域に開かれた学校運営を推進するため、「地域に対する学校運営に関する情報の公開」「学校の自己評価の実施」において、自己診断項目の検討や診断結果の公開を進めます。さらに、「家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施」により、学校協議会の活性化を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施	学校教育課	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するため、総合的な学習において、大学生や地域の人的資源を活用します。	継続して実施します。
地域に出かけて学ぶ機会の充実	学校教育課	生活科、社会科、総合的な学習で地域にある公共施設や商店等へ出かけ、見学や聞き取り等を行います。	保護者・地域の協力を得られるシステムづくりを進めます。
家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施	学校教育課	学校協議会で得られた、地域や保護者の声を学校の取り組みに反映するとともに、課題解決に向け、地域・保護者と協力関係を築きます。	地域との協働体制の確立を図ります。

③ 心の教育の充実

学習指導要領の理念である“生きる力”の一つとして、豊かな心の育成があります。学校や家庭、地域において取り組むことが大切です。学校においては、「スクールカウンセラーの配置」「道徳および特別活動の年間指導計画の充実」により、心の教育を進めていきます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	小学校へ月に1回、中学校へ週に1回、スクールカウンセラーを配置します。	学校組織づくり、不登校未然防止に向けた子どもへの指導に対し、スクールカウンセラーを積極的に活用します。

<p>道徳および特別活動の年間指導計画の充実</p>	<p>学校教育課 教育センター</p>	<p>道徳教育の全体計画、年間指導計画の検証を行い、新学習指導要領に即したものにしていきます。また、スーパーバイザーの指導の下、箕面市教育研究会・副読本作成検討委員会にて、研究授業を実施します。</p>	<p>子どもの実情にあった道徳教育をさらに追究するとともに、全教育活動を通じた道徳教育を推進します。</p>
----------------------------	-------------------------	---	--

④ 人権教育の推進

人権教育を推進するため、「人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援」「すべての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実」において、広報・啓発活動の充実を図るとともに、学校では児童生徒の実態に合った人権教育を行います。また、海外から来日もしくは帰国した児童生徒や保護者に対する、「日本語教室の実施」「通訳体制の充実」の人材確保に努めます。発達上支援を必要とする子どもに対しては、「通学の送迎やエレベーター設置等による施設改修」や発達上支援を必要とする子どもが共に学ぶ機会の拡充と支援により、教育体制の充実を早期に進めます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
<p>人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援</p>	<p>人権教育課</p>	<p>情報誌「はじけるこころ」を年3回発行します。また、人権教育基本方針に基づいた人権教育カリキュラム作成支援を行います。</p>	<p>広報・啓発活動の充実を図ります。</p>
<p>すべての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実</p>	<p>学校教育課 人権教育課</p>	<p>人権教育カリキュラムによる人権教育を実施します。また、学校生活や体験学習等を通じて、互いに支え合いながら、自らの生き方を考え、目的意識を持つことができる力を養います。</p>	<p>児童生徒の実態にあった人権教育を推進します。</p>
<p>日本語教室の実施</p>	<p>人権教育課</p>	<p>海外から来日もしくは帰国して、日本語の理解が困難な児童生徒に対し、日本語指導者を派遣します。</p>	<p>日本語指導の人材を確保するとともに、期間の見直しを行います。</p>
<p>通訳体制の充実</p>	<p>人権教育課 幼児育成課</p>	<p>海外から来日もしくは帰国して、日本語の理解が困難な保護者に対し、学校との連絡や個人面談等に通訳を派遣します。</p>	<p>通訳者の人材確保に努めます。</p>
<p>通学の送迎やエレベーター設置等による施設改修</p>	<p>学校管理課 人権教育課</p>	<p>登下校送迎、エレベーター・多目的トイレの設置により、障害のある子どもが共に学ぶ環境を整備します。</p>	<p>エレベーター未設置校への早期設置を進めます。</p>

⑤ 次代の親の育成

次代の親を育てるという観点での思春期への支援として、「子どもの思春期相談」「性に関する正しい知識の教育」「喫煙、薬物等に関する教育」の充実を図ります。また、男女の協力による子育てや家庭の大切さを教育するため、「男女共生教育の推進」「子育てや家庭の大切さについての教育」を実施します。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
子どもの思春期相談	学校教育課 教育センター 青少年指導センター	各学校において、養護教諭やスクールカウンセラーが連携して、個別の相談を受けます。また、教育センター相談室や青少年指導センターでも相談・支援を行います。	相談体制の充実を図ります。
性に関する正しい知識の教育	学校教育課 青少年指導センター 健康増進課	保健の授業、総合学習、道徳の時間を活用し、適宜指導を行うほか、性教育に関する講演を実施します。また、性非行に関わる事象に対して、学校と青少年指導センター、そのほか関係機関との連携により対応します。	関係機関の連携強化に努めます。
喫煙、薬物等に関する教育	学校教育課 青少年指導センター	学校において、喫煙・薬物等に関する教育を、学校薬剤師との連携により実施します。また、青少年指導センターにおいて、非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施します。	学校薬剤師と連携し、薬物乱用防止教室を全中学校で実施します。
男女共生教育の推進	人権教育課 教育センター	学校においては、人権教育カリキュラムを実施します。また、教職員に対し、人権教育の研修を行います。	子どもたちの現状を把握し、適切な対応方法を検討します。
子育てや家庭の大切さについての教育	学校教育課 教育センター	「わくわくスタート（もうすぐ1年生だね）」等、様々な機会をとらえて、家庭での生活習慣づくりの重要性について啓発を行います。	道徳の時間を活用するとともに、啓発活動を進めます。

(7) 健全育成と自立支援

子どもは、自らの目標に向かって、個性や能力を伸ばしていくことで、未来を切り拓いていくことから、自己の個性や能力を発見し、将来の目標をもつための教育や相談支援を推進します。また、若者を含む就労困難者等に対しては、就労支援を行います。

子どもたちが伸びやかに育つためには、犯罪や非行に巻き込まれたり関わったりすることなく、安全・安心に育つことのできる社会づくりが必要です。家庭・学校・地域の連携により、啓発活動や子どもの見守り、子どもに対する教育を進めます。また、問題行動が起きたり、虐待や被害を受けたたりした場合には、早期に発見し、専門的な対応ができるよう、関係機関による連絡調整や相談支援の体制を整えていきます。その中で必要に応じて、保護者とともに生活することのできない子どもに対する支援も行います。

① 自立への支援

学校教育では、将来に対し目的意識を持ち、主体的に進路を選択できるよう、「進路指導・追指導・キャリア教育の充実」を図り、学習や進路に不安を抱える青少年と保護者に対し、「学習・進路相談の実施」を進めます。また、若年者を含む就労困難者等に対する就労支援では、「ハローワークとの連携」「能力開発講座の実施」により、対象者のニーズをふまえて事業の定着を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
進路指導・追指導・キャリア教育の充実	学校教育課	キャリア教育の観点を重視した、職場体験学習、進路指導を推進します。	小中一貫したキャリア教育を推進し、先進的な実践を交流する場を設けます。
学習・進路相談の実施	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）	概ね25歳までの児童・青少年と保護者に対して、進路・就労・奨学金の相談を実施します。また、高校中退者・ニート・引きこもり等の相談も実施します。	他相談事業との連携を図ります。
ハローワークとの連携	商工観光課	一日ハローワークを実施するほか、ハローワークの最新求人情報を提供します。	一日ハローワークへの参加促進に努めます。
能力開発講座の実施	商工観光課	就職支援パソコン講座、障害者市民就職支援パソコン講座を実施します。	ニーズを反映した講座内容を検討します。

② 問題行動の予防と早期発見・早期対応

青少年の非行を防止するため、「問題行動に関する相談窓口の周知・啓発」「相談業務の量的・質的な充実」により、相談機関内部で情報を共有し相談支援を円滑に進めます。また、問題行動に対し「早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化」により、補導活動だけでは対応できない場所や夜間の実態把握を進めるとともに、小学校における生徒指導体制の構築を進めます。虐待や被害を受けた子どもに対しては、「教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談」を実施します。

また、スクールソーシャルワーカーを活用してケース会議を開催し、外部機関とより一層の連携を進めます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
問題行動に関する相談窓口の周知・啓発	青少年指導センター	問題行動に関する相談窓口の情報を、広報紙やリーフレットにより周知・啓発します。	継続して実施します。

相談業務の量的・質的な充実	青少年指導センター	青少年に関わる相談業務を実施します。	継続して実施します。
早期発見・対応のための関係機関の相互連携の強化	青少年指導センター	青少年の問題行動の早期発見・対応のため、関係機関との相互連携を強化します。	小学校における生徒指導体制の構築を図ります。
教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談	学校教育課 教育センター 青少年指導センター	学校、教育センター相談室、青少年指導センターにおいて相談支援を行うほか、青少年指導センターによる学校訪問を実施します。	相談体制の充実を図ります。

③ 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

犯罪や非行のない社会の実現に向け、「社会を明るくする運動の充実」「有害環境浄化に向けた市民の自覚や事業者のモラルの高揚等を啓発する市民活動の推進支援」といった市民運動を、行政・関係機関・地域の連携により継続します。また、子どもの安全を確保するため、「防犯パトロールやPTA 活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援」「こども110番の設置事業の充実」において、地域の協力者の拡大を図り、児童生徒に対して事業の周知に努めます。

暴力やいじめから自分の身を守る力を育成するため、「子どもの暴力防止プログラム講習会の実施」を進めます。また、情報化が進み ICT 環境が整備されていく中で、情報に対する正しい判断や望ましい利用の仕方等、安全に利用していくための情報モラル教育を実施します。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
社会を明るくする運動の充実	生活福祉課	社会を明るくする運動推進委員会へ補助を行います。	継続して実施します。
防犯パトロールやPTA 活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援	青少年指導センター 青少年育成担当	地域パトロールステッカーの配布、青色防犯パトロール活動への支援を通じ、地域の人々の主体的な巡回活動を促進します。	市内全校区における青色防犯パトロール実施をめざし、協力要請を行います。
こども110番の設置事業の充実	青少年指導センター 青少年育成担当	子どもを性被害や凶悪事件から守るため、市内の店舗、家庭等に子どもが危険を感じた際の避難、保護を依頼し、協力店舗等に「こども110番ステッカー」を設置します。	学校・地域と協力して、児童・生徒に対する啓発活動を推進します。

(8) 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

子どもが地域の大人と接することは、社会性の育成や、人生やものの大切さ、伝承文化に対する学びにつながります。また、地域で子どもを育てる意識の醸成にもつながります。このような機会が日常的に提供されるよう、地域の伝統行事や地域活動、生涯学習にて世代間の交流を図ります。

① 地域における生涯学習・交流の促進

子どもが地域の様々な人々とふれあう機会を確保するため、「コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援」「生涯学習、地域活動の充実」「世代間交流スポーツ大会の開催」「歴史・文化の伝承や体験講座等の開催」をより一層推進し、日常的に世代間交流ができる場づくり、保護者ニーズをふまえた事業内容の充実、幅広い世代・地域からの参加促進に努めます。また、「包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供」により、生涯学習の充実を図ります。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
生涯学習、地域活動の充実	生涯学習センター・公民館担当 萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）	生涯学習の講座、地域における交流活動を実施します。	ニーズを反映した事業実施に努め、参加者の拡大を図ります。
世代間交流スポーツ大会の開催	文化スポーツ課	世代間交流軽スポーツ（ペタンク）大会を開催します。	広報を通じて、幅広い世代の参加を図ります。
包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供	文化・市民活動促進課 生涯学習センター・公民館担当	包括協定締結の大学等関係機関と連携し、生涯学習の機会の充実を図ります。	連携を強化し、まちづくり分野における協力を推進します。

② 地域福祉活動における多世代交流の促進

「地域福祉活動における世代間交流の促進」により、地域全体で子どもを育てる意識の醸成に努めます。

〔主な取り組み〕

事業名	所管部署	事業内容	今後の方向性
地域福祉活動における世代間交流の促進	生活福祉課	小地域ネットワーク活動による世代間交流の場を設け、地域の特色を活かした事業を実施します。	地域ボランティアの参加を促進します。

2. 重点的に取り組む項目

様々なつながりのある社会の中で、自らつながる力をもった子どもたちを育みます。子どもの育みの原点となるのは家庭です。子どもたちが愛情に包まれて、すくすくと育つことが大切であり、家庭を中心に、地域・社会（学校・子育て機関・その他関係機関）と連携して子どもたちを支えていきます。そして、子どもたちの中に、周りの愛情を信じ、ストレスの多い社会をめげずに生きていく力、自ら生活を作り出していく力、物事にしっかり向き合い、学んでいく力、つながる力を育んでいきます。そのため「家庭・地域・社会のつながりから、未来につながる育み」を支えるために、本計画では「重点的に取り組む項目」として以下の3つを設定します。これらの項目については、該当する取り組みについて、より具体的に進捗状況を管理しながら、積極的に推進していきます。

(1) 子どもの育ちを育む

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きていくためには、豊かな心、確かな学力、健康・体力の知・徳・体をバランスよく身に付けることが大切です。子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の生きる力を身に付けることができる取り組みが必要とされています。

就学前保育・教育の充実を図るためには、保育・教育が量的にニーズを満たし、幼稚園と保育所の垣根を越えて保育・教育の質の向上を図る必要があります。今後は、「箕面市待機児童ゼロプラン（案）」に基づき、保育所待機児童の一層の解消に向け、保育所の新規設置や定員増を進めていきます。また、地域における子育て支援の充実を図るため、地域子育て支援センターの新規設置についても進め、市立幼稚園の今後のあり方についても検討を進めていきます。

「小中一貫教育の推進」により、地域の子どもは地域で育てるという考え方のもと、9年間の一貫した教育環境を整備していきます。確かな学力と人間性豊かでたくましい心身を育み、未来を開く人間力を培うことをめざし、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等、これまで以上に小中学校の連携を図り、指導内容の連続性や指導方法の一貫性を確保します。また、小学校から中学校へスムーズに移行できるようにし、子どもたちの学力向上や体力向上の取り組みを進めていきます。

「子どもの体力向上プラン」により、乳幼児期からの発達段階に応じた体力づくりに、保育所・幼稚園・小中学校、家庭・地域、行政が連携して取り組み、子どもたちの体力向上をめざしていきます。

主な取り組み	取り組み内容
箕面市待機児童ゼロプラン（案）	保育所待機児童対策のため、4ヶ所の保育所整備及び1ヶ所の保育所定員増等を実施していきます。

小中一貫教育の推進	平成 20 年度に府内公立学校で初めての小中一貫校を開校し、平成 23 年 4 月には、府内 2 校目となる小中一貫校を彩都地区に開校します。他の全ての学校でも小中連携型の一貫教育を進め、小中学校の教職員による授業研究や子ども相互の交流等、各中学校区では保育所や幼稚園とも連携した特色のある先進的な活動を展開していきます。
子どもの体力向上プラン	子どもたちの体力アップを図るため、保育所・幼稚園・小中学校だけでなく市をあげて、様々な角度から体力向上に向けての取り組みを進めていきます。

(2) 様々な体験や地域交流の充実

子どもがのびのびと成長し、自らの可能性を広げるには、豊かな自然や地域の歴史文化、異文化、地域の大人等、様々な体験や、人との出会いやコミュニケーションを通じてつながる機会が必要です。子どもたちは、地域の大人等の関わりを通じて、自然や社会のルール、人間関係を学んでいきます。地域ではこのような学びの機会を提供する中で、地域全体で子どもたちを育てる意識の醸成に努める必要があります。

子どもたちに様々な体験の機会を提供するために「自然体験プログラムの提供」や「子どもが社会体験できる場や機会の提供」を推進していきます。子どもの広い視野や論理的な思考力、自己表現力を育成するため、地域の活動や行事において、子どもが自分の意見を主張し、大人と共に役割を担う機会を提供するために「青少年弁論大会の開催」を推進していきます。また、子どもたちが地域の様々な人々とのふれあいの中で社会性を身につけ、伝承文化に触れながら、考え方や生き方を学ぶことができるよう、地域における「世代間交流の推進」を図ります。

子どもは、自由にのびのびと遊ぶ中で、自然や社会のルールを学んでいきます。しかし近年では、都市化等、環境の変化や情報化の進展により子どもの遊び場・遊び方が変化してきています。環境の変化をふまえ、子どもの成長や安全に配慮しながら、子どもの自主性や感性を育むことのできる遊び場を確保していきます。また、本市の特徴である豊かな自然環境を活かした遊び場づくりも、市民との協働により進めていきます。

主な取り組み	取り組み内容
自然体験プログラムの提供	教学の森野外活動センター等で自然体験プログラムを提供していきます。
青少年弁論大会の開催	広い視野をもち、論理的な思考力と自己表現力を身につけた青少年を育成するため、弁論を通じた発表の機会を設けていきます。
世代間交流の推進	コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援、世代間交流スポーツ大会の開催、歴史・文化の伝承や体験講座等の開催、包括協定締結の大学等関係機関との連携による世代をつなぐ交流の場等の提供や地域福祉活動における世代間交流の促進等の取り組みを行っていきます。

(3) 家庭と社会をつなぐ機会の充実

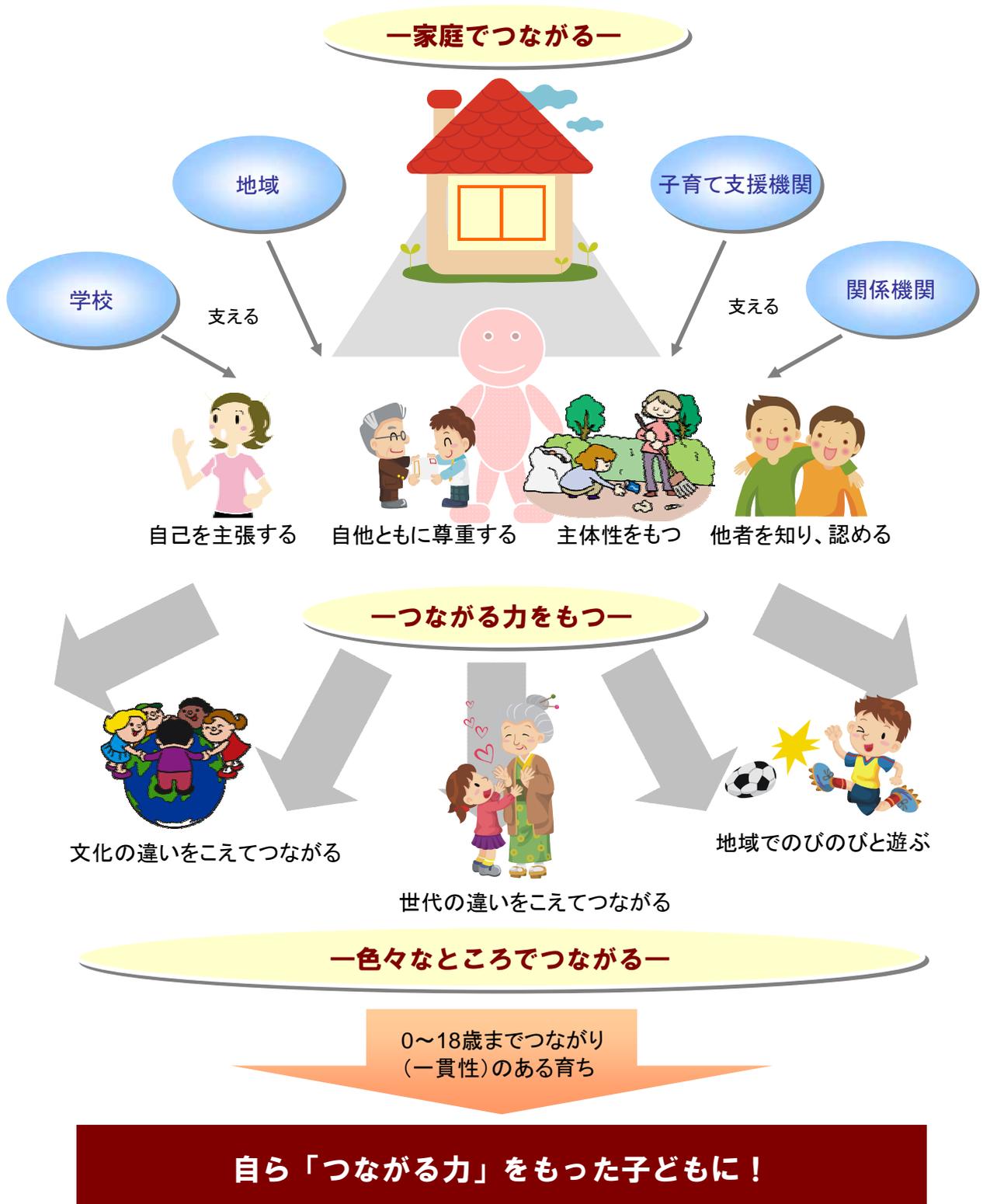
家庭における教育は、子どもの成長に重要な役割を果たします。子どもが基本的な生活習慣等を身に付けることの中核は、家庭でのしつけや教育にあります。

近年、家庭と社会の結びつきが弱まっている中で、孤立感を感じる子育て家庭が増えています。一方で、子育てに関しては、楽しさと同じくらい、もしくはそれ以上に辛さを感じている就学前保護者の多くが、子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまうことを悩んでおり、虐待への移行も懸念されます。子育て家庭が孤立することがないように様々な方法で支えるとともに、虐待が発生した場合には、早期発見・早期対応から子どもの保護、自立に至るまで、切れ目のない支援ができるよう体制を強化する必要があります。市町村では、とりわけ、地域の関係機関によるネットワーク（要保護児童対策協議会）支援が求められています。

今後は、子育て家庭の育児不安を解消するため、地域の子育て支援の拡充と“出向く”支援を進めていきます。地域の子育て支援では、子育てサークルや子育てサロン等を通じての仲間づくりや居場所づくり等を支えます。また、子育て支援センターでの「親支援プログラム」による親の子育て力向上支援を実施してまいります。“出向く”支援では、子育て家庭に早期から積極的に関わっていく「こんにちは赤ちゃん事業」や、「子育てコーディネーターの育成」等を推進してまいります。特に支援が必要と認められる家庭に対しては、養育支援訪問事業の拡充を図ります。児童虐待対策としては、地域の民生委員・児童委員、主任児童委員の力をさらに活用することで地域での見守り力を上げ、地域の関係機関によるネットワーク（要保護児童対策協議会）支援の強化に努めてまいります。さらに、これらの支援内容を定着させるため、周知活動を徹底してまいります。

主な取り組み	取り組み内容
親支援プログラム	子育て支援センターにおいて実施する参加型プログラムで、資格を持ったファシリテーター（進行・調整役）がサポートしながら親同士で子育ての悩みや関心のあることを話し合い、自分にあった子育ての仕方と一緒に学びあっています。
こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児の家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげています。
子育てコーディネーターの育成	子育て中の家庭に、市や関係機関が実施する子育て支援事業の情報を総合的に提供する子育てコーディネーターを育成してまいります。

家庭・地域・社会のつながりから 未来へつながる育み



3. 計画に係る目標指標

*新規

施策領域	事業名	平成20年度実績	平成26年度目標
1	(1) 子育て支援センター設置数	2箇所	センター型 3箇所 ひろば型 5箇所
	(2) こんにちは赤ちゃん事業の対象者への訪問実施率*	—	100%
	(3) 食に関する講座等や栄養相談の参加者数	8,641人	9,500人
	(4) 母子健康手帳発行時の保健師面接数*	100人	400人
	(5) 未就学児の虫歯罹患率	19.4%	19.0%
2	(1) 保育所の待機児童数	59人	0人
	(2) 通常保育事業（認可定員）	1,325人	1,655人
	(3) 学童保育の待機児童数	3人	0人
	(4) 学童保育事業（入所枠）	810人	870人
	(5) 一時保育事業	3箇所	7箇所
	(6) 延長保育事業	2箇所	7箇所
	(7) 休日保育事業	1箇所	1箇所
	(8) 病後児保育事業	3箇所	3箇所
3	男女協働参画をテーマとする講座等の参加者数	192人	300人
4	自由な遊び場開放事業の利用者数	60人	75人
5	(1) 子どもが参加できる場や機会の数	237回	300回
	(2) 教学の森青少年野外活動センターの子どもの利用者数	10,565人	11,000人
	(3) シュニア向けスポーツ事業の参加者数	2,457人	3,000人
	(4) 図書館の子どもの登録率（子どもの人口に対する登録率）	25.0%	37.0%
6	(1) コンピュータを利用して指導できる教員の割合	78.4%	90.0%
	(2) 習熟度別少人数指導実施率	65.6%	85.0%
	(3) 不登校児童数（小学校）（1,000人あたり）	2.8人	3人未満
	(4) 不登校生徒数（中学校）（1,000人あたり）	17.8人	20人未満
	(5) 全国体力・運動能力調査結果が全国平均をクリアした割合*	—	100%
7	こども110番ステッカー設置協力数	778件	900件

第5章 計画の推進体制

1. 推進体制の整備

本計画における次世代育成支援施策を総合的・計画的に推進するためには、乳幼児期から青少年期に至る子どもの生活のすべての領域にわたって、総合的な視点で取り組んでいく必要があります。計画の推進体制として、様々な分野にまたがって総合的に施策を展開するための庁内体制の整備、市民と市、市民間の協働により活動を展開するための仕組みづくりを進めていきます。

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援には、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済等、様々な行政分野が関係します。幅広い施策展開を図るため、施策の展開にあたっては、子ども施策推進本部会議を中心に全庁的に施策を推進していきます。

さらに、計画の推進にあたっては、子ども家庭センター、保健所、警察署等、関係機関と相互の連携を強化し、幅の広い施策展開を図っていきます。

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、個別事業レベルの進捗状況（アウトプット）に加え、個別事業を束ねた施策レベル、計画レベルの進捗状況（アウトカム）も点検・評価することが重要です。子ども育成推進協議会において、各年度において、それらの点検・評価を実施し、計画の着実な推進をめざします。

一方で、変化する市民ニーズに対応するためには、市民と的確にコミュニケーションし、情勢の変化に対応して業務を変化させる能力のある職員を育成する必要があります。相談・意見調整機能や苦情処理機能を充実させ、市民の相談、意見、苦情を業務に反映させる取り組みの中で職員の資質向上を図るとともに、青少年問題や子育て問題等に関する研修の充実に努めます。

(2) 市民と市、市民間の協働の仕組みづくり

子どもに関する取り組みを進めていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、「地域の子どもは地域で育つ」の精神に立ち、地域の住民が信頼感や連帯感を基盤にしながら、問題解決に向かうことが重要です。そのためには、地域の状況や課題に応じ、「大人と子ども」、「市民と市」、「個人と団体」の協働の下、お互いがその役割を整理し、それぞれの特徴を活かしながら、活動を展開することが必要です。そのために、このような市民と市、市民間の協働を支える仕組みをさらに充実していきます。

これまで、市民間の協働を支える仕組みとして、子どもに関わる様々な団体・グループや関係者による、ゆるやかなネットワークを形成してきました。その中で、団体やグループ・個人が自由に利用し交流できる場の運営や、情報の収集と提供、相談等、日常的なつながりをもちながらコーディネートする人材の確保も進めてきました。今後は、コーディネート機能の強化等を図りながら、つながりを深め、ネットワークの定着を図っていきます。

また、市民と市の協働に関しては、以下3つの形態を想定し、協働の仕組みの充実を図ります。

① 支援

子どもの健やかな育ちを願う市民の自主的な事業や、子どもの団体やグループ・サークルの活動は、次代を担う子どもが「生きる力」を培うために必要であるとの視点に立ち、これらの活動が活発に展開されるための支援のあり方を検討しながら、豊富な情報の提供や、活動を援助する場の整備などを積極的に進めます。

② 共催

事業の共催は、市民の知識とノウハウ、そして行政の資源を出し合うことによって相乗効果をもたらすものであり、きめ細かな多岐にわたる総合的な子ども施策を進めるために積極的に推進します。

ただし、共催にあたっては、従来の慣行にとらわれることなく、共催の目的や社会状況、市民ニーズ等を考慮し、共催の必要性と効果を検討しながら効果的な事業実施に留意していきます。

③ 委託

行政施策として展開する必要がある事業のうち、行政が直接行うより、市民の知識やノウハウを活かすことによって、事業がより効果的に実施できるものは市民活動団体に委託することを考えます。

2. 実施状況の継続的な点検

本計画は、法定計画として、毎年少なくとも1回、計画の実施状況を公表することが義務付けられています。そこで、各事業が利用者の直面している問題や課題の解消に役立ったか、満足できるものであったか等、利用者側の視点に立った点検・評価を実施し、その結果をその後の事業実施の方向性に反映させる仕組みを確立します。また、計画の実施状況等に係る情報は、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民に分かりやすく公開します。

3. 計画の周知

本計画の市民への周知を図るため、本計画書を広報紙や市ホームページ等で公表します。また、計画における考え方や施策の内容をパンフレット等に分かりやすくまとめ、計画書とともに公表し、公共施設を通じて配布し、PRしていきます。

資料編

資料編

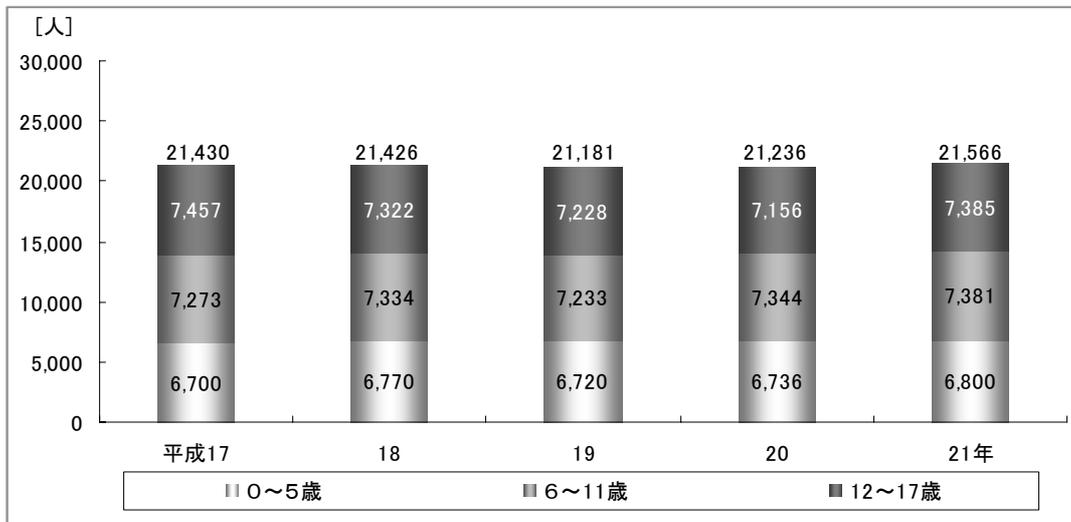
1. 子どもをとりまく現状

(1) 子ども人口

① 子ども人口の推移

本市の18歳未満人口は、平成21年で21,566人となっています。平成17年からの変化を見ると、平成19年まで減少した後、増加に転じています。年齢別に見ると、0～5歳、6～11歳は平成20年で、12～17歳は平成21年で減少から増加に転じています。

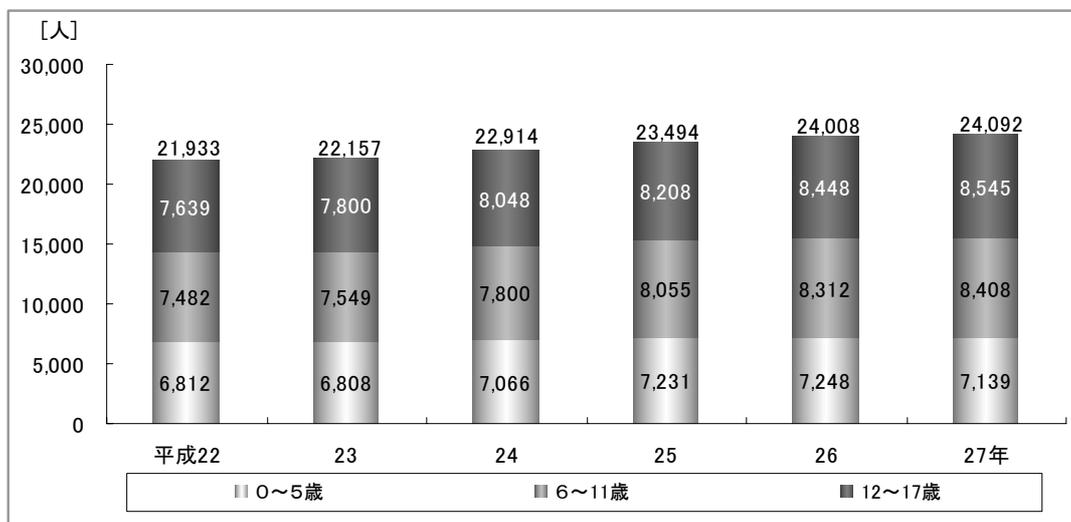
図表 1 18歳未満人口の推移



出典) 箕面市資料

18歳未満人口の将来推計は、平成22～27年にかけて増加するものと見込まれています。年齢別に見ると、0～5歳、6～11歳、12～17歳ともに、年々増加していますが、0～5歳のみ、平成27年から減少しています。

図表 2 18歳未満人口の将来推計

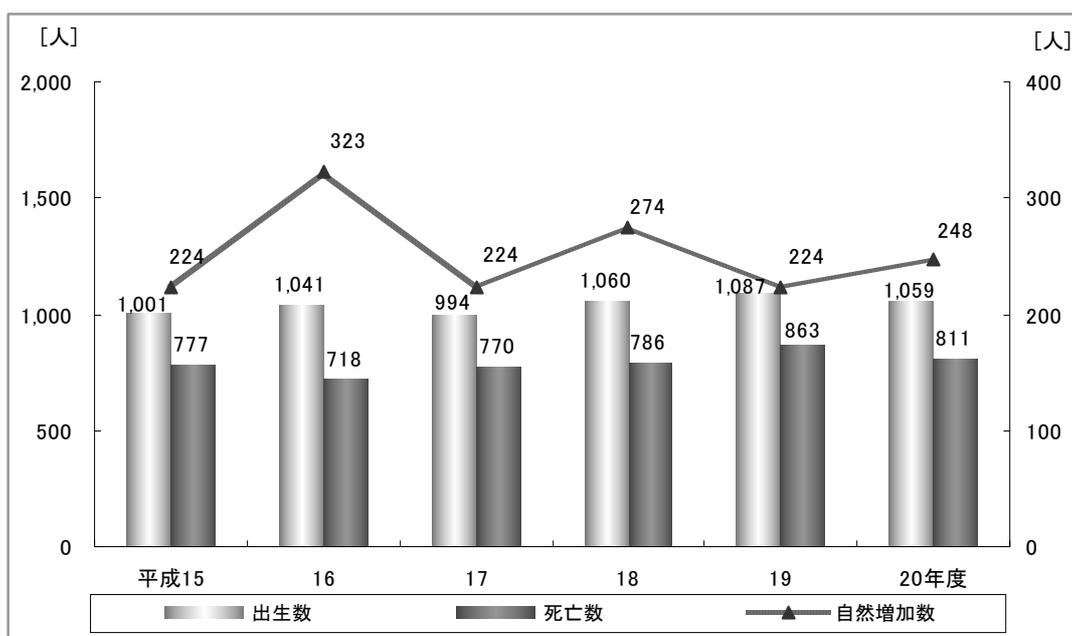


出典) 箕面市資料

② 人口動態の推移

本市の出生数は、平成20年度で1,059人、平成15年度からの変化を見ると1,000人前後で推移しています。死亡数は、平成20年度で811人、平成15年度からの変化を見ると、平成16年度にかけて一旦減少した後、増加に転じていますが、平成20年度に再び減少しています。自然増加数（出生数－死亡数）は、増減はあるものの、220～330人の間で推移しており、自然増の状態が続いています。

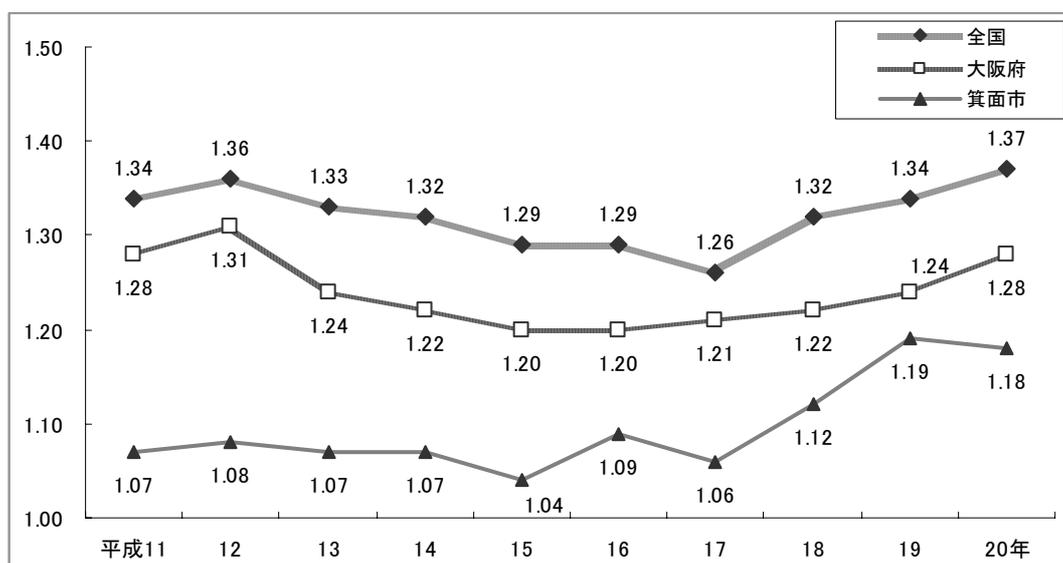
図表 3 出生数及び死亡数の推移



出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

本市の合計特殊出生率を見ると、平成20年で1.18となっています。全国や大阪府と比べて低い値となっていますが、平成11年からの変化を見ると、増減しているものの、平成17年以降は、全国や大阪府に比べて大きく増加しています。

図表 4 合計特殊出生率の推移



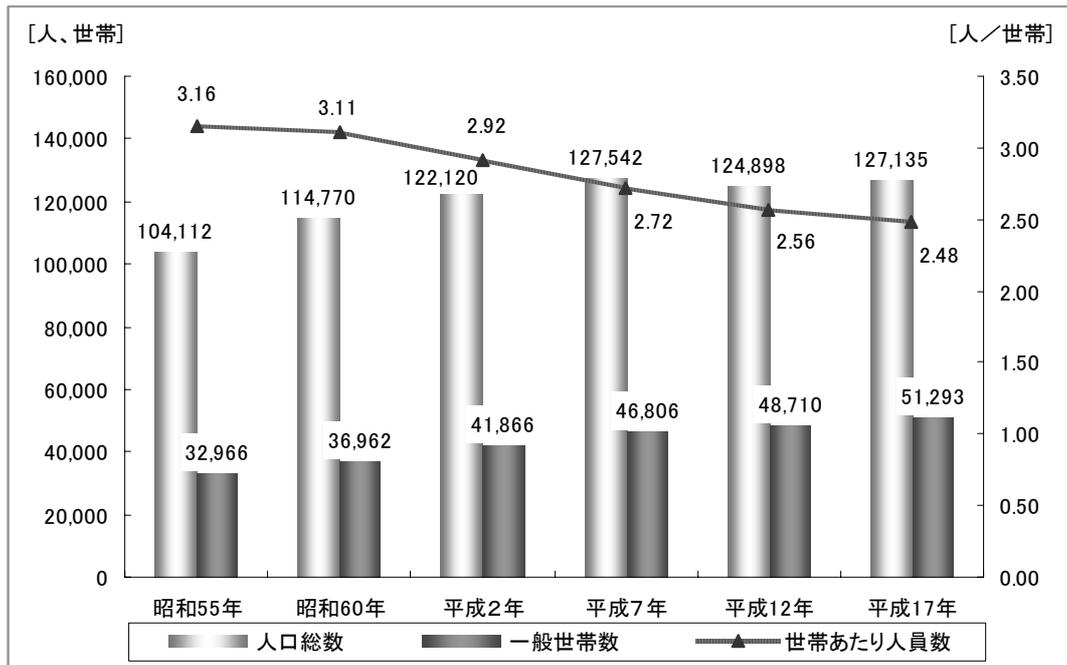
出典) 箕面市資料

(2) 子どもと家庭・地域

① 人口・世帯の変化

平成 17 年の国勢調査によると、本市の人口総数は 127,135 人、一般世帯数は 51,293 世帯となっています。昭和 55 年からの変化を見ると、一般世帯数は年々、増加しています。これに比べて、人口総数は緩やかな増加となっており、平成 12 年では一旦減少しています。これにより世帯あたりの人員数は、減少傾向にあり、平成 17 年の国勢調査によると、2.48 人/世帯となっています。

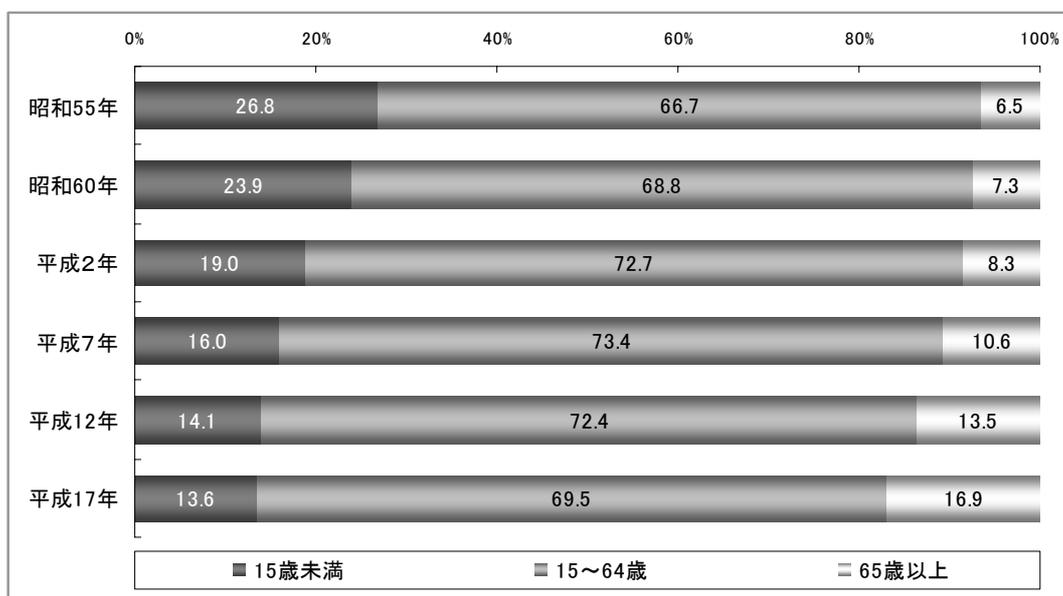
図表 5 人口総数、一般世帯数、世帯あたりの人員数の推移



出典) 総務省統計局;国勢調査, 昭和55~平成17年

本市の人口を、15歳未満（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）、65歳以上（高齢人口）の年齢3区分で見ると、年々、少子高齢化が進んでいることが分かります。国勢調査によると、年少人口の割合は低下、高齢人口の割合は上昇しており、平成17年には、高齢人口の割合が年少人口の割合を上回り、年少人口の割合13.6%、生産年齢人口の割合69.5%、高齢人口の割合16.9%となっています。

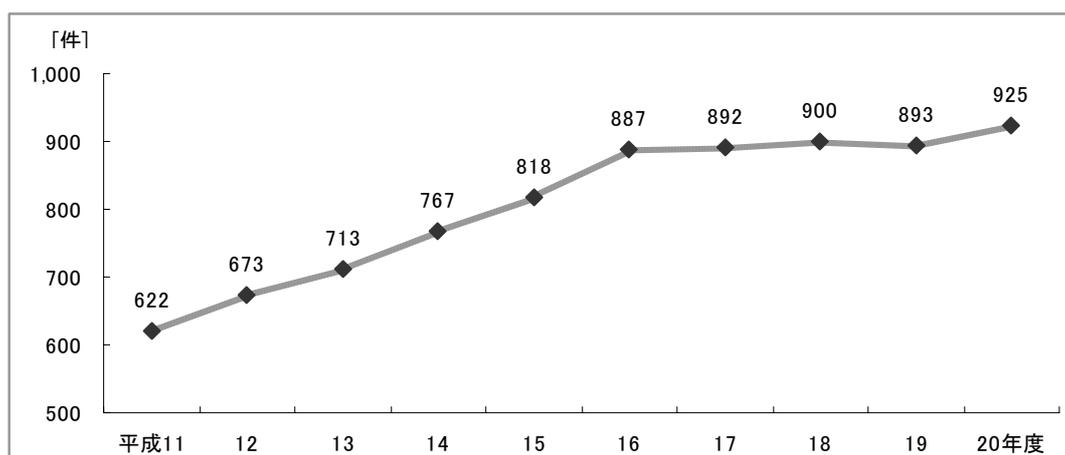
図表 6 年齢3区分別人口構成比の推移



出典) 総務省統計局;国勢調査, 昭和55年～平成17年

本市における児童扶養手当の受給件数を見ると、平成16年度までは年々増加した後、ほぼ横ばいとなっていましたが、平成20年度から再び増加となっています。

図表 7 児童扶養手当受給件数の推移



出典) 箕面市 子ども支援課

平成 17 年の国勢調査によると、本市の一般世帯 51,293 世帯のうち、6 歳未満の子どものいる世帯は 5,057 世帯で全体の 9.9%、うち、核家族世帯は全体の 9.1%となっています。また、18 歳未満の子どものいる世帯は 12,382 世帯で全体の 24.1%、うち、核家族世帯は全体の 21.8%となっており、6 歳未満の子どものいる世帯、18 歳未満の子どものいる世帯、ともに、大半が核家族世帯となっています。

平成 7～12 年の変化を見ると、一般世帯数の伸び率が 4.1%であるのに対し、6 歳未満の子どものいる世帯の伸び率は△10.4%、18 歳未満の子どものいる世帯の伸び率は△13.5%と大きく減少しています。平成 12～17 年にかけては、6 歳未満の子どものいる世帯の伸び率は 3.4%となっていますが、一般世帯数の伸び率 5.3%と比べると低くなっており、18 歳未満の子どものいる世帯の伸び率は△2.0%と減少しています。全体として、子どものいる世帯の割合が減少していることが分かります。

また、平成 12～17 年にかけて、6 歳未満の子どものいる世帯では、世帯数に比べて核家族世帯の伸び率が高くなっており、18 歳未満の子どものいる世帯では、世帯数に比べて核家族世帯の減少率が低くなっています。子どものいる世帯で核家族化が進んでいることが分かります。

図表 8 子どものいる世帯数（平成 7～17 年）

	平成 7 年		平成 12 年		平成 17 年		平成 7 年 →平成 12 年 の伸び率 [%]	平成 12 年 →平成 17 年 の伸び率 [%]
	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]	実数 [世帯]	構成比 [%]		
一般世帯総数	46,806	100.0	48,710	100.0	51,293	100.0	4.1	5.3
6 歳未満の子どものいる世帯	5,460	11.7	4,890	10.0	5,057	9.9	△10.4	3.4
核家族世帯	4,938	10.5	4,452	9.1	4,685	9.1	△9.8	5.2
その他の親族世帯	522	1.1	438	0.9	372	0.7	△16.1	△15.1
18 歳未満の子どものいる世帯	14,618	31.2	12,638	25.9	12,382	24.1	△13.5	△2.0
核家族世帯	12,903	27.6	11,234	23.1	11,158	21.8	△12.9	△0.7
その他の親族世帯	1,706	3.6	1,394	2.9	1,214	2.4	△18.3	△12.9
非親族・単身世帯	9	0.0	10	0.0	10	0.0	11.1	0.0

出典) 総務省統計局; 国勢調査, 平成 7～17 年

子どものいる世帯の割合を、大阪府、全国と比べると、6 歳未満の子どものいる割合は、本市 9.9%、大阪府 10.2%、全国 10.5%、18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、本市 24.1%、大阪府 23.6%、全国 25.3%となっています。子どものいる世帯の割合は、ほぼ平均なみであると言えます。

図表 9 子どものいる世帯数の比較（平成 17 年）

	箕面市	大阪府	全国
一般世帯総数 [世帯]	51,293	3,590,593	49,062,530
6 歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	5,057	365,950	5,171,707
[構成比 %]	9.9	10.2	10.5
18 歳未満の子どものいる世帯 [世帯]	12,382	847,507	12,403,146
[構成比 %]	24.1	23.6	25.3

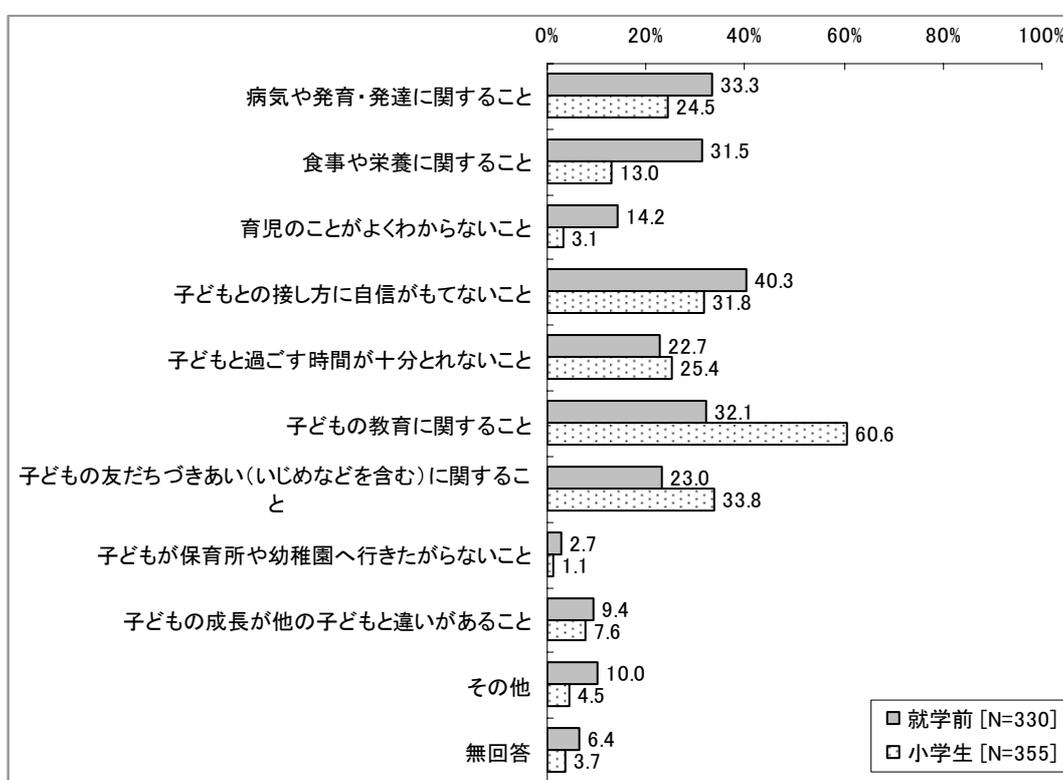
出典) 総務省統計局; 国勢調査, 平成 17 年

② 家族との関わり

平成 20 年度に実施した「箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査／箕面市」（就学前児童保護者・小学生保護者対象。以下、「次世代育成支援調査」）より、子育てを、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」「辛いと感じることの方が多い」と考えている保護者の子どもに関する悩みを見ると、就学前では、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」（40.3%）、「病気や発育・発達に関すること」（33.3%）、「子どもの教育に関すること」（32.1%）の順に高い割合となっています。小学生では、「子どもの教育に関すること」（60.6%）、「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」（33.8%）、「子どもとの接し方に自信が持てないこと」（31.8%）の順に高い割合となっています。

比較的割合の高い悩みについて、就学前と小学生で比較すると、子どもとの接し方や一緒に過ごす時間は就学前と小学生で共通の悩み、病気や発育・発達、食事や栄養は就学前で特に多い悩み、教育や子どもの友だちづきあいは小学生で特に多い悩みであることが分かります。

図表 10 子どもに関する悩み

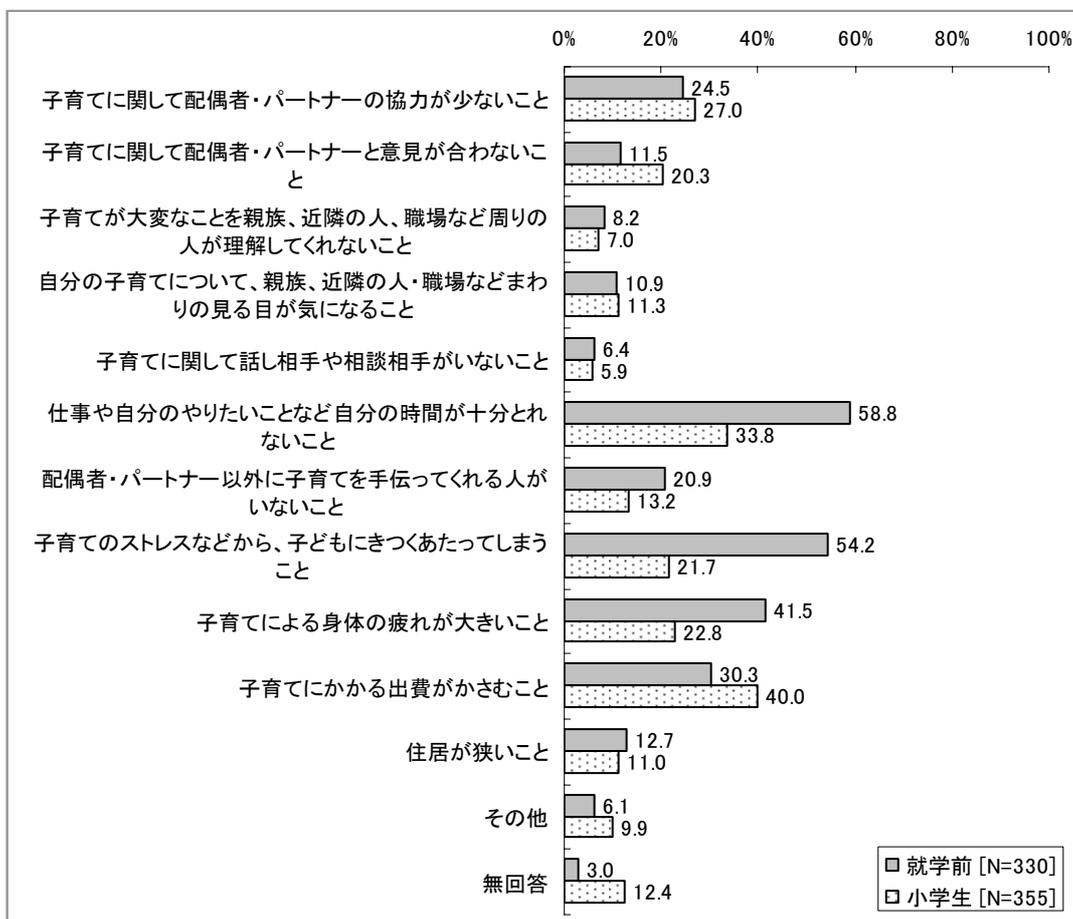


出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査, 平成20年度

子育てを、「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」「辛いと感じることの方が多し」と考えている保護者の、親の心身の状態などに関する悩みとしては、就学前は、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」(58.8%)、「子育てのストレスなどから、子どもにきつくあたってしまうこと」(54.2%)、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」(41.5%)の順に高い割合となっています。小学生は、「子育てにかかる出費がかさむこと」(40.0%)、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分とれないこと」(33.8%)、「子育てに関して配偶者・パートナーの協力が少ないこと」(27.0%)の順に高い割合となっています。

比較的割合の高い悩みについて、就学前と小学生で比較すると、自分の時間がとれないこと、子どもにきつくあたってしまうこと、身体の疲れは就学前で特に多い悩み、子育てにかかる出費は小学生で特に多い悩みであることが分かります。

図表 11 親の心身の状態などに関する悩み



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査, 平成20年度

子育てに関する悩みや不安を相談している相手を保護者に聞いたところ、就学前、小学生ともに、「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」「隣近所の人、知人、友人」の割合が高く、6割以上となっています。

これらに次いで割合の高いものとしては、就学前では、「保育所、幼稚園、学校、学童保育の保護者仲間など」（37.1%）、「育児書・育児雑誌・インターネットで調べる」（25.4%）、「保育所の保育士、幼稚園・小学校の先生、学童保育の指導員など」（24.2%）となっています。小学生では、「保育所、幼稚園、学校、学童保育の保護者仲間など」（34.8%）、「職場の同僚」（20.1%）、「保育所の保育士、幼稚園・小学校の先生、学童保育の指導員など」（19.0%）の順に高い割合となっています。

就学前と小学生を比較すると、「育児書・育児雑誌・インターネットで調べる」の割合が就学前で高くなっています。

図表 12 子育てに関する相談相手

[単位: %]

	就学前 [N=1,066]	小学生 [N=1,133]
配偶者・パートナー	87.3	80.4
その他の親族(親、兄弟姉妹など)	75.6	61.5
隣近所の人、知人、友人	65.6	66.1
職場の同僚	13.6	20.1
保育所、幼稚園、学校、学童保育の保護者仲間など	37.1	34.8
子育てサークルなどの仲間	10.1	3.0
保育所の保育士、幼稚園・小学校の先生、学童保育の指導員など	24.2	19.0
医師、看護師、栄養士など	10.4	5.3
専門カウンセリング(臨床心理士など)	1.7	3.7
民生委員・児童委員、主任児童委員	0.4	0.1
子育て支援センター(おひさまルーム)	8.3	-
子育てサロン	3.9	-
親子の集いの場	2.2	-
母子自立支援員	0.0	0.1
教育センター	0.6	4.5
総合保健福祉センター(ライフプラザ)	5.2	1.1
発達相談「ゆう」(総合保健福祉センター分室)	1.8	0.3
子ども家庭相談室	0.2	0.4
保健所	1.8	0.4
子ども家庭センター	0.2	0.3
ベビーシッター	0.1	0.0
育児書・育児雑誌・インターネットなどで調べる	25.4	8.8
その他	0.6	0.4
相談相手がない	0.2	0.7
相談したことはない	0.4	1.2
無回答	0.2	2.8

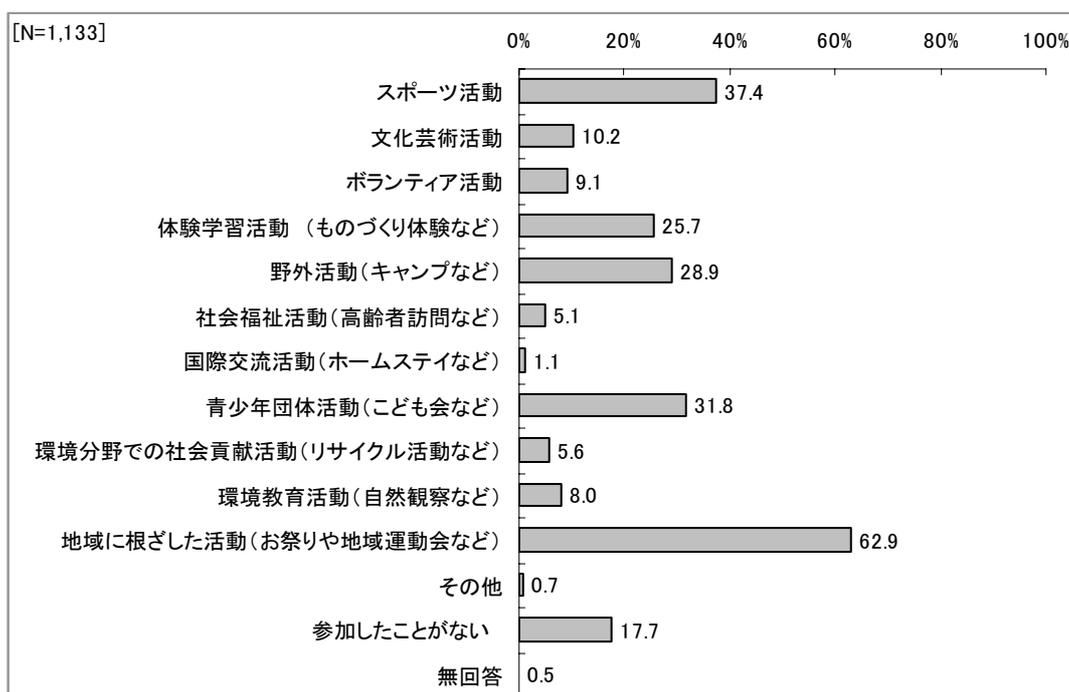
出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査, 平成20年度

③ 地域との関わり

次世代育成支援調査によると、小学生が参加したことがある地域活動やグループ活動としては、「地域に根ざした活動（お祭りや地域運動会など）」の割合が最も高く62.9%、次いで、「スポーツ活動」の割合が高く37.4%となっています。それ以外の活動で、ボランティア、福祉、国際交流、環境関連の活動は1割未満となっています。また、「参加したことがない」という人も17.7%となっています。

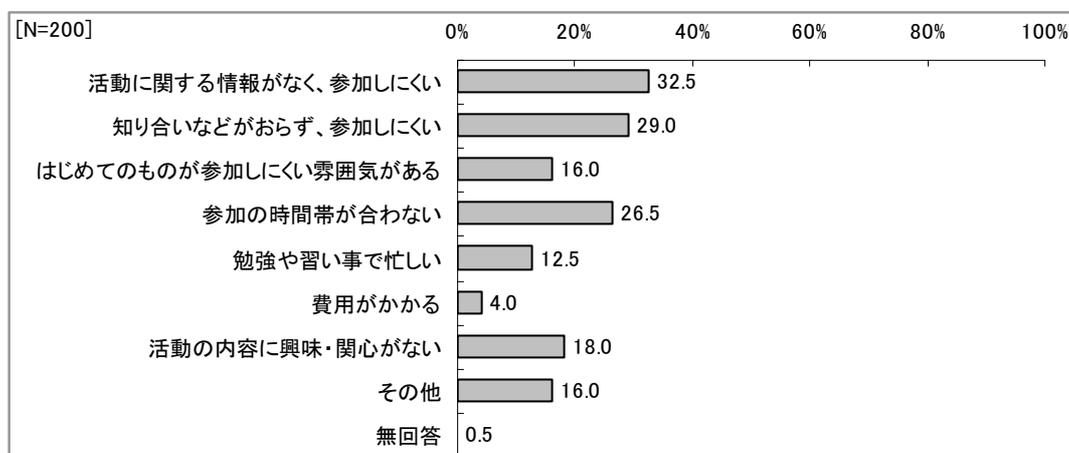
「参加したことがない」と回答した人に、その理由を聞いたところ、「活動に関する情報がなく、参加しにくい」（32.5%）、「知り合いなどがおらず、参加しにくい」（29.0%）、「参加の時間帯が合わない」（26.5%）の順に高い割合となっています。

図表 13 子どもが参加したことがある地域活動やグループ活動など



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(小学生保護者), 平成20年度

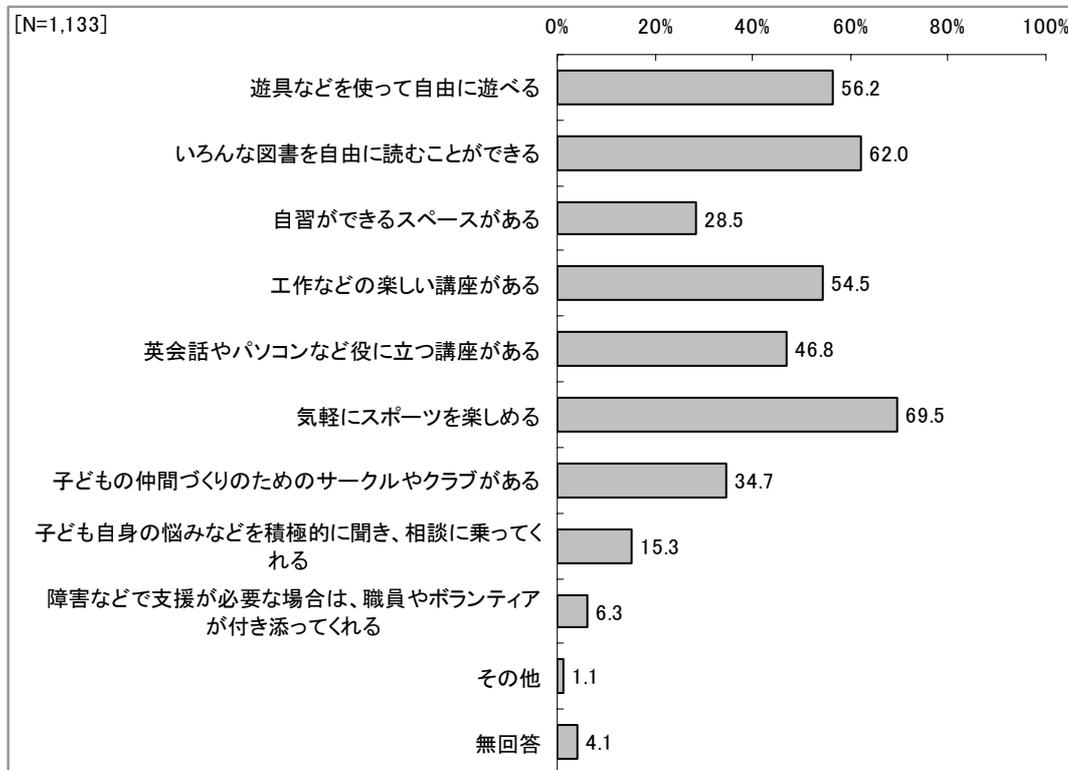
図表 14 子どもが地域活動などに参加したことがない理由



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(小学生保護者), 平成20年度

小学生の保護者に、公共施設で子どもに利用させてみたいサービスや企画を聞いたところ、「気軽にスポーツを楽しめる」（69.5%）、「いろんな図書を自由に読むことができる」（62.0%）等の割合が高くなっています。全体的に、スポーツ、図書、遊び、工作に関するサービスや企画に対するニーズが高くなっています。

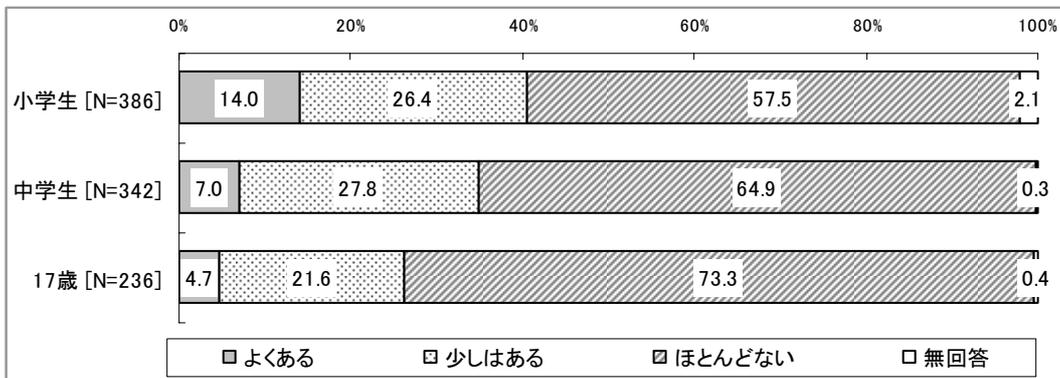
図表 15 公共施設で子どもに利用させてみたいサービスや企画



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(小学生保護者), 平成20年度

平成20年度に実施した「箕面市子どもの生活実態調査」（小学生・中学生・17歳対象。以下、「子どもの生活実態調査」）において、赤ちゃんを抱っこしたり、あやしたりすることがあるか聞いたところ、17歳では、「ほとんどない」という人の割合が最も高く7割以上となっています。「よくある」「少しはある」をあわせた割合は、小学生で40.4%、中学生34.8%、17歳26.3%と、年齢が上がるにつれて低くなっています。

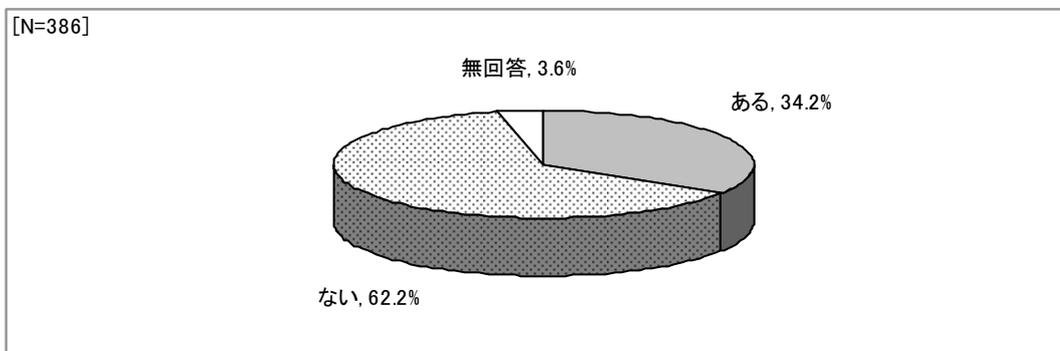
図表 16 赤ちゃんをだっこしたり、あやしたりすることがあるか



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

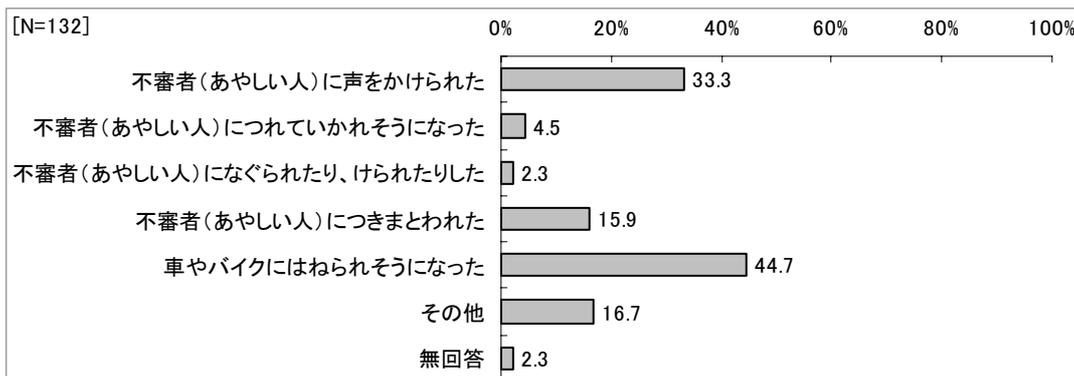
小学生に危ない目やこわい目にあったことがあるか聞いたところ、「ある」という人の割合は34.2%となっています。「ある」という人に、その内容を聞いたところ、「車やバイクにはねられそうになった」(44.7%)、「不審者(あやしい人)に声をかけられた」(33.3%)の順に高い割合となっており、犯罪や交通事故にまきこまれそうになった人が多いことが分かります。

図表 17 危ない目やこわい目にあった経験の有無



出典) 箕面市子どもの生活実態調査(小学生), 平成20年度

図表 18 危ない目やこわい目にあった内容

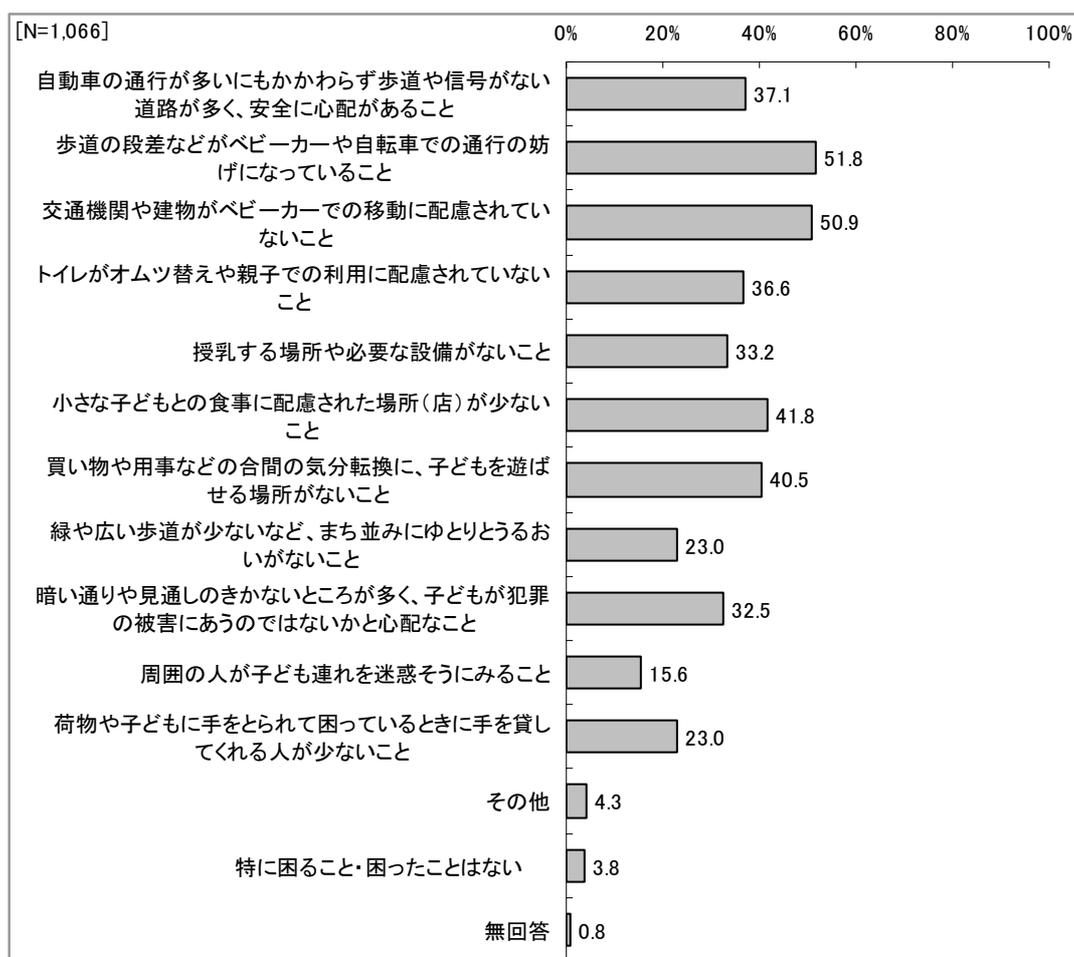


出典) 箕面市子どもの生活実態調査(小学生), 平成20年度

④ 地域の子育て・教育環境

次世代育成調査において、就学前の保護者に子どもと外出する際に不便な点を聞いたところ、「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっていること」（51.8%）、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと」（50.9%）等の割合が高くなっています。全体的に、ベビーカー、子どもとの食事、子どもの遊び場に関して不便な点があがっています。

図表 19 外出時に不便な点



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

本市では子どもの遊び場となる公園を整備しており、すべての公園面積は 134.45[ha]で、箕面市の総面積 4,784[ha]の 2.8%を占めています。

図表 20 公園の整備状況

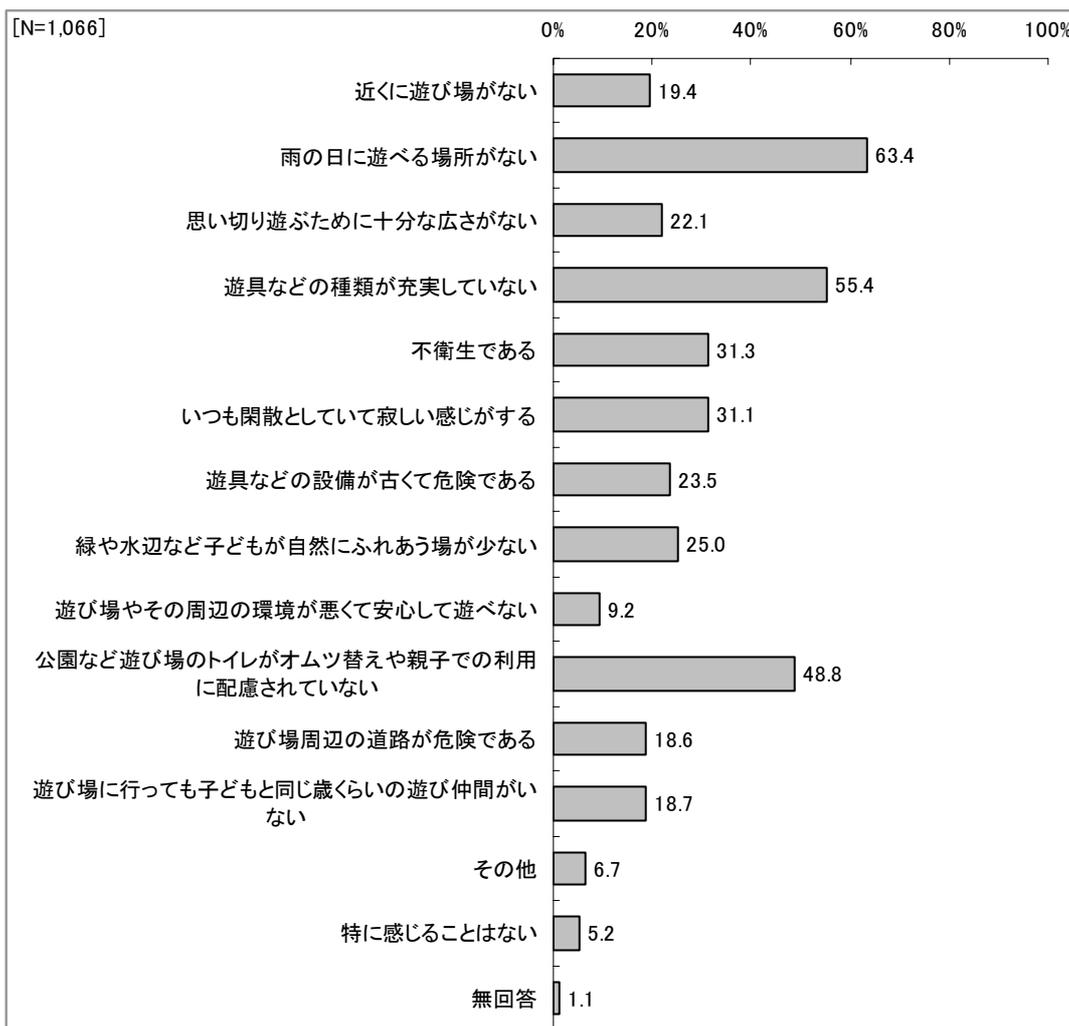
区分	箇所数 [箇所]	面積 [ha]
近隣公園	16	
総合公園	1	
街区公園	65	
府営箕面公園	1	
小計	83	112.35
児童遊園	15	1.10
その他の公園および緑地	190	21.00
合計	288	134.45

出典) 箕面市:平成21年度市勢年鑑

注) 「その他の公園および緑地」 175箇所のうち、4箇所については調整池を利用した公園

次世代育成支援調査において、就学前の保護者に、地域の子どもの遊び場について、日ごろ感じていることを聞いたところ、「雨の日に遊べる場所がない」(63.4%)の割合が最も高く、次いで、「遊具などの種類が充実していない」(55.4%)、「公園など遊び場のトイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」(48.8%)の順に高い割合となっています。

図表 21 子どもの遊び場に対する感想



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者),平成20年度

⑤ 子育て・家庭と仕事の両立支援

平成 17 年の国勢調査によると、本市の労働力人口は、61,806 人で、うち男性が 59.3%、女性が 40.7%となっています。平成 7～12 年への変化を見ると、労働力人口は全体として減少しているものの、女性は 0.95%と伸びを見せています。また、平成 12～17 年にかけては、労働力人口は全体として増加しており伸び率 1.37%となっているのに対し、女性の伸び率は 5.42%となっています。労働力人口全体が増減する中で、女性の労働力人口は増加していることが分かります。

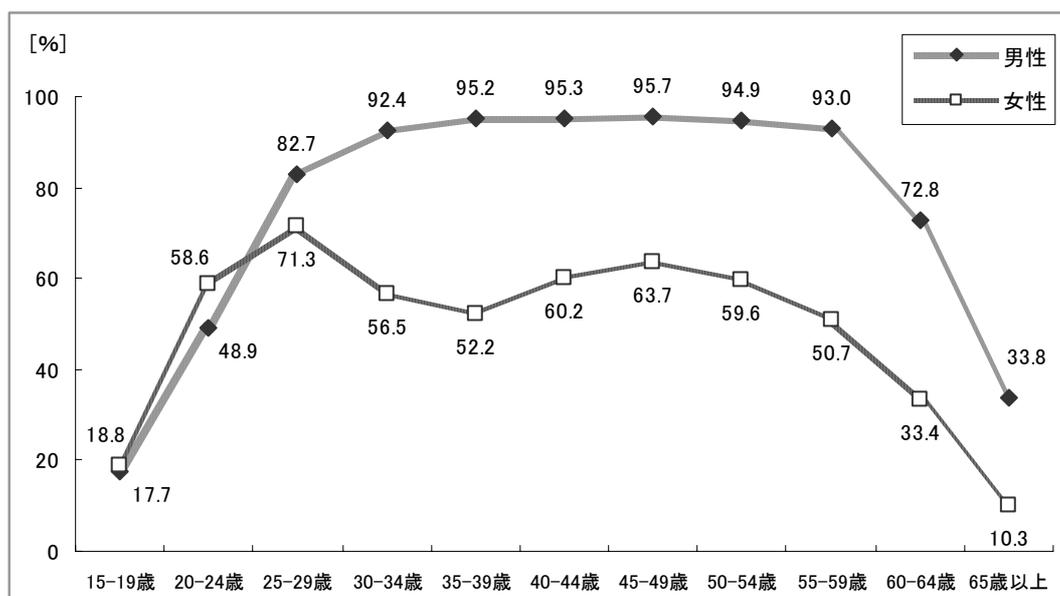
図表 22 労働力人口・労働力率

		平成7年		平成12年		平成17年		平成7年 →平成12年の 伸び率 [%]	平成12年 →平成17年の 伸び率 [%]
		実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]	実数 [人]	構成比 [%]		
15歳以上 人口	総数	106,955	100.0	107,016	100.0	109,575	100.0	0.06	2.39
	男性	51,216	47.9	51,281	47.9	52,154	47.6	0.13	1.70
	女性	55,739	52.1	55,735	52.1	57,421	52.4	△0.01	3.03
労働力 人口	総数	63,056	100.0	60,972	100.0	61,806	100.0	△3.30	1.37
	男性	39,437	62.5	37,129	60.9	36,671	59.3	△5.85	△1.23
	女性	23,619	37.5	23,843	39.1	25,135	40.7	0.95	5.42

出典) 総務省統計局;国勢調査,平成7年~17年

本市の年齢階級別・男女別の労働力率を見ると、男性では、30～59 歳にかけて 9 割以上となっています。一方、女性では、30 歳以上で減少し、35-39 歳で 52.2%まで落ち込んだ後、緩やかに増加し、50 歳以上で再び減少していきます。子育て世代で労働力率が落ち込む M 字カーブとなっていますが、子育て後の労働力率は 45-49 歳で 63.7%までしか回復しておらず、25-29 歳の 71.3%より低い値となっています。

図表 23 労働力率の比較 (平成 17 年)



出典) 総務省統計局;国勢調査,平成17年

女性労働力率を、大阪府、全国と比較すると、本市 43.8%、大阪府 44.8%、全国 47.8%と、大阪府、全国と比べて低い値となっています。年齢階級別に比較すると、30 歳以上の労働力率が、大阪府や全国と比べて低くなっています。

図表 24 年齢階級別女性労働力率の比較（平成 17 年）

[単位: %]

	箕面市	大阪府	全国
合計	43.8	44.8	47.8
15～19 歳	18.8	18.7	16.8
20～24 歳	58.6	65.8	67.7
25～29 歳	71.3	69.0	71.6
30～34 歳	56.5	56.8	61.6
35～39 歳	52.2	57.0	62.3
40～44 歳	60.2	63.8	69.5
45～49 歳	63.7	65.9	72.7
50～54 歳	59.6	61.3	68.3
55～59 歳	50.7	53.9	59.7
60～64 歳	33.4	35.8	40.4
65 歳以上	10.3	11.4	14.0

出典) 総務省統計局; 国勢調査, 平成17年

平成 17 年の国勢調査によると、本市に常住している就業者数は 58,634 人で、うち、男性が 59.0%、女性が 41.0%となっています。また、有配偶の女性の割合は全体の 21.5%となっています。

従業地を見ると、通勤者の中で、市内で従業している人の内訳が、男性 43.3%、女性 56.7%となっており、全体の就業者数の内訳と比較して女性の割合が高くなっています。一方、市外で従業している人の内訳は、男性 66.9%、女性 33.1%と、女性の割合が低くなっており、常住地の近くで従業している女性が多いことが分かります。

図表 25 男女別就業者数（平成 17 年）

	全体	男性	女性		
				うち、有配偶の女性	
就業者数 [人]	58,634	34,621	24,013	12,614	
[構成比%]	100.0	59.0	41.0	21.5	
自宅就業者数 [人]	4,108	2,320	1,788	1,376	
[構成比%]	100.0	56.5	43.5	33.5	
通勤者数 [人]	54,526	32,301	22,225	11,238	
[構成比%]	100.0	59.2	40.8	20.6	
市内従業 [人]	17,693	7,655	10,038	5,931	
	[構成比%]	100.0	43.3	56.7	33.5
	市外従業 [人]	36,833	24,646	12,187	5,307
	[構成比%]	100.0	66.9	33.1	14.4

出典) 総務省統計局; 国勢調査, 平成17年

男女別就業者数を、大阪府、全国と比較すると、就業者数に占める女性の割合は、本市 41.0%、大阪府 41.3%、全国 41.9%と大きな差はないものの、有配偶の女性の占める割合は、本市 21.5%、大阪府 21.5%、全国 24.8%と、全国と比べて低くなっており、専業主婦の割合が高いことが推察されます。

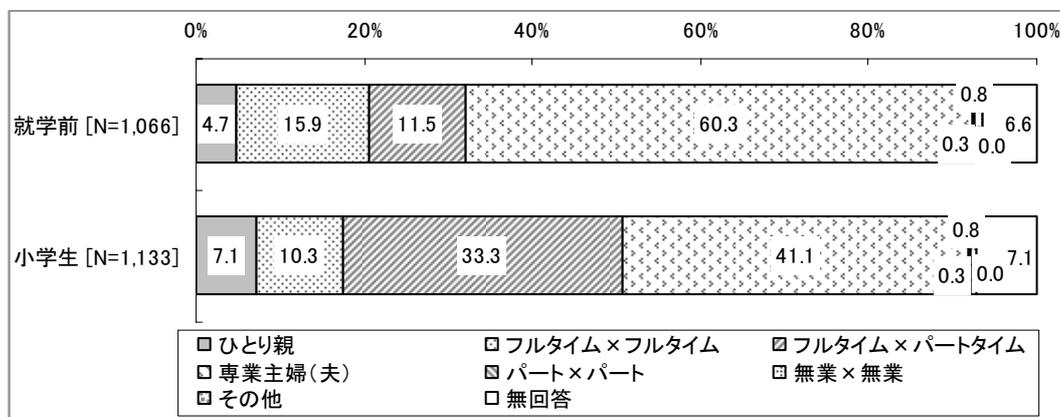
図表 26 男女別就業者数の比較（平成 17 年）

	全体	男性	女性	うち、有配偶の女性
箕面市 [人]	58,634	34,621	24,013	12,614
[構成比%]	100.0	59.0	41.0	21.5
大阪府 [人]	3,954,211	2,321,840	1,632,371	850,576
[構成比%]	100.0	58.7	41.3	21.5
全国 [人]	61,505,973	35,735,300	25,770,673	15,277,104
[構成比%]	100.0	58.1	41.9	24.8

出典) 総務省統計局;国勢調査,平成17年

次世代育成支援調査より、家族類型ごとの割合を見ると、就学前では「専業主婦（夫）」の割合が最も高く 60.3%、次いで、「フルタイム×フルタイム」（15.9%）、「フルタイム×パートタイム」（11.5%）の順に高い割合となっています。小学生では、就学前と比べて、「専業主婦（夫）」の割合が低く 41.1%、「フルタイム×パートタイム」の割合が高く 33.3%となっていることから、子どもが就学するのを機に、パートタイムとして働き始める親が多いことが推察されます。

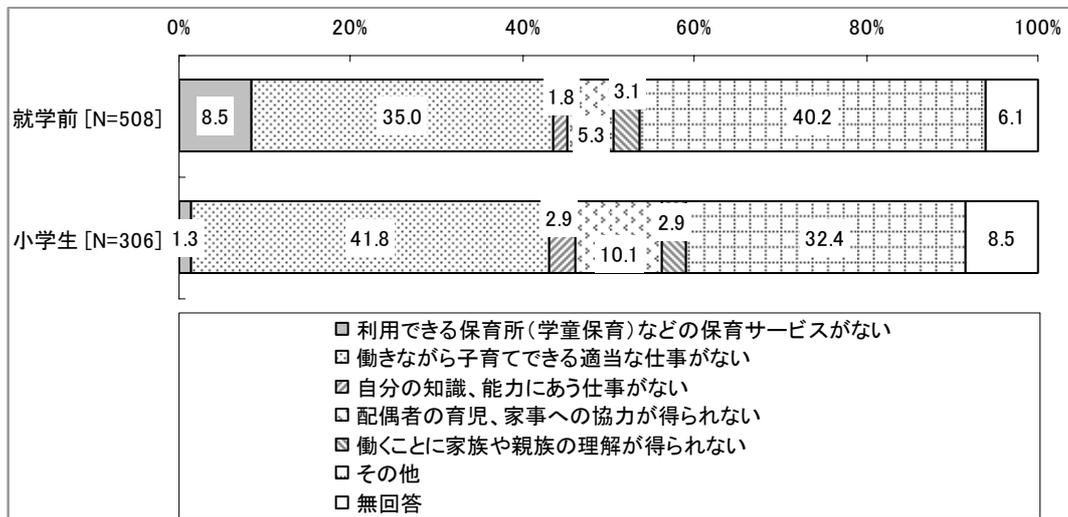
図表 27 家族類型ごとの割合



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査,平成20年度

就労希望がありながら現在働いていない母親にその理由を聞いたところ、就学前、小学生ともに「働きながら子育てできる適当な仕事がない」「その他」という人の割合が高くなっています。「その他」の回答としては、「まだ子どもが小さいため」「今は育児に専念したいため」という回答が多かったことから、仕事がないことや子どもがまだ幼いことを理由に、就労希望があっても働いていない母親が多いことがわかります。

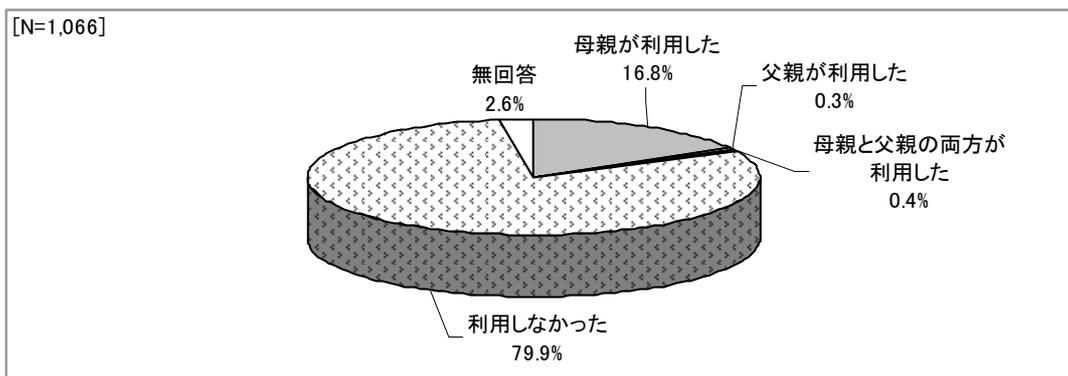
図表 28 母親に就労希望がありながら、働いていない理由について



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査, 平成20年度

就学前の保護者に、育児休業制度を利用したか聞いたところ、「利用しなかった」という人の割合が最も高く 79.9%となっています。利用したという人の中では、「母親が利用した」という人の割合が高く 16.8%となっています。

図表 29 育児休業制度の利用の有無



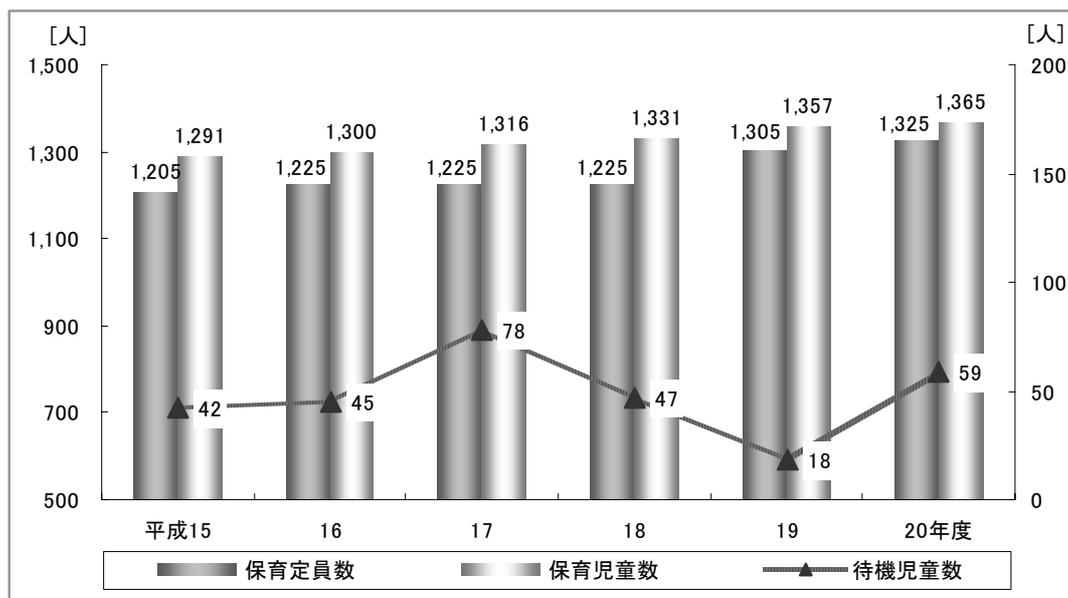
出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

(3) 子どもと保育・教育

① 就学前児童の保育の状況

平成 20 年度における本市の保育所は、市立 5 か所、私立 7 か所の 12 か所となっています。保育定員数は 1,325 人、保育児童数は 1,365 人となっております。平成 15 年度からの変化を見ると、保育児童数が年々、増加しています。待機児童数は、平成 17 年度から平成 19 年度にかけて一旦、減少するも、平成 20 年度に再び増加しています。

図表 30 保育所の定員と入所児童数



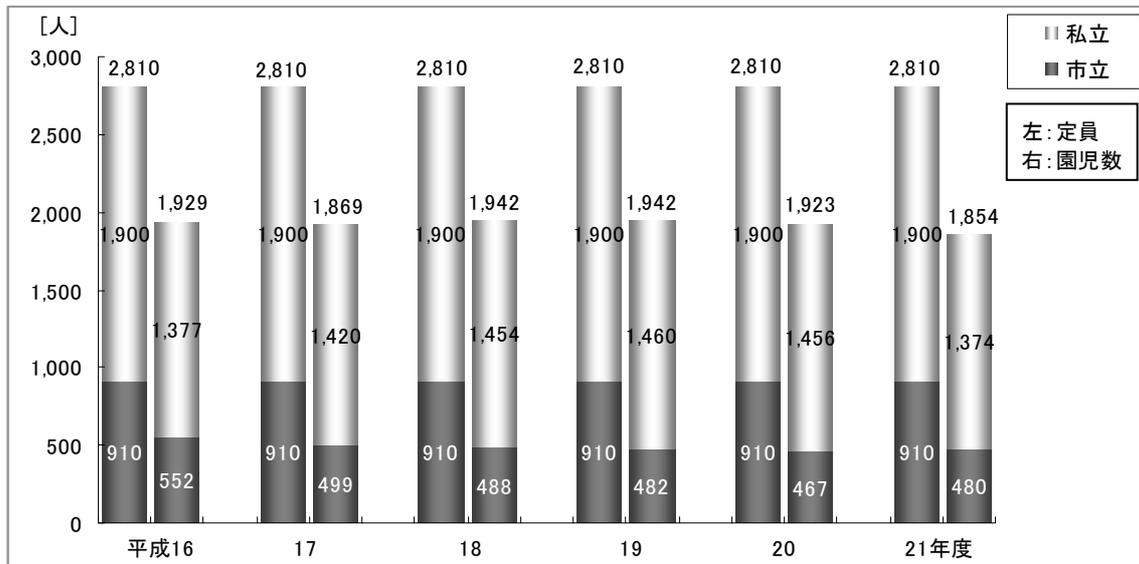
[単位:か所、人]

(平成)年度	平成 15	16	17	18	19	20 年度
保育所数	12	12	12	12	12	12
市立	7	7	7	7	6	5
私立	5	5	5	5	6	7
保育定員数	1,205	1,225	1,225	1,225	1,305	1,325
市立	800	800	800	800	760	660
私立	405	425	425	425	545	665
保育児童数	1,291	1,300	1,316	1,331	1,357	1,365
市立	850	855	860	872	766	654
私立	441	445	456	459	591	711
待機児童数	42	45	78	47	18	59

出典) 箕面市 幼児育成課、平成21年度市勢年鑑

平成 21 年度における本市の幼稚園は 13 か所（市立 6 か所、私立 7 か所）、教員数は 115 人（市立 30 人、私立 85 人）となっています。園児数は 1,854 人で、前述の 3～5 歳の保育児童数 771 人に対し約 2.5 倍となっています。また、園児数は市立 480 人、私立 1,374 人と、私立が市立の約 3 倍となっています。定員と比較すると、市立は定員の約 2 分の 1、私立は定員の約 4 分の 3 の園児数となっています。平成 16 年度からの変化を見ると、増減はあるものの長期的に見ると、私立の園児数に大きな変化はないのに対し、市立の園児数は減少しています。

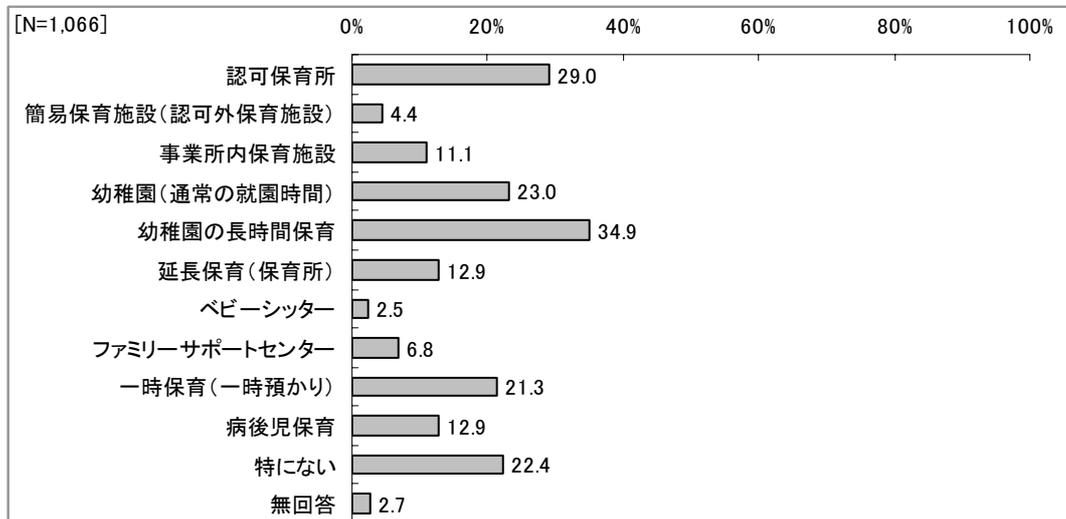
図表 31 幼稚園数・園児数の推移



出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

次世代育成支援調査によると、就学前保護者の今後の保育サービスの利用意向としては、「幼稚園の長時間保育」の割合が最も高く34.9%、次いで、「認可保育所」(29.0%)、「幼稚園(通常の就園時間)」(23.0%)の順に高い割合となっています。また、「特にない」という人の割合は22.4%となっています。

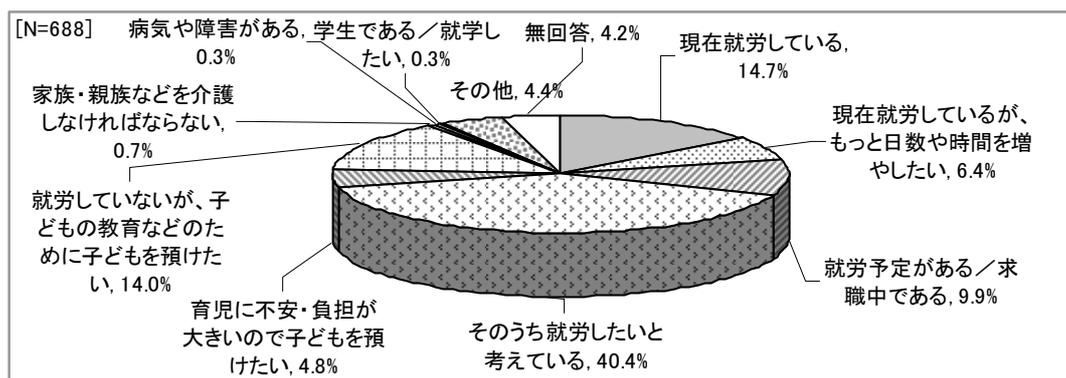
図表 32 保育サービスの利用意向



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

利用したい保育サービスを回答した人に、利用したい理由を聞いたところ、「そのうち就労したい」(40.4%)、「現在就労している」(14.7%)の順に高い割合となっています。就労以外の理由では、「就労していないが、子どもの教育のために子どもを預けたい」という人の割合が高く14.0%となっています。

図表 33 保育サービスを利用したい理由

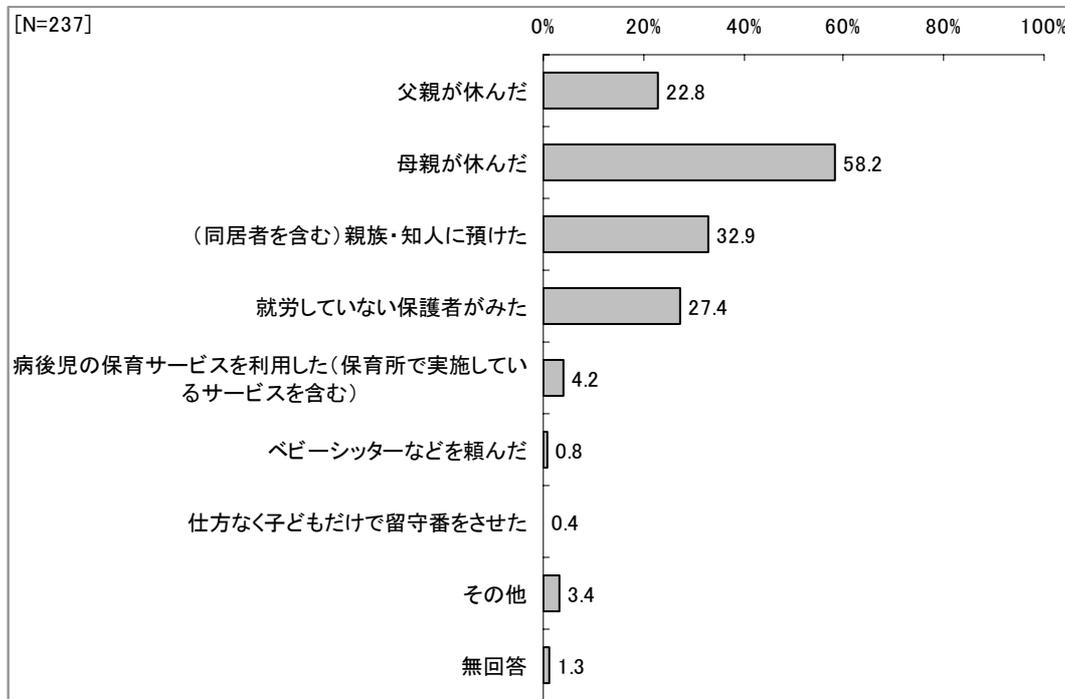


出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

保育サービスを利用している保護者に、この1年間に、子どもの病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことがあるか聞いたところ、「あった」という人は54.1%でした。

「あった」と回答した人に、その時の対処方法を聞いたところ、「母親が休んだ」の割合が最も高く58.2%となっています。

図表 34 通常の保育サービスが利用できなかった時の対処方法



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

本市における子育て支援センターの利用状況を見ると、平成20年度の来所組数は10,648組、相談件数は312件となっています。平成12年度からの変化を見ると、来所組数は年々増加しております。また、相談件数も、増減はあるものの、長期的に見ると増加傾向にあります。

図表 35 子育て支援センターの利用状況

		平成12	13	14	15	16	17	18	19	20年度
来所組数 [組]	中央	2,460	2,890	3,339	3,969	4,455	4,754	5,042	4,520	4,543
	分室	-	-	-	862	2,855	3,836	4,833	-	-
	西部	-	-	-	-	-	-	-	5,431	6,105
	合計	2,460	2,890	3,339	4,831	7,310	8,590	9,875	9,951	10,648
相談件数 [件]		110	274	370	326	369	282	410	397	312

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

注1) 分室は平成15年10月に設置

注2) 平成18年9月に分室を廃止し、西部子育て支援センターを設置

② 小学生の状況

本市における学童保育の利用状況を見ると、平成 20 年度における施設数は 13 か所、定員は 810 人で、利用人数は 566 人となっています。平成 11 年度からの利用人数の変化を見ると、増減はあるものの、平成 16 年度以降は 530～570 人の間で推移しています。

学童保育の利用状況を校区別に見ると、南、西南、箕面では利用率が高くなっています。

図表 36 学童保育の利用人数の推移

	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 年度
利用人数 [人]	511	498	474	395	461	568	570	536	533	566

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

図表 37 学童保育の校区別利用状況 (平成 20 年度)

対象校区	西	南	西南	豊川北	北	萱野	萱野東	箕面	東	萱野北	中	豊川南	止々呂美
定員 [人]	80	40	70	80	40	70	80	40	70	40	80	80	40
利用人数 [人]	48	34	63	44	14	55	53	52	52	27	61	57	6
利用率 [%]	60.0	85.0	90.0	55.0	35.0	78.6	66.3	130.0	74.3	67.5	76.3	71.3	15.0

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

本市では、学童保育にあわせ、「自由な遊び場開放事業」として、すべての小学生が放課後に自由に遊べるよう、市内すべての市立小学校の体育館や運動場、余裕教室の一室を子どもたちの遊び場として開放しています。

本市における「自由な遊び場開放事業」の利用状況を見ると、平成 20 年度における利用人数は 776 人となっています。平成 11 年度からの変化を見ると、平成 18 年度で 980 人まで増加した後、平成 19 年度で一旦減少し、平成 20 年度で再び増加しています。

「自由な遊び場開放事業」の利用状況を校区別に見ると、西南、萱野東、中で利用人数が多くなっています。また、萱野、豊川南で利用人数に占める学童児の割合が高くなっています。

図表 38 自由な遊び場開放事業の利用人数の推移

	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 年度
利用人数 [人]	694	686	634	747	796	746	819	980	627	776

出典) 箕面市 子ども支援課

図表 39 自由な遊び場開放事業の校区別利用状況 (平成 20 年度)

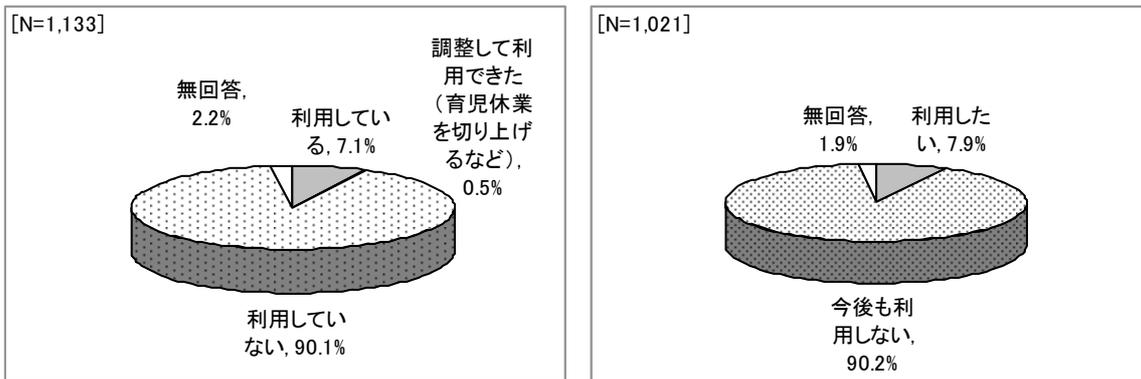
対象校区	箕面	萱野	北	南	西	東	西南	萱野東	豊川北	中	豊川南	萱野北	止々呂美	合計	平均 1校あたりの
利用人数 [人]	58	54	56	62	63	61	96	75	57	82	59	42	13	776	60
うち学童児の 占める割合 [%]	59.3	74.3	22.7	39.8	57.2	58.7	44.3	47.5	58.4	48.7	69.7	47.3	27.3	51.4	55.1

出典) 箕面市資料 子ども支援課

次世代育成支援調査によると、小学生保護者で、現在学童保育を利用している人の割合は、「利用している」と「調整して利用できた（育児休業を切り上げるなど）」をあわせると7.6%、「利用していない」という人の割合は90.1%となっています。「利用していない」と回答した人に、今後の利用意向を聞いたところ、「利用したい」という人の割合は7.9%となっています。

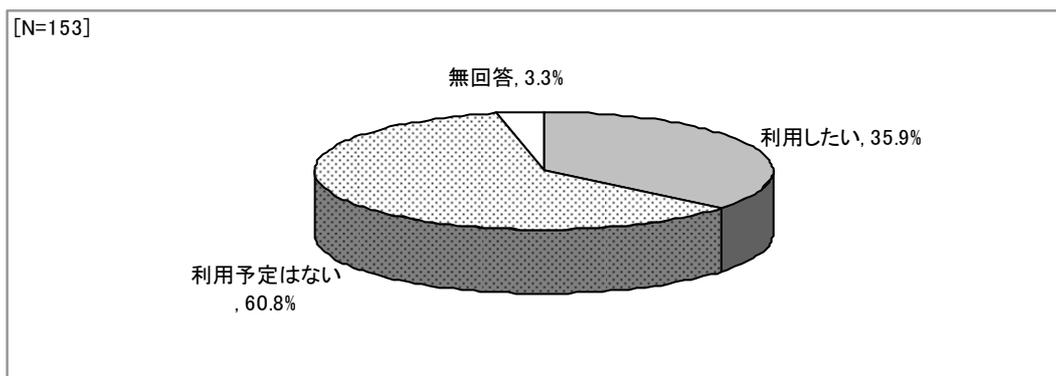
また、来年度就学予定の子どもを持つ保護者に、学童保育の利用意向を聞いたところ、「利用したい」という人は35.9%となっています。

図表 40 小学生の学童保育の利用状況（左図）と今後の利用意向（右図）



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(小学生保護者), 平成20年度

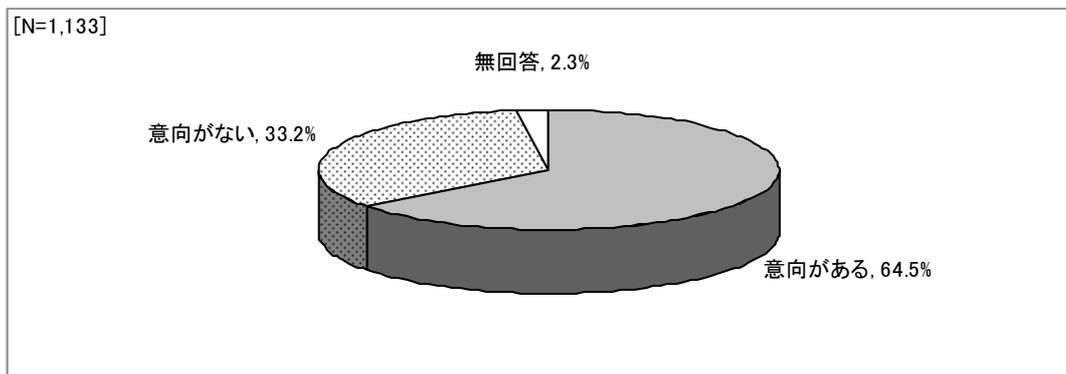
図表 41 来年度就学予定の子どもをもつ保護者の、学童保育の利用意向



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

小学生保護者の自由な遊び場開故事業の利用意向については、「意向がある」という人が64.5%となっており、学童保育よりも利用意向が高くなっています。

図表 42 自由な遊び場開故事業の利用意向



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(小学生保護者), 平成20年度

③ 学校の状況

平成 21 年度における本市の市立小学校は 13 校、児童数は 7,048 人、教員数は 366 人となっています。平成 16 年度からの変化を見ると、児童数は増加していますが、これに伴い教員数も増加しており、教員 1 人に対する児童数はほぼ一定となっています。

平成 21 年度における本市の市立中学校は 7 校、生徒数は 3,090 人、教員数は 197 人となっています。平成 16 年度からの変化を見ると、増減はあるものの児童数は 3,000 人前後で推移しています。

平成 21 年度における本市の府立高等学校は 2 校、生徒数は 1,579 人となっています。平成 16 年度からの変化を見ると、平成 19 年度まで減少した後、増加に転じています。

図表 43 市立小学校の状況

	平成 16	17	18	19	20	21 年度
学校数 [校]	13	13	13	13	13	13
学級数 [学級]	246	250	258	258	261	271
児童数 [人]	6,891	6,955	6,967	6,898	7,019	7,048
教員数 [人]	324	326	340	346	347	366
教員 1 人あたり児童数 [人]	21	21	20	20	20	19

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

図表 44 市立中学校の状況

	平成 16	17	18	19	20	21 年度
学校数 [校]	7	7	7	7	7	7
学級数 [学級]	98	95	95	95	97	103
生徒数 [人]	2,990	2,969	2,992	3,037	2,966	3,090
教員数 [人]	191	185	186	183	190	197
教員 1 人あたり生徒数 [人]	16	16	16	17	16	16

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

図表 45 府立高等学校の状況

	平成 16	17	18	19	20	21 年度
学校数 [校]	2	2	2	2	2	2
生徒数 [人]	1,676	1,618	1,531	1,517	1,553	1,579

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

本市の小学校における長期欠席は平成 20 年度で 83 人、うち不登校数は 20 人となっており、在籍数に占める不登校数の割合は 2.85%となっています。中学校では、長期欠席は 112 人、うち不登校数は 53 人で、在籍数に占める不登校数の割合は 17.87%となっています。

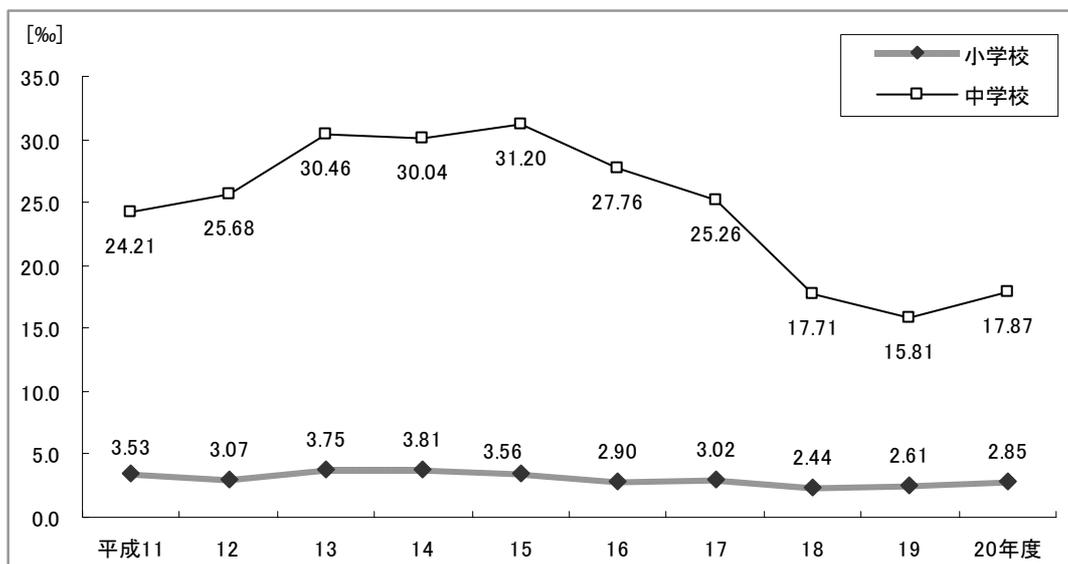
平成 11 年度からの小中学校における不登校千人率の推移を見ると、小学校では、大きな増減はないものの、平成 18 年度以降微増となっています。中学校では、小学校に比べて出現率が大きく伸びた後、平成 19 年度にかけて減少していたものの、それ以降微増となっています。

図表 46 小中学校の長期欠席・不登校数・不登校千人率（平成 20 年度）

	長期欠席 [人]	うち不登校数 [人]	在籍数 [人]	不登校千人率 [%]
小学校	83	20	7,019	2.85
中学校	112	53	2,966	17.87

出典) 箕面市 学校教育課

図表 47 小中学校の不登校千人率の推移

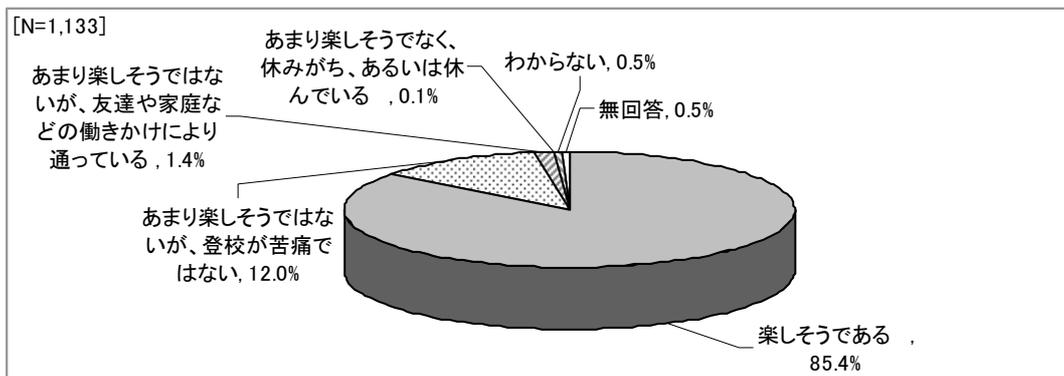


出典) 箕面市 学校教育課

次世代育成支援調査において、小学生保護者に学校に行くときの子ども様子を聞いたところ、「楽しそうである」という人の割合が最も高く、85.4%となっています。次いで、「あまり楽しそうではないが、登校が苦痛ではない」（12.0%）という人の割合が高くなっています。

また、「あまり楽しそうでなく休みがち、あるいは休んでいる」という人は 0.1%となっており、前述の小学生の不登校千人率 2.85%からも、不登校の小学生は 1000 人に 1~2 人となっていることが分かります。

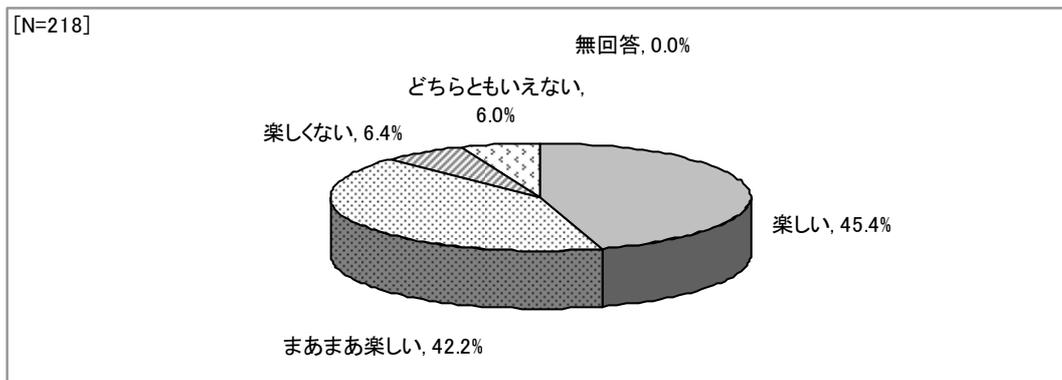
図表 48 学校に行く子どもの様子



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(小学生保護者), 平成20年度

子どもの生活実態調査において、現在学校に通っている 17 歳に対し、現在の学校生活が楽しいか聞いたところ、「楽しい」と「まあまあ楽しい」をあわせると 87.6%、「楽しくない」の割合は 6.4%となっています。

図表 49 現在の学校生活は楽しいか



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

(4) 子どもと健康

① 母子保健の状況

平成20年度における健康診査の受診率は、妊婦健康診査92.9%、1歳6か月健診94.3%、3歳6か月健診88.5%となっています。平成15年度からの1歳6か月健診、3歳6か月健診の受診率は増加傾向にあり、特に3歳6か月健診においては、11.7%増加しています。

図表 50 健康診査の受診状況の推移

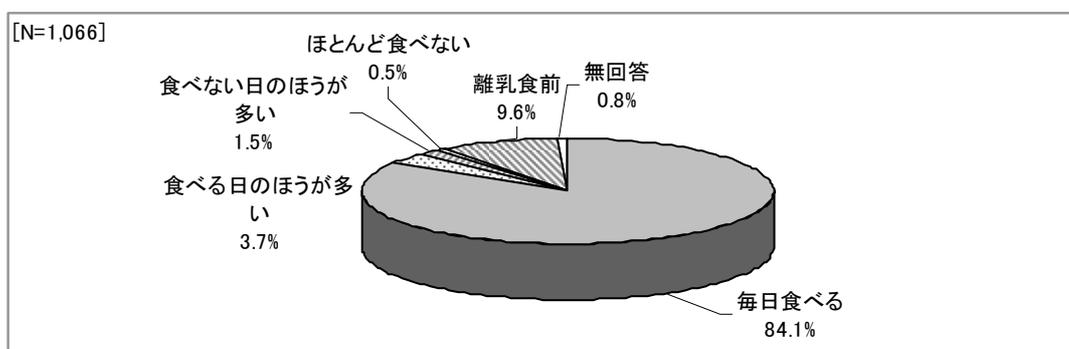
		平成 15	16	17	18	19	20 年度
妊婦健康診査	対象者数 [人]	1,119	1,006	1,153	1,142	1,113	1,090
	受診者数 [人]	1,043	998	1,026	1,054	1,038	1,013
	受診率 [%]	93.2%	99.2%	89.0%	92.3%	93.3%	92.9%
1歳6か月健診	対象者数 [人]	1,123	1,065	1,152	1,083	1,103	1,107
	受診者数 [人]	1,006	967	1,077	1,038	1,051	1,044
	受診率 [%]	89.6%	90.8%	93.5%	95.8%	95.3%	94.3%
3歳6か月健診	対象者数 [人]	1,103	1,153	1,181	1,154	1,203	1,127
	受診者数 [人]	847	915	922	974	1,009	997
	受診率 [%]	76.8%	79.4%	78.1%	84.4%	83.9%	88.5%

出典) 箕面市:平成21年度市勢年鑑、箕面市 健康増進課

注) 平成20年6月から、妊婦健康診査の受診回数が1回から5回に拡大したため、1回目の受診者数を利用

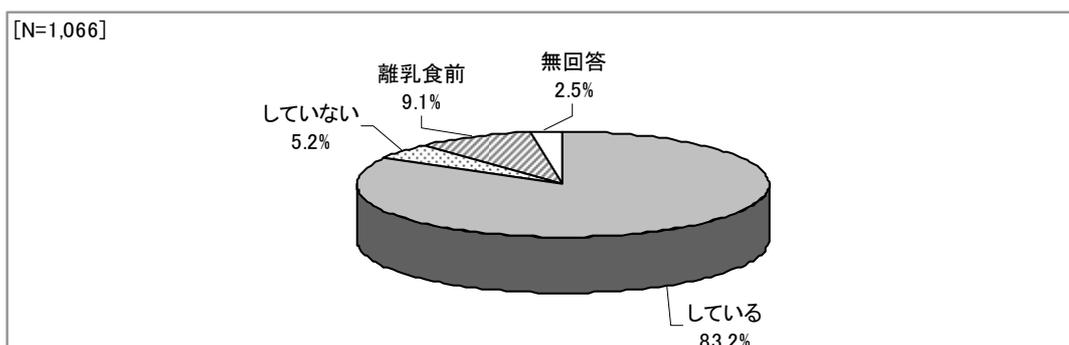
次世代育成支援調査によると、就学前児童の朝食の頻度は、「毎日食べる」の割合が最も高く83.9%となっており、離乳食前を除くと大半の児童が、毎日朝食を食べていることが分かります。また、1日1回は家族と一緒に食事をしているかについては、「している」の割合が最も高く83.2%となっていますが、「していない」の割合も5.2%となっています。

図表 51 朝食の頻度



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

図表 52 1日1回は家族と一緒に食事をしているか



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

平成 20 年度における保健師と地区福祉会（西南小のみ民生委員・児童委員協議会）との共催での健康教育・健康相談を実施した子育てサロンの参加者数は 4,205 人、育児サークルは 125 人となっています。子育てサロンは各小学校区で平成 14 年度から設置が始まり、平成 18 年度には全地区に広がり、1 地区、年 6～12 回開催されており、身近な地域で子育ての情報や相談が気軽に受けられるようになってきたことが分かります。

図表 53 保健福祉分野での子育て支援参加者数の推移

	平成 11	12	13	14	15	16	17	18	19	20 年度
子育てサロン参加者数 [人]	-	-	-	268	2,192	2,889	4,071	4,711	4,695	4,205
自主育児サークル参加者数 [人]	69	237	376	381	589	368	691	264	179	125

出典) 箕面市 健康増進課

図表 54 子育てサロンの校区別子育て支援参加状況（平成 20 年度）

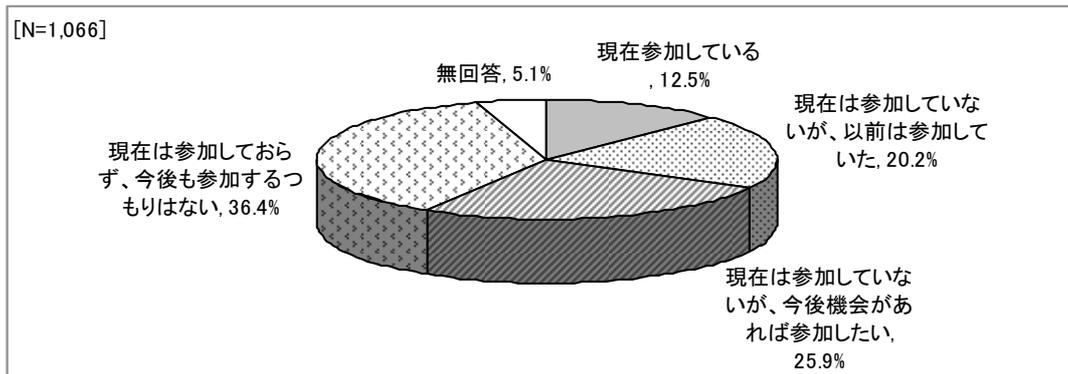
校区名	中小	東小	南小	萱野東小	西南小	豊川北小	豊川南小	箕面小	北小	西小	萱野北小	萱野小	合計
開催場所	中小コミセン	東小コミセン	南小さくら ルームみなみ	萱野東小 コミセン	せいなん 幼稚園	豊川北小 コミセン	豊川南小 コミセンとよかわ みなみ幼稚園	日時計ルーム みのお	中央生涯学習 センター	星座ルーム西	萱野北小 コミセン	みのお市民活 動センター	
開催回数 [回]	12	11	11	6	11	9	12	8	12	11	12	10	125
延べ人数 [人]	493	480	366	178	538	280	432	231	228	362	302	315	4,205

出典) 箕面市 健康増進課

次世代育成支援調査より、就学前保護者で、子育てに関するサークルなど、自主的な活動に参加している人の割合を見ると、参加している人が12.5%、参加していない人は82.5%となっています。参加していない人の中では、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」という人の割合が全体の25.9%となっています。

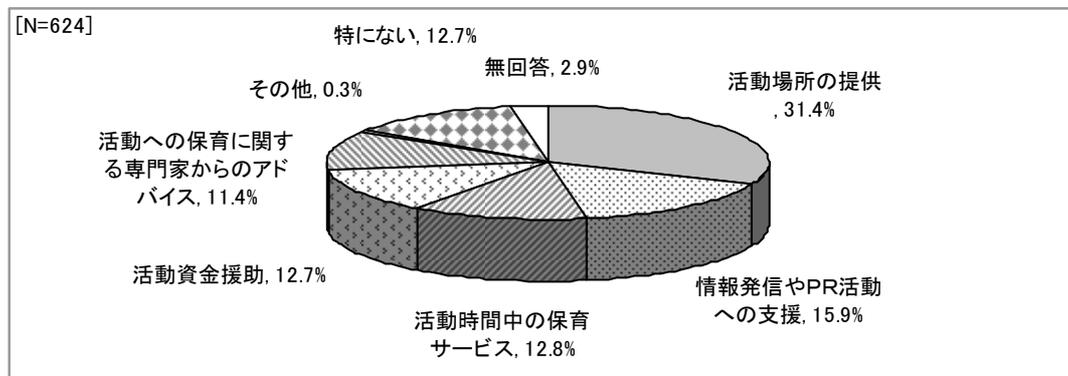
「現在参加している」「現在は参加していないが、以前は参加していた」「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」という人に、自主活動のために行政に行って欲しい支援を聞いたところ、「活動場所の提供」(31.4%)、「情報発信やPR活動への支援」(15.9%)の順に高い割合となっています。

図表 55 子育てに関するサークルなど自主的な活動への参加の有無



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

図表 56 自主活動のため行政に行って欲しい支援



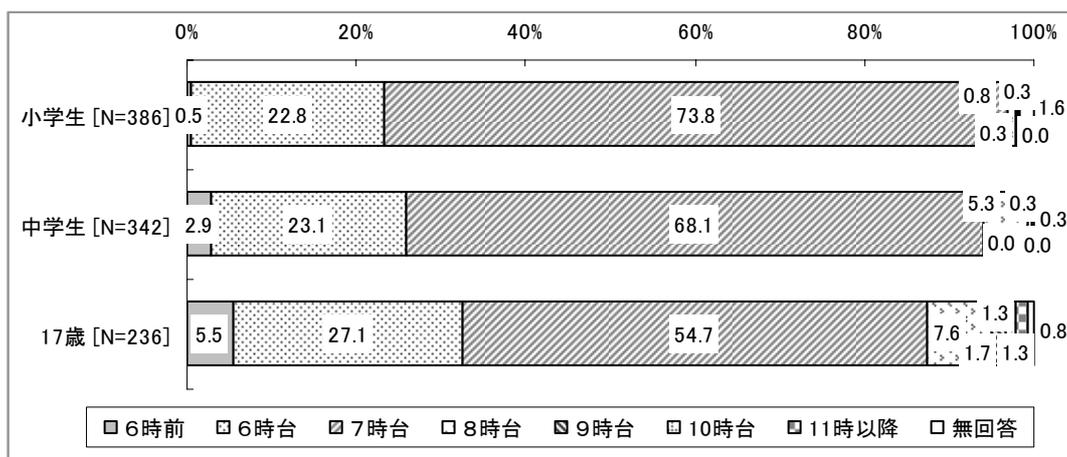
出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査(就学前保護者), 平成20年度

② 子どもの生活実態

子どもの生活実態調査によると、平日の起床時間は、小・中・17歳いずれも「7時台」の割合が最も高く、5.5～7.5割となっています。小・中・17歳と年齢が上がるにつれて、6時以前の割合と8時以降の割合が高くなっており、二極化していることが分かります。

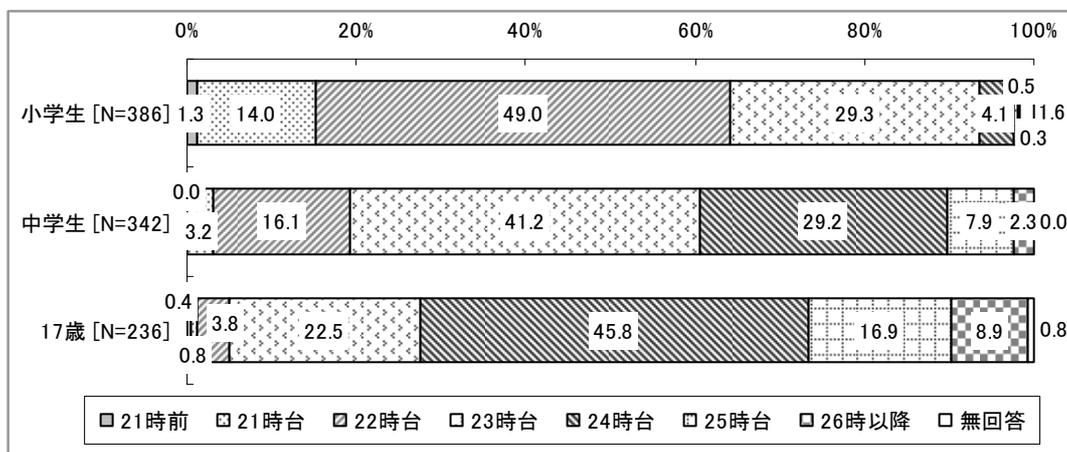
平日の就寝時間については、小学生では「22時台」（49.0%）、中学生では「23時台」（41.2%）、17歳では「24時台」（45.8%）の割合が最も高くなっており、年齢が上がるにつれて、就寝時間が遅くなっていることが分かります。また、平日にも関わらず、25時以降の割合が中学生で10.2%、17歳で25.8%と、夜型の生活をしている人がいることが分かります。

図表 57 平日の起床時間



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

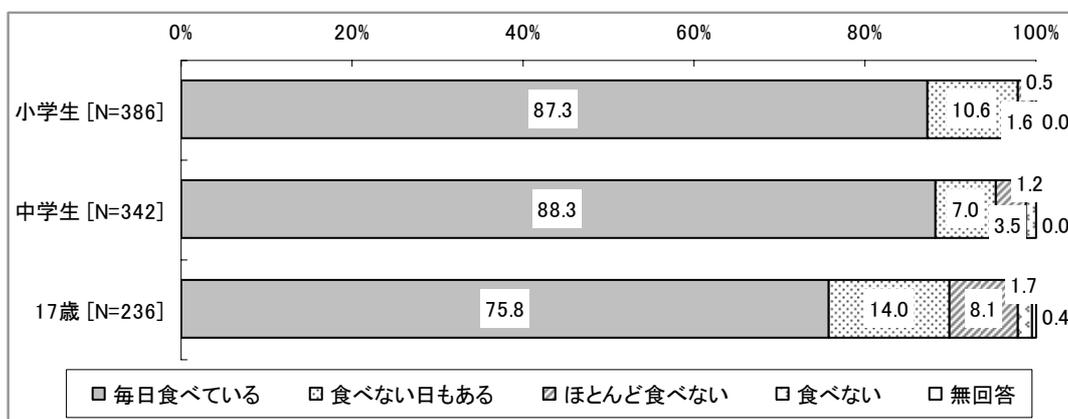
図表 58 平日の就寝時間



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

朝食の頻度については、小・中・17歳いずれも「毎日食べている」という人の割合が最も高くなっていますが、小学生と中学生が約9割であるのに対し、17歳は約7.5割となっています。また、「食べない日もある」という人の割合は、小学生で10.6%、中学生で7.0%、17歳では14.0%となっています。また、「ほとんど食べない」という人の割合も、中学生で3.5%、17歳で8.1%となっています。

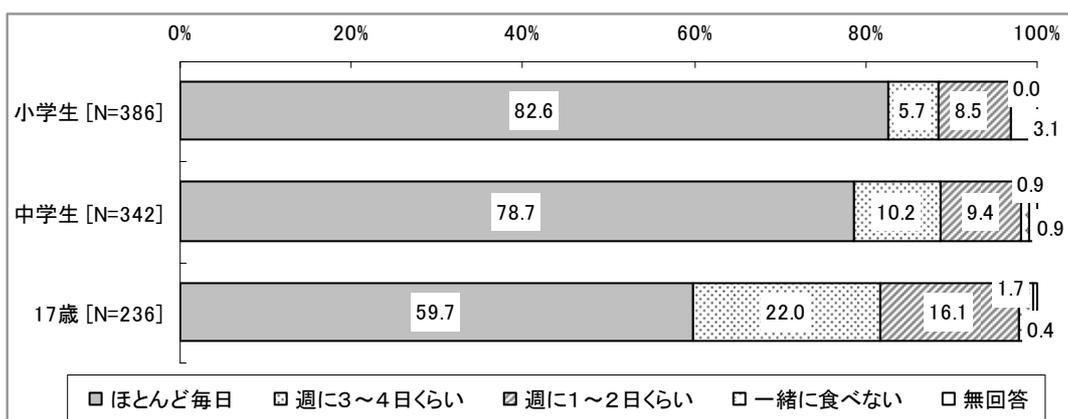
図表 59 朝食の頻度



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

家族と一緒に食事をする頻度については、小・中・17歳いずれも「ほとんど毎日」という人の割合が最も高く、6~8.5割となっています。年齢が上がるにつれて、「週に3~4日」「週に1~2日くらい」を合わせた不定期に一緒に食べている人の割合が高くなり、小学生で14.2%であるのに対し、中学生では19.6%、17歳では38.1%となっています。また、17歳では、「一緒に食べない」の割合が1.7%となっています。

図表 60 家族と一緒に食事をする頻度



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

平日の放課後にしていることを見ると、小学生では、「塾や習いごと」（54.1%）、「勉強をする」（52.8%）、「のんびりする」（49.7%）の順に高い割合となっています。中学生では、「部活動をする」（79.5%）、「のんびりする」（44.4%）、「音楽をきく」（43.6%）の順に高い割合となっています。

前回調査と比較すると、「パソコン（インターネットなど）をする」「音楽をきく」「おしゃべりをする」「のんびりする」「勉強をする」といった室内での過ごし方の割合が、小学生と中学生で共通して上昇しています。

図表 61 子どもが平日の放課後にしていること

[単位: %]

	小学生 今回 H20 調査 [N=386]	小学生 前回 H13 調査 [N=1,268]	中学生 今回 H20 調査 [N=342]	中学生 前回 H13 調査 [N=1,268]
公園、広場などで遊ぶ	47.2	6.7	-	-
塾や習いごと	54.1	48.7	-	-
部活動をする	-	-	79.5	75.6
野球やサッカーなどのスポーツをする	44.0	29.0	12.0	13.8
魚つり、虫とり、草花をつんで遊ぶ	1.8	5.3	1.5	3.9
自転車、スケートボードなどに乗る	24.4	27.4	0.6	1.3
トランプや将棋などで遊ぶ	10.1	8.8	2.6	2.0
本やマンガ、雑誌を読む	43.8	50.4	33.9	36.5
テレビゲームなどで遊ぶ	48.4	50.6	25.1	32.1
カードゲームで遊ぶ	18.7	26.8	5.3	6.6
テレビやDVDなどをみる	39.6	47.9	31.6	38.7
パソコン(インターネットなど)をする	21.5	13.7	31.0	15.0
携帯電話(メールなど)をする	8.5	-	28.1	-
音楽をきく	29.8	18.6	43.6	36.5
楽器演奏などの趣味を楽しむ	-	-	12.3	8.0
絵を描いたり、物を作ったりする	17.6	12.1	12.3	9.2
おしゃべりをする	42.5	28.9	34.8	22.2
のんびりする	49.7	39.4	44.4	38.5
勉強をする	52.8	35.4	38.9	20.7
家事の手伝いをする	20.2	14.2	11.4	10.6
買い物にでかける	-	-	7.0	10.1
地域活動やボランティア活動をする	-	-	0.3	0.5
その他	2.6	3.5	2.3	4.3
無回答	1.6	0.0	0.3	0.7

出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

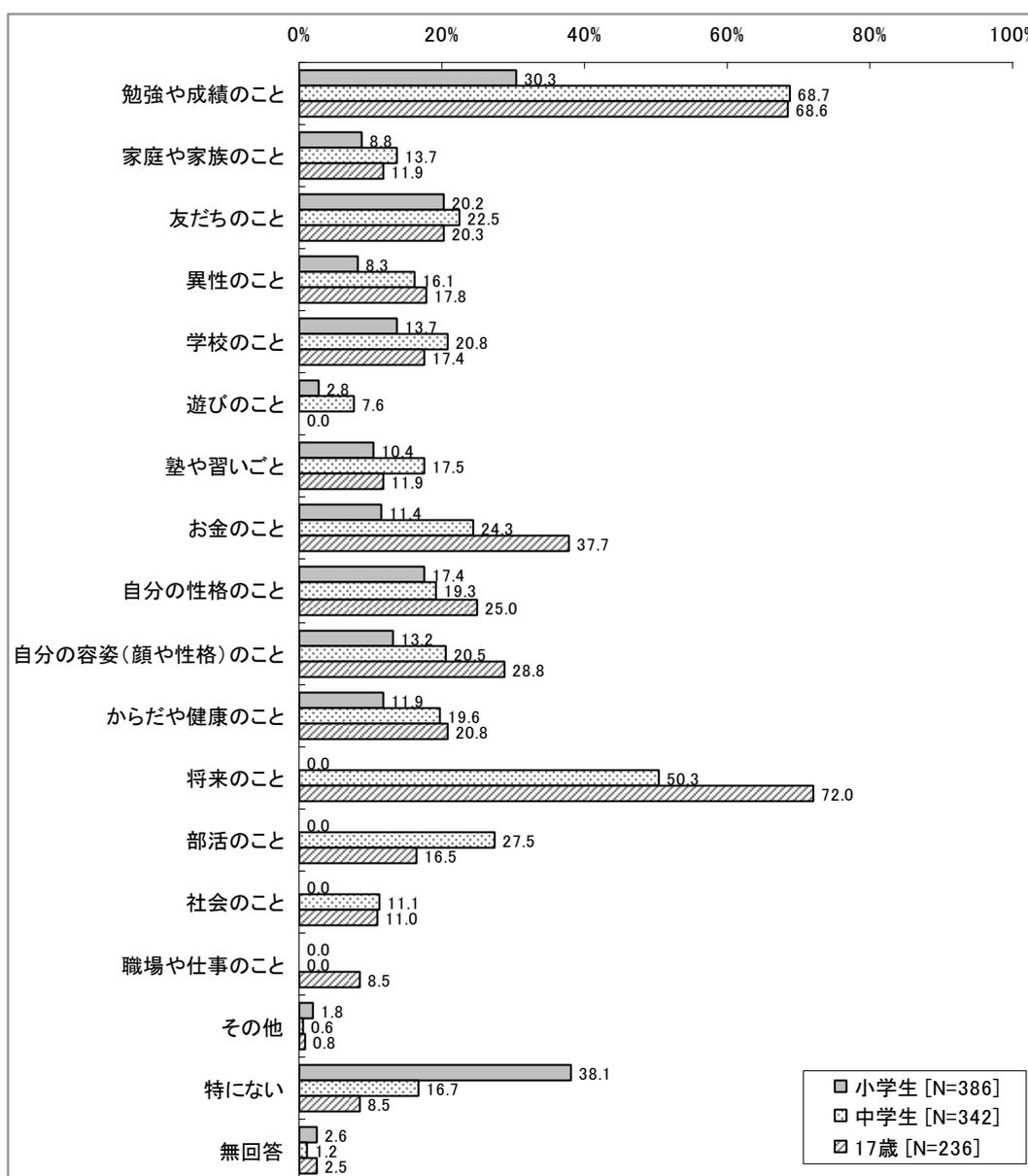
(5) 子どもと人権

① 子どもの悩みごと、相談相手

子どもの生活実態調査において、今、困っていること、心配なことを聞いたところ、小学生では、「特にない」の割合が最も高く 38.1%、次いで、「勉強や成績のこと」(30.3%)、「友だちのこと」(20.2%) の順に高い割合となっています。中学生では、「勉強や成績のこと」(68.7%)、「将来のこと」(50.3%)、「部活のこと」(27.5%) の順に高い割合となっています。17歳では、「将来のこと」(72.0%)、「勉強や成績のこと」(68.6%)、「お金のこと」(37.7%) の順に高い割合となっています。

勉強や成績は小・中・17歳で共通の悩み、将来のことは中学生と17歳で共通の悩みであることが分かります。

図表 62 困っていること、心配なこと

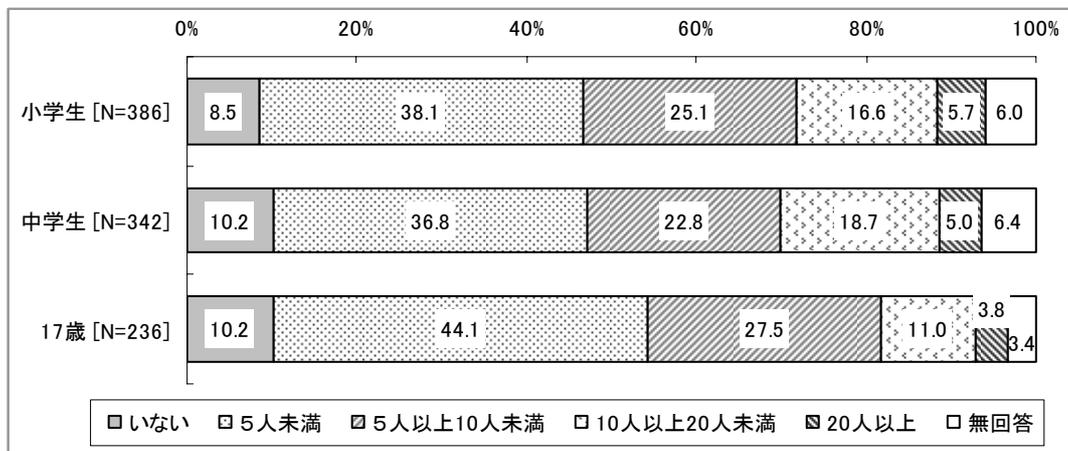


出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

注) 「遊びのこと」は小学生、中学生のみの選択肢。「将来のこと」「部活のこと」「社会のこと」は中学生、17歳のみの選択肢。「職場や仕事のこと」は、17歳のみの選択肢。

何でも話せる友だちの人数を聞いたところ、小・中・17歳いずれも「5人未満」の割合が最も高く、次いで、「5人以上10人未満」の割合が高くなっています。一方で、「いない」という人の割合も、小・中・17歳で1割前後となっています。

図表 63 何でも話せる友だちの人数



出典) 箕面市子どもの生活実態調査, 平成20年度

② 児童虐待・いじめの状況

本市における「児童虐待の防止等に関する法律」施行後の通告件数を見ると、平成 12 年度より年々、増加しており、平成 20 年度には 65 件となっています。

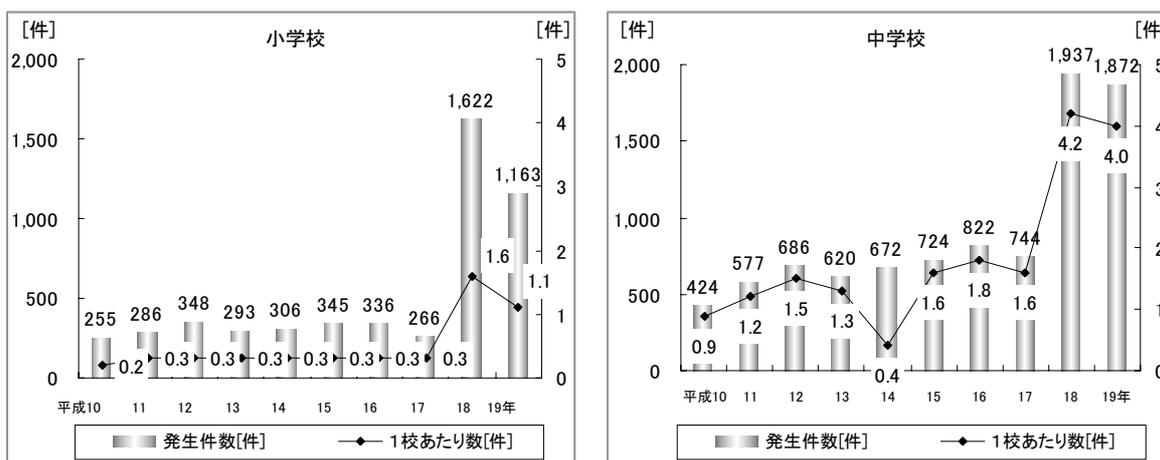
図表 64 虐待通告件数

	平成 12	13	14	15	16	17	18	19	20 年度
通告件数 [件]	11	14	15	10	34	42	35	62	65

出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

大阪府内の小中学校におけるいじめの発生件数を見ると、平成 19 年で小学校の発生件数は 1,163 件、中学校の発生件数は 1,872 件となっています。1 校あたりの数は、小学校 1.1 件、中学校 4.0 件と中学校の方が多くなっています。平成 10 年からの変化を見ると、小学校、中学校ともに、平成 18 年に「いじめ」の定義が変わったことで発生件数、1 校あたりの数が急増していますが、平成 19 年にかけては減少しています。

図表 65 大阪府内の小中学校におけるいじめの発生件数



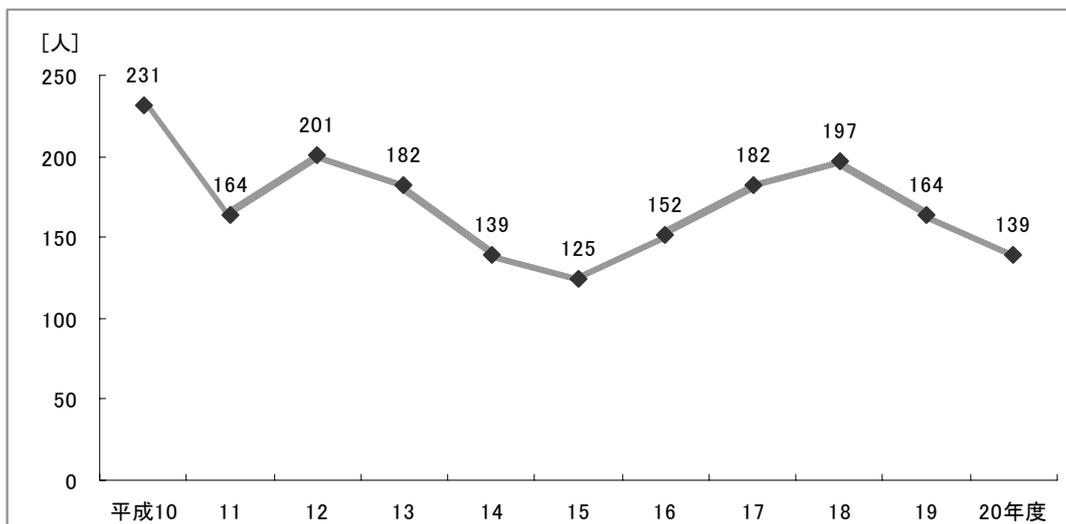
出典) 文部科学省

注) 平成 18 年度から「いじめ」の定義が変わったことにより、発生件数が増加している。いじめの新定義は、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」

③ 少年の問題行動

平成 20 年度の本市における刑法犯少年（「刑法」等に触れる行為をした犯罪少年及び触法少年）は 139 人となっています。平成 10 年からの変化を見ると、増減を繰り返しているものの、平成 18 年度以降は減少しています。刑法犯少年の内訳を見ると、窃盗が 67.6%と最も多くなっています。

図表 66 刑法犯少年の補導人数の推移



出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

図表 67 刑法犯少年の種別割合

	総数	殺人	強盗	放火	強姦	暴行	傷害	脅迫	恐喝	窃盗	詐欺	横領	わいせつ	その他
人数 [人]	139	-	3	-	-	1	12	-	2	94	2	-	-	25
構成比 [%]	100.0	0.0	2.2	0.0	0.0	0.7	8.6	0.0	1.4	67.6	1.4	0.0	0.0	18.0

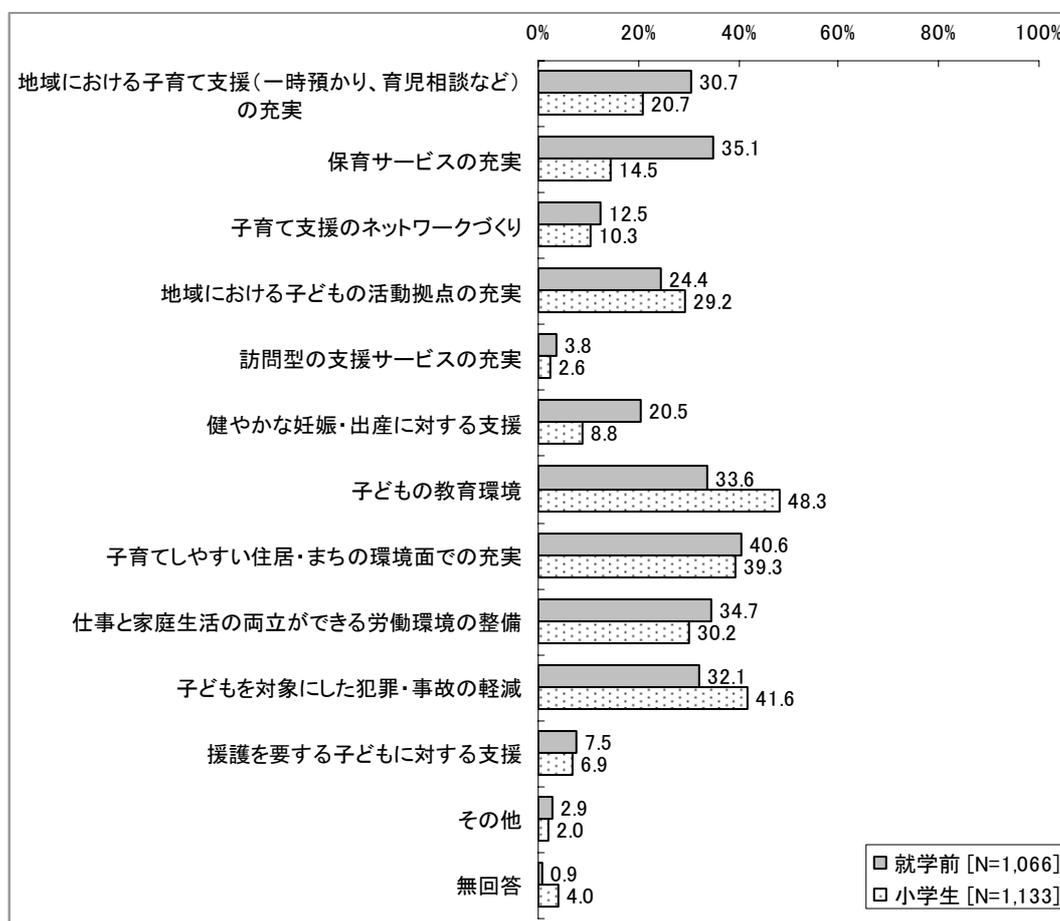
出典) 箕面市;平成21年度市勢年鑑

(6) 子育てについての考え

次世代育成支援調査において、子育てをしやすいするために充実を図るべき子育て支援策を聞いたところ、就学前では、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(40.6%)、「保育サービスの充実」(35.1%)、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」(34.7%)の順に高い割合となっています。小学生では、「子どもの教育環境」(48.3%)、「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」(41.6%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(39.3%)の順に高い割合となっています。

比較的割合の高い子育て支援策について、就学前と小学生で比較すると、住居・まちの環境面、労働環境の整備は就学前と小学生で共通のニーズ、地域における子育て支援、保育サービスは就学前で特に高いニーズ、地域における子どもの活動拠点、教育環境、犯罪・事故の軽減は小学生で特に高いニーズであることが分かります。

図表 68 子育てしやすいするために充実を図るべき子育て支援策



出典) 箕面市次世代育成支援に関するアンケート調査, 平成20年度

2. 施策の内容と所管部署等

(1) 家庭における子育て環境の見直しと地域における子育て環境の整備

① 家庭・地域における子育て・親育ちへの支援

施策名	事業名	所管部署
子育てに関わる相互学習及び情報発信の場の確保	子育てに関わる相談窓口の充実	子ども支援課 教育センター
	子育て支援センターの整備・充実 【目標指標1-(1)】	子ども支援課
	子育てサロンの開催を支援	健康増進課 子ども支援課
	【新規】こんにちは赤ちゃん事業 【目標指標1-(2)】	健康増進課
	地域ぐるみで参加できる行事の開催	子ども支援課
	みのお子育てガイドブックの発行	
	保育所・幼稚園を活用した子育て支援	幼児育成課
子育てサークルへの支援	子育てサークル活動の場の提供・活動支援	子ども支援課 健康増進課
	子育てサークルと親子など、人と人をつなぐ場の提供	
	子育て支援を目的としたボランティアの養成	
家庭教育の重要性の啓発及び情報の提供	親支援プログラムの実施	子ども支援課
	子育てに関わる講座の開催	子ども支援課 菅野中央人権文化センター（らいとびあ21） 生涯学習センター・公民館担当
	家族ぐるみで参加できる子育て子育て親育ち講座の開催	図書館 人権教育課
	父親の参加できる子育てに関わる講座の開催	図書館 人権教育課
	一時保育付き講座の充実等による参加促進	全部局
	乳幼児図書リストの充実	図書館

② ゆとりをもって子育てができる生活環境づくり

施策名	事業名	所管部署
医療費助成	子どもの医療費の公費助成	介護・福祉医療課
就学・就園に関する経済的支援	就学援助制度	学校管理課
	幼稚園保護者補助金の支給	幼児育成課
	各種奨学金貸与制度の充実	学校管理課
住宅と住環境の整備	良質な公的住宅の供給促進	建築住宅課
ゆとりとuringおい空間の整備	安全・安心な道路等の整備	道路課
	良好な都市景観の形成	まちづくり政策課
	山間山麓部の保全・活用	公園課
	公園や親水施設の整備	
	文化財の保護・啓発	文化財保護担当

公共施設の整備	子育てバリアフリー施設への転換	建築住宅課
安全・安心のまちづくり	防犯活動の推進	市民安全政策課 青少年育成担当 青少年指導センター
	地域や関係機関との連携による安全の確保	

③ 子どもの健康づくり

施策名	事業名	所管部署
「食」に関する教育の推進	母子保健事業における食を中心とした健康教室・健康相談の充実【目標指標1-(3)】	健康増進課
	【新規】食に関する学習機会や栄養相談の充実	食育推進課
	保育所や地域での食育に関する啓発	幼児育成課
	小学校での「食」に関する学習	学校教育課
母子の健康づくり	妊婦への健康教室・健康相談等の充実	健康増進課
	乳幼児健診・健康相談の充実	健康増進課
	【新規】母子健康手帳発行時の保健師面接の充実【目標指標1-(4)】	健康増進課
	園児・児童・生徒の健康診断の充実	学校教育課 幼児育成課
	心臓検診の充実	学校教育課
	各種予防接種の推進	健康増進課
口腔内の健康づくりの推進	乳幼児健診での歯科保健相談の充実【目標指標1-(5)】	健康増進課
	保育所・幼稚園での口腔衛生の充実【目標指標1-(5)】	幼児育成課
	各小学校での歯科教育の充実【目標指標1-(5)】	学校教育課
小児医療の充実	豊能広域こども急病センターの充実	健康増進課 市立病院
健康増進と体力の向上	子どもを対象としたスポーツ教室の開催	文化スポーツ課

④ 発達上支援を必要とする子どもの支援

施策名	事業名	所管部署
支援保育・教育・児童デイサービスの充実	療育施設の充実	障害福祉課 市立病院 幼児育成課 総合保健福祉センター分室（あいあい園） 人権教育課
	障害児保育基本方針・障害児保育の手引きに基づく支援保育の充実	
	保育者の専門能力の向上	
	共生保育・教育の推進	
	医療・福祉・就学時の教育機関等との連携	
	【新規】親子教室事業	

発達上支援を必要とする子どもをもつ家庭への支援	支援教育相談の充実	障害福祉課 教育センター 人権教育課
	発達上支援を必要とする子どもの支援の社会資源の確保	障害福祉課
中学生の放課後対策	中学生の放課後対策	障害福祉課
発達障害への対応	発達障害の子どもの支援体制の整備	人権教育課 幼児育成課

⑤ 情報、相談体制の整備

施策名	事業名	所管部署
子育てや子どもに関する情報の発信	子育てや子どもに関する情報の収集・提供	子ども支援課
	子どもの活動・イベント情報の収集・提供	
	子育て支援センターからの情報誌の発行	
インターネットの活用	ホームページの作成とその活用による情報発信	全部局
子育てや教育、子どもに関する相談業務の充実と関係機関の連携強化	方法や時間など相談体制の充実	市民サービス政策課 子ども支援課
	専門職員の配置と職員の資質向上	青少年育成担当 子ども家庭相談課 青少年指導センター
	連携体制の強化とネットワークづくり	健康増進課 障害福祉課 学校教育課
	専門機関との協力体制づくり	教育センター 菅野中央人権文化センター（らいとぴあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
	適切な機関が対応する相談体制の整備	
児童虐待防止対策の充実	民生委員・児童委員、子ども家庭センター等関係機関、地域との連携強化	生活福祉課 子ども家庭相談課
	通告義務制度の周知及び啓発	学校教育課
	早期発見・早期対応への取り組みの強化	教育センター
第三者機関設置の検討	第三者機関設置の検討	男女協働参画課 人権国際課

⑥ 教育コミュニティの形成

施策名	事業名	所管部署
コミュニティセンターの活性化	コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	文化・市民活動促進課
学校、幼稚園・保育所施設を利用した身近な子育て交流	子育て講座、育児相談等を実施することにより、身近で集まり、相談できる場として利用	子ども支援課
	子育てサロンの開催を支援	健康増進課
地域教育コミュニティの活性化・充実	地域教育活動の支援、充実	学校教育課 青少年育成担当

⑦ 人権文化の推進

施策名	事業名	所管部署
人権に関する啓発活動の充実と学習機会の提供	人権に関する講演会、フォーラム、パネル展示等の実施	人権国際課 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）
	啓発冊子の作成	桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
	子どもや親子対象の人権に関する講座、教室の開催	人権教育課 生涯学習センター・公民館担当
人権文化センターの充実	人権文化センターの充実	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）
	各種サークル活動の支援	桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）

(2) 保育サービスの量的・質的充実

① 就学前子育て・保育・教育の充実

施策名	事業名	所管部署
保育所や幼稚園における保育、教育の充実	社会の変化に対応した保育・教育の形態や内容の検討	幼児育成課 学校教育課
	自分を大切に、相手を思いやれる心を育む保育、教育の推進	
	保育士、幼稚園教諭等の資質の向上	
保育所・幼稚園・小中学校との連携	保育所・幼稚園間の合同研修や研究会の開催	幼児育成課 学校教育課
	保育所・幼稚園・小中学校の交流や異年齢の中で育つための仕組みづくりの検討	

支援保育・支援教育 児童デイサービスの充実	療育施設の充実（再掲）	幼児育成課 障害福祉課 市立病院 人権教育課
	障害児保育基本方針・障害児保育の手引きに基づく障害児保育の充実	
	保育者の専門能力の向上	
	共生保育・教育の推進	
	医療・福祉・就学時の教育機関等との連携	

② 多様な保育ニーズへの対応

施策名	事業名	所管部署
保育サービスの充実	通常保育事業の充実（認可定員増） 【目標指標2-(2)】	幼児育成課
	一時保育の充実 【目標指標2-(5)】	
	延長保育の充実 【目標指標2-(6)】	
	休日保育事業の実施 【目標指標2-(7)】	
	病後児保育の充実【目標指標2-(8)】	
	ファミリーサポート制度の利用促進	子ども支援課
待機児童対策	長時間保育実施私立幼稚園の施設内での簡易保育所の運営	幼児育成課
	簡易保育施設の活用	
	通常保育事業の充実（認可定員増）（再掲） 【目標指標2-(2)】	
学童期の子育て支援	幼稚園における長時間保育の実施	子ども支援課
	学童保育の充実 【目標指標2-(3),(4)】 学童保育と自由な遊び場開放事業との連携	
子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）の利用促進	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）の利用促進	

(3) 子育て世代に対する労働環境の整備

① 男女協働参画への取り組み

施策名	事業名	所管部署
男女協働参画社会形成にむけた啓発と学習機会の提供	フォーラム、講座等の実施 【目標指標3-(1)】	男女協働参画課 生涯学習センター・公民館担当
	情報紙の発行	男女協働参画課
女性市民の支援	女性相談（面接・電話）の実施	男女協働参画課

② 子育てと仕事の両立支援

施策名	事業名	所管部署
子育て世代の就労支援	就労に関する相談、助言、指導	商工観光課
	求人情報の提供	
	就職準備講座等の実施	
労働環境の整備	育児休業制度の充実に向けての啓発	
	働き方の見直しへの啓発	

(4) 子どもの遊び場づくり

① 子どもの居場所、活動拠点の整備・充実

施策名	事業名	所管部署
活動の拠点となる施設の整備	フリースペースの確保	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 青少年育成担当
	施設の一室を長期休業期間等に子どもの居場所として開放	生涯学習センター・公民館担当 図書館
各公共施設の管理・運営の充実	子どもの利用促進	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 青少年育成担当 文化スポーツ課 図書館
	職員の専門的な資質向上に向けた研修の実施	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 青少年育成担当 生涯学習センター・公民館担当 文化スポーツ課 図書館

② 子どもの自由な遊び場づくり

施策名	事業名	所管部署
保育所・幼稚園・学校施設の開放	保育所・幼稚園の園庭・プール開放の充実	幼児育成課
	自由な遊び場開放事業の充実 【目標指標4】	子ども支援課
公園の整備	地域ニーズに合った整備と協働による管理運営	公園課

(5) 子どもの文化的・社会的活動の支援

① 子どもの自然・文化・スポーツ活動の推進

施策名	事業名	所管部署
自然体験機会の充実	自然体験プログラムの提供	青少年育成担当 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）
	教学の森青少年野外活動センターの充実 【目標指標5-（2）】	
	自然に親しみを感じられる野外活動、自然体験機会の充実	
芸術作品を鑑賞する機会の拡大	芸術鑑賞の機会を提供する事業の実施	人権国際課
子どもが文化活動を発表する場の確保	青少年文化祭の開催	青少年育成担当 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）
	ブラスフェスティバルの開催	
	子どもの自主的運営による発表の場の開催とその支援	
地域文化、スポーツクラブの育成	学校施設などを利用した文化・スポーツクラブ活動の機会の提供	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 学校教育課 学校管理課 文化スポーツ課 生涯学習センター・公民館担当
	地域スポーツクラブの育成	
身近でスポーツのできる環境の創造	ジュニアスポーツ教室の開催 【目標指標5-（3）】	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 文化スポーツ課
	スポーツ教室、スポーツのつどいの充実	
	市民体育大会におけるジュニア世代の参加機会の拡大	
子どもの体験や遊びの創造支援	子ども向け事業の充実	萱野中央人権文化センター（らいとびあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ） 青少年育成担当 生涯学習センター・公民館担当 図書館
	地域が実施する子ども向けイベント等の情報提供	
	子どもの自主的な活動の支援	

② 子どもの社会体験・活動の推進

施策名	事業名	所管部署
安全・環境学習の充実	幼児交通安全クラブリーダー会の活動の支援	幼児育成課
	「学校の杜」の整備事業の充実	環境政策課
	箕面市地球環境保全行動計画子ども版普及啓発事業の充実	
	環境衛生、省資源・再資源の推進	環境整備課

国際感覚を身につける 講座などの実施	国際理解、多文化共生等を テーマとした講座等の開催	人権国際課 菅野中央人権文化 センター（らいと びあ21） 桜ヶ丘人権文化セ ンター（ヒューマ ンズプラザ） 生涯学習センタ ー・公民館担当
福祉体験学習、ボランティア 教育の充実	ボランティアセンターの充実	生活福祉課
	学校での出前講座	
	福祉施設の見学	
地域ボランティア活動の充 実	ボランティアサークルの育成・活動支援	菅野中央人権文化 センター（らいと びあ21） 生活福祉課
	ボランティア啓発イベントの開催	
安心してボランティア活動 ができる環境の整備	ボランティア情報の提供	生活福祉課
	みのおボランティアセンターだよりの発行	
社会体験機会の充実	子どもが社会体験できる場や機会の提供 【目標指標5-(1)】	全部局

③ 子どもの社会参加の促進

施策名	事業名	所管部署
身近な活動への意見の反映	子どもの日常的な活動の中での意見を取り入れる	菅野中央人権文化 センター（らいと びあ21） 生涯学習センタ ー・公民館担当
子どもの意見表明の場の確 保	ワークショップなどの開催	青少年育成担当
	青少年弁論大会の開催	
発達上支援を必要とする子 どもを 対象とした 学習、体験の場の整備	発達上支援を必要とする子どもの各種事業参加の 促進	全部局
	バリアフリースポーツ教室	文化スポーツ課
	様々な経験ができる場を市民との協働により提供	菅野中央人権文化 センター（らいと びあ21）・ 生涯学習センタ ー・公民館担当 文化・市民活動促 進課 図書館
発達上支援を必要とする子 どものサポート体制の充実	市民が発達上支援を必要とする子どもをサポート するための各種方策の検討整備	障害福祉課

④ 青少年団体、青少年関係団体の活動支援

施策名	事業名	所管部署
子どもの自主的な活動団体への支援	青少年吹奏楽団活動への支援	青少年育成担当
	こども会活動の支援	
	ボーイスカウト・ガールスカウト活動の支援	
	その他子どものサークル活動等への支援	桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
子どもに関わる団体への活動支援	青少年を守る会活動の支援	青少年育成担当
	P T A活動との連携	生涯学習センター・公民館担当
	子育てサークル・子育てサロン等への支援	健康増進課 子ども支援課
	社会教育活動主催者賠償責任保険制度の運営	青少年育成担当
	社会教育団体補助金の交付	生涯学習課
	各団体開催事業への後援	全部局
リーダークラブ、ジュニアリーダークラブの充実	子どもの自主的な活動を企画段階から支援するリーダークラブ派遣事業の充実	青少年育成担当
リーダーの養成と確保	様々な知識や活動を指導できる地域の人材の確保	教育センター 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）
	青少年指導者養成事業の実施	青少年育成担当 萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）

⑤ 子どもの読書活動の推進

施策名	事業名	所管部署
乳幼児期における読書環境の整備	乳児期や児童を対象とした本の紹介冊子等の配布・読み聞かせ	図書館 健康増進課 学校教育課 子ども支援課
	「はじめてのおはなし会」「おはなし会」等の行事の実施	図書館
学齢期の読書環境の整備	学校と学校図書館における読書活動の推進	学校教育課 図書館
	箕面・世界子どもの本アカデミー賞選定事業	学校教育課
図書館における読書活動の推進	図書館に親しむための行事の実施 【目標指標5-(4)】	図書館

(6) 教育の充実と開かれた学校づくり

① 学校教育の充実

施策名	事業名	所管部署
生きる力の育成	習熟度別少人数指導の実施 【目標指標6-(2)】	学校教育課
	教育内容の厳選と、ゆとりある教育活動の展開	
	自ら学び、自ら考える力の育成	
特色ある学校づくり	子どもの興味を引き出せるような教科や学校行事の創意工夫	
	特色ある教育課程の編成	
体験学習の充実	自然体験やボランティア体験などの様々な体験のできる魅力ある授業の展開	
	地域の人々と協働による体験学習の推進	
	様々な知識や活動を指導できる人材の確保	
情報教育の推進	情報活動能力の育成 【目標指標6-(1)】	

② 地域に開かれた学校づくり

施策名	事業名	所管部署
開かれた学校づくり	地域の人々から考え方や生き方を学ぶ授業の実施	学校教育課
	地域に出かけて学ぶ機会の充実	
	地域に対する学校運営に関する情報の公開	
	学校の自己評価の実施	
学校協議会の拡充	家庭・地域の協力を得た、地域に開かれた学校運営の実施	

③ 心の教育の充実

施策名	事業名	所管部署
スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーの配置	学校教育課
道徳教育の充実	年間指導計画の充実と道徳教育補助教材の作成と活用	学校教育課 教育センター
教育・医療支援システム会議、教育問題調整委員会の運営	医療的な観点からの指導の充実	学校教育課
	教育問題調整委員会の運営	
保護者の子育て能力と教職員の相談能力向上の支援	教職員研修や心の教育講演会の開催	教育センター
教育相談の充実	専門職員・ボランティアの配置 【目標指標6-(3),(4)】	
	教育相談機関の機能充実【目標指標6-(3),(4)】	
	教育相談関係機関の連携【目標指標6-(3),(4)】	
	適応指導教室の充実【目標指標6-(3),(4)】	

④ 人権教育の推進

施策名	事業名	所管部署
人権教育の推進	人権教育推進活動における情報誌を中心とした情報の受発信の充実と人権教育カリキュラムの作成支援	人権教育課
	すべての子どもの自立、自己実現や豊かな人間関係づくりを育む教育内容の充実	学校教育課 人権教育課
日本語指導支援事業の充実	日本語教室の実施	人権教育課
	通訳体制の充実	
障害のある子どもの教育体制の充実	エレベーター設置等による施設改修	学校管理課
	障害のある子どもが共に学ぶ機会の拡充と支援	人権教育課

⑤ 次代の親の育成

施策名	事業名	所管部署
思春期の子どもへの支援	子どもの思春期相談	学校教育課 教育センター・ 青少年指導センター 健康増進課
	性に関する正しい知識の教育	
	喫煙、薬物等に関する教育	
男女共生教育の推進	男女共生教育の推進	人権教育課 教育センター
次代の親の育成	子育てや家庭の大切さについての教育	学校教育課 教育センター

(7) 健全育成と自立支援

① 自立への支援

施策名	事業名	所管部署
進路相談の実施	学習・進路相談の実施	萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
就労のための支援	ハローワークとの連携	商工観光課
	能力開発講座の実施	
自立した社会人の育成	進路指導・追指導・キャリア教育の充実	学校教育課

② 問題行動の予防と早期発見・早期対応

施策名	事業名	所管部署
啓発活動の推進	非行防止に向けての啓発活動の充実	青少年指導センター
相談業務の充実	問題行動に関する相談窓口の周知・啓発	
	相談業務の量的・質的な充実	
補導活動の強化	家庭・学校・地域の連携による補導活動の強化	
	青少年補導員の活動充実	
連絡調整機能の強化	早期発見・対応のため関係機関の相互連携の強化	学校教育課 教育センター 青少年指導センター
被害を受けた子どものケア	教育相談・学校訪問の実施・スクールカウンセラーによる相談	
	【新規】スクールソーシャルワーカーの活用	

③ 非行防止・安全確保に向けた市民運動の推進

施策名	事業名	所管部署
市民運動の推進	社会を明るくする運動の充実	生活福祉課
	有害環境浄化に向けた市民の自覚や事業者のモラルの高揚などを啓発する市民活動の推進支援	青少年育成担当 青少年指導センター
市民を主体とした巡回活動の推進	防犯パトロールやPTA活動による地域の人々の主体的な巡回活動の支援	青少年育成担当 青少年指導センター
こども110番の設置	こども110番の設置事業の充実 【目標指標7】	青少年育成担当 青少年指導センター
各種講習会の開催	子どもの暴力防止プログラム講習会の実施	学校教育課

(8) 世代をつなぐ生涯学習・交流の促進

① 地域における生涯学習・交流の促進

施策名	事業名	所管部署
地域における 生涯学習・交流活動の支援	コミュニティセンターにおける三世代交流事業への支援	文化・市民活動促進課
	生涯学習、地域活動の充実	生涯学習センター・公民館担当 萱野中央人権文化センター（らいとぴあ21） 桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）
	世代間交流スポーツ大会の開催	文化スポーツ課
地域・伝統行事への参加促進	歴史・文化の伝承や体験講座等の開催	生涯学習課
関係機関との連携による生涯学習の機会の提供	包括協定締結の大学等関係機関との連携による、世代をつなぐ交流の場、生涯学習の機会の提供	文化・市民活動促進課 生涯学習センター・公民館担当

② 地域福祉活動における多世代交流の促進

施策名	事業名	所管部署
地域福祉活動の促進	地域福祉活動における世代間交流の促進	生活福祉課

參考資料

参考資料

1. 箕面市新子どもプランの策定経過

日 程	検討内容	会議等
【平成20年度】		
5月	計画策定スケジュールについて	○第1回箕面市子ども施策推進本部会議 ○第1回箕面市子ども育成推進協議会 ○第1回青少年健全育成部会 ○第1回次世代育成支援対策部会
6月	アンケート調査実施の検討	○第1回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議
7月～11月	アンケート調査票の検討	○第2回～4回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議 ○第2回～3回次世代育成支援対策部会 ○第2回箕面市子ども育成推進協議会
12月～1月	アンケート調査の実施	
3月	アンケート調査結果の検討	○第3回次世代育成支援対策部会
【平成21年度】		
6月～7月	計画の策定について	○第1回次世代育成支援対策部会 ○第1回箕面市子ども育成推進協議会
8月～10月	計画骨子の検討	○第1回～第4回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議
10月～11月	計画素案の検討	○第2回次世代育成支援対策部会 ○第2回箕面市子ども育成推進協議会 ○第1回箕面市子ども施策推進本部会議
11月～12月	パブリックコメントの実施	
2月～3月	・計画最終案の検討 ・答申	○第3回～4回箕面市子ども育成推進協議会 ○第5回次世代育成支援対策部会ワーキンググループ会議 ○第3回次世代育成支援対策部会

2. 箕面市子ども育成推進協議会への諮問

箕 子 政 第 22 号
平成20年(2008年)9月30日

箕面市子ども育成推進協議会
会 長 野 澤 正 子 様

箕 面 市 長 倉 田 哲 郎

次期「箕面市子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画後期計画)
の計画策定について(諮問)

箕面市子ども育成推進協議会条例(平成17年 箕面市条例第33号)第2条第2項の規定
に基づき、下記事項について、別紙「諮問趣旨」を添えて貴協議会の意見を求めます。

記

1. 次期「箕面市子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画後期計画)
〈「箕面市母子家庭等自立促進計画」を含む〉の計画策定について

(諮問趣旨)

近年、核家族化、地域コミュニティ意識の希薄化、経済状況の低迷等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、急速な少子・高齢化は、生産年齢人口の減少という「構造変化」を伴い、経済活動にも大きな影響を与えることが憂慮され、国においては、「次世代育成支援の枠組みの構築」と「仕事と生活の調和の実現」を基軸とした対策が急がれています。

箕面市では平成17年(2005年)3月、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「箕面市新子どもプラン」(次世代育成支援対策行動計画)を策定し、「子どもが明るくのびのび育つまちづくり」、「子どもが輝くまちづくり」、「大人と子どもの協働によるまちづくり」、「安心して子育てができるまちづくり」の4点を基本理念に掲げ、総合的な「子ども施策」の積極的な展開を図ってきました。

この度、現行の「箕面市新子どもプラン」が平成21年度(2009年度)末をもって計画期間を終えることから、平成22年度(2010年度)以降、本市の「子ども施策推進」の根拠となる「次期計画」を策定することといたしました。

自然豊かで良好な住環境を有するこの箕面市が、これから先も「元気で元気あるまち」であり続けるには、「子育てしやすさ日本一」のまちにするという目標を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育ち、若者や子育て世代を引きつける魅力あるまちづくりを進めていくことが重要となります。

そのためには、子どもを安心して生み育てるための支援策や子育てと生活・仕事が両立できる育児環境の整備、子どもたちの就学環境の整備、青少年活動の豊富化、子どもの安全安心の確保など、これまでの取り組みを発展継承しつつ、新たな課題に対応し得る実効性と独自性のある施策が必要となります。

以上の趣旨を添え、本市子ども施策推進のよりどころとなる、次期「箕面市新子どもプラン」について、貴協議会の意見を求めるものです。

3. 箕面市子ども育成推進協議会からの答申

箕 子 推 第 15 号

平成22年(2010年)3月30日

箕面市長 倉田哲郎 様

箕面市子ども育成推進協議会

会長 野澤正子

箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画（後期計画）〕
及び第二次箕面市母子家庭等自立促進計画について（答申）

平成20年（2008年）9月30日付け箕子政第22号をもって市長から諮問のありました「次期「箕面市子どもプラン」（次世代育成支援対策行動計画後期計画）の計画策定」（「箕面市母子家庭等自立促進計画含む」）に関し、本協議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添「箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画（後期計画）〕」（案）及び「第二次箕面市母子家庭等自立促進計画」（案）としてとりまとめたので、次の意見を附して報告いたします。

【附帯意見】

急速な少子化の進行は、将来の労働人口の減少という形で、今後の我が国の経済成長や年金制度をはじめ社会保障制度の持続可能な運営に大きな影響を及ぼします。今、核家族化、地域コミュニティ意識の希薄化、経済状況の低迷等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、子育て家庭の孤立による育児不安の増大、保護者の勤労形態の多様化による保育ニーズの多様化等に留意した子育て支援が求められています。また、ひとり親家庭等を取り巻く環境は以前にも増してますます厳しい状況となってきました。こうした中で、ひとり親家庭等をめぐるさまざまな状況を踏まえ、多様化するニーズに応じた支援が求められています。

子育ては、暮らしの幅を広げ、楽しく豊かな営みです。しかし、地域コミュニティとのつながりも薄く、経験が浅い家庭にとっては、孤立感・閉塞感から、重い負担をもたらす現状があります。子どもたちが家庭の愛情につつまれてすくすくと育ち、家庭と地域と社会が相互に緊密に連携して子育てを支えていくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、両計画が、親にとっても、子どもにとっても夢や希望の持てるものであるべきだと考え、次の5点について意見を申し添えます。

箕面市新子どもプラン〔次世代育成支援対策行動計画(後期計画)〕について

1. 子どもの育ちを育む

子どもたちが、変化の激しいこれからの社会を生きるために、豊かな心、確かな学力、健康・体力の知・徳・体がバランスよく育てることが大切である。子どもたちが基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力とともに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力等の生きる力を身に付けさせるための取り組みが必要である。

2. 様々な体験や地域交流の充実

子どもの伸びやかな成長、自らの可能性を広げるために、豊かな自然や地域の歴史文化、異文化、地域の大人など、様々な体験や、人との出会い、コミュニケーションを通じてつながる機会が必要である。子どもたちは、地域の大人等の関わりを通じて、自然や社会のルール、人間関係を学んでいくので、地域ではこのような学びの機会を提供する中で、地域全体で子どもたちを育てる意識の醸成が必要である。

3. 家庭と社会をつなぐ機会の充実

近年では、家庭と社会の結びつきが弱まっている中で、子育てに対する孤立感や不安感を感じる子育て家庭が増えている。子育て家庭が孤立することがないように、不安感が安心感へと変わるよう、家庭と社会とのつながりをつくり、社会のつながりで子育てを支えるような取り組みが必要である。

第二次箕面市母子家庭等自立促進計画について

1. 就業による自立に向けた支援

母子家庭については、収入が一般世帯と比べて低い水準にあり、養育費も大半が取得していないことから、より収入の高い就業を可能にするための相談体制の充実やきめ細やかな支援が必要である。

2. 情報提供・相談体制の整備

ひとり親家庭等は、子どもの養育の問題、法的手続き、経済的な問題など、様々な不安や心配ごとを抱えている。そこで、ひとり親家庭等の個々の問題を解決するため、身近なところで相談や情報が得られるよう、また、必要に応じて各関係機関へつなぐことができる相談体制・情報提供の充実が必要である。

4. 子ども育成推進協議会条例

平成十七年九月三十日

条例第三十三号

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 協議会は、次に掲げる事項について、調査審議し、及び連絡調整をする。

- 一 青少年健全育成及び青少年活動に関する事項
 - 二 次世代育成支援対策の推進に関する事項
- 2 協議会は、前項各号に掲げる事項について、市長又は箕面市教育委員会(以下「委員会」という。)の諮問に応じて調査審議し、答申することができる。
- 3 協議会は、第一項各号に掲げる事項について、市長及び委員会に意見を申し出ることができる。

(組織)

第三条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 市民
- 二 学識経験者
- 三 関係行政機関の職員

(任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前条第二項第三号に該当する者として任命された委員がその職を失った場合は、委員の職を失う。

(会長)

第五条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会の設置)

第七条 協議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置く。

2 部会員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 委員
- 二 第二条第一項各号に掲げる事項に関係する者

(報酬及び費用弁償)

第八条 委員及び部会員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会及び部会に関し必要な事項は、箕面市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十七年十月十四日から施行する。

(箕面市青少年問題協議会設置条例の廃止)

2 箕面市青少年問題協議会設置条例(昭和三十五年箕面市条例第二十九号)は、廃止する。

(準備行為)

3 この条例の施行後最初に任命される協議会の委員及び部会員の選任その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(箕面市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 箕面市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

5. 委員名簿

(1) 箕面市子ども育成推進協議会

(敬称略)

氏名	資格	所属等	備考
野澤 正子	2号委員 (学識経験者)	千里金蘭大学生生活科学部教授	◎会長
小枝 正幸		箕面市商工会議所代表	○会長職務代理
廣瀬 順亮		箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	□青少年健全育成部会長
山野 則子		大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科准教授	□次世代育成支援対策部会長
榎木 弘美	1号委員 (市民公募)	公募市民	
東堂 育子		公募市民	
松岡 洋子		公募市民	
安井 純也	2号委員 (学識経験者)	連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
池田 正		箕面市こども会育成協議会会長	*平成20年度
苗代 昌彦		箕面市こども会育成協議会会長	*平成21年度
森下 喜久子		箕面市更生保護女性会会長	
小倉 吉禮		箕面市私立幼稚園連盟理事長	
岸本 博一		箕面市青少年補導員連絡会会長	
高谷 和彦		箕面市青少年指導員連絡協議会会長	
中西 健雄		箕面市民生委員児童委員協議会会長	
平野 クニ子		箕面市社会福祉協議会会長	
辻 由加利		箕面市PTA連絡協議会代表	*平成20年度
佐々木 薫		箕面市PTA連絡協議会代表	*平成21年度
宗形 靖義		民間保育所代表	
吉喜 文男		3号委員 (関係行政機関の職員)	箕面警察署長
松本 秀明	箕面警察署長		*平成21年度
渡邊 治子	大阪府池田子ども家庭センター所長		
山内 美紀子	箕面市立小中学校校長会代表		*平成20年度
奥谷 俊彦	箕面市立小中学校校長会代表		*平成21年度

(2) 青少年健全育成部会

(敬称略)

氏名	所属等	備考
廣瀬 順亮	箕面市青少年を守る会連絡協議会会長	◎部会長
山内 美紀子	箕面市立小中学校校長会代表	○部会長職務代理 *平成20年度
奥谷 俊彦	箕面市立小中学校校長会代表	○部会長職務代理 *平成21年度
池田 正	箕面市こども会育成協議会会長	*平成20年度
苗代 昌彦	箕面市こども会育成協議会会長	*平成21年度
高谷 和彦	箕面市青少年指導員連絡協議会会長	
岸本 博一	箕面市青少年補導員連絡会会長	
辻 由加利	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成20年度
佐々木 薫	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成21年度

(3) 次世代育成支援対策部会

(敬称略)

氏名	所属等	備考
山野 則子	大阪府立大学人間社会学部社会福祉学科准教授	◎部会長 WG
中川 千恵美	大阪人間科学大学社会福祉学科教授	○部会長職務代理 WG (座長)
松岡 洋子	公募市民	WG
東堂 育子	公募市民	WG
榎木 弘美	公募市民	WG
井澤 良介	連合豊能地区協議会箕面連絡会代表	
井上 義人	箕面市民生委員児童委員協議会代表	WG
植田 トミ子	池田子ども家庭センター 代表	
北島 将孝	箕面市私立幼稚園連盟代表	
兼若 和美	箕面市こども会育成協議会代表	WG
清水 朝一	箕面市社会福祉協議会代表	*平成20年度
足立 君子	箕面市社会福祉協議会代表	*平成21年度
宗形 靖義	民間保育所代表	WG
西椋 浩美	箕面市立保育所保護者会連絡会代表	*平成20年度
古田 由紀子	箕面市立保育所保護者会連絡会代表	*平成21年度
渡辺 亜由美	学童保育保護者会代表	WG *平成20年度
尾上 和美	学童保育保護者会代表	WG *平成21年度
大脇 典子	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成20年度
石塚 麻美	箕面市PTA連絡協議会代表	*平成21年度
成田 恵美子	池田保健所代表	*平成20年度
真鍋 あけみ	箕面市立小中学校校長会代表	

WG…ワーキンググループメンバー

6. 箕面市子ども条例

平成十一年九月三十日

条例第三十一号

子どもは、さまざまな人々と関わりを持って日々成長しています。また、個人として尊重され、健やかに遊び、学ぶことができる社会で育つことが望まれます。

子どもが生まれて初めて出会う人は家族であり、家庭における教育が、子どもの成長に重要な役割を果たしています。

箕面市のすべての子どもが、幸福に暮らせるまちづくりを進めるためには、家庭と学校と地域が相互に緊密に連携するとともに、大人と子どもがそれぞれの役割と責任を自覚し、公德心を持って社会規範を守り、互いに学び共に育ち、協働することが必要です。

大人は、子ども自らが創造的な子ども文化をはぐくみ、次代を担う人として成長するよう、愛情と理解と、ときには厳しさを持って接することが大切です。

箕面市は市民と協働し、子育てに夢を持ち、子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意し、この条例を制定します。

(目的)

第一条 この条例は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの最善の利益を尊重するとともに、子どもの自己形成を支援するための基本理念を定め、市と市民の役割を明らかにすることにより、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳未満の者をいう。

(基本理念)

第三条 市と市民は、箕面市の子どもを育てるにあたり、子どもの幸福を追求する権利を保障する。

- 2 子どもは、主体的に判断し、行動し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を養い、自らを律しつつ義務を果たし、たくましく生きることができるよう支援される。
- 3 大人は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりをめざし、子どもと協働する。
- 4 市民は、安心して子どもを育てることができるよう支援される。

(市の役割)

第四条 市は、基本理念に基づき、子どもに関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

(市民の役割)

第五条 市民は、自らの日常生活が子どもの生育環境をつくりだしていることを理解し、子どもが幸福に暮らせるまちづくりに努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に大きな役割を果たしていることを理解し、子どもを育てることに最善を尽くすよう努めるものとする。

(子どもの健康)

第六条 市と市民は、子どもの健康の保持と増進に努めるものとする。

(子ども文化)

第七条 市と市民は、子どもの多様で自主的な活動から生まれる子ども文化を尊重するものとする。

- 2 市と市民は、子ども自らの文化的活動、社会的活動その他の活動に対し積極的な支援に努めるものとする。
- 3 市と市民は、子どもにゆとりと安らぎを与える居場所の確保に努めるものとする。

(子どもの意見表明)

第八条 市と市民は、子どもの成長に応じて、表現の自由と意見を表明する権利を尊重するものとする。

- 2 市は、まちづくりに関し子どもの意見が反映される機会の確保に努めるものとする。

(子どもの社会参加)

第九条 市と市民は、子どもの社会参加の機会の確保に努めるものとする。

(子どもと環境)

第十条 市は、子どもの活動の場の確保と自然環境の保全に努めるものとする。

- 2 市は、子どもの生育環境を良好に維持するため、必要に応じ市民その他の関係機関と調整を行うものとする。

(学校・幼稚園・保育所)

第十一条 学校・幼稚園・保育所の機関は、子どもの豊かな人間性と多様な能力をはぐくむための重要な場であることを認識し、子どもの学習する権利や保育を受ける権利が侵されないよう自らその役割を点検し、評価するよう努めるものとする。

- 2 学校・幼稚園・保育所の機関は、保護者や地域の市民に積極的に情報を提供し、その運営について意見を聴き、協力を受けるなど開かれた学校・幼稚園・保育所づくりの推進に努めるものとする。
- 3 市は、学校・幼稚園・保育所の施設を市民の身近な生涯学習の場や市民活動の場として活用するよう努めるものとする。

(子育て支援)

第十二条 市は、保護者が子どもを育てるに当たり、必要に応じて経済的又は社会的な支援を行うことができる。

- 2 市は、子ども自身の抱える問題や子どもに関する相談に対し、速やかに対応するよう努めるものとする。

(市民活動支援)

第十三条 市は、子どもの自主的な活動や市民の子どもに関する活動を奨励し、支援することができる。

(相互連携)

第十四条 市は、すべての子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、市民その他の関係機関との相互連携を積極的に支援するものとする。

(救済)

第十五条 市は、子どもが人権侵害その他の不利益を受けた場合、これを救済する制度の整備に努めるものとする。

(推進体制)

第十六条 市は、子どもが幸福に暮らせるまちづくりを進めるため、総合的な推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成十一年十月一日から施行する。

箕面市新子どもプラン
次世代育成支援対策行動計画（後期計画）
平成22年（2010年）3月

発行：箕面市教育委員会 子ども部 子ども政策課

〒562-0003 大阪府箕面市西小路4-6-1

TEL：072（723）2121（代表） FAX：072（721）9907

再生紙を使用しています

印刷物番号

21-55
